

平成26年度入学者用 2014

履修の手引



科学技術学部・人文学部



いわき明星大学
IWAKI MEISEI UNIVERSITY

明星学苑が目指すもの

明星学苑は、建学の精神である「和の精神のもと、世界に貢献する人を育成する」ことをもって社会に寄与することをその使命とします。

教 育 方 針

1. 人格接触による手塩にかける教育
2. 凝念を通じて心の力を鍛える教育
3. 実践躬行の体験教育

校 訓

健 康 ・ 真 面 目 ・ 努 力

本学の教育目標

全人教育に基づいた、地域社会に貢献できる人の育成

平成26年度入学者用 2014

履修の手引



科学技術学部・人文学部

目 次

大学での学修のスタート

1. 履修の手引 4
2. ガイダンス 4
3. 大学からの連絡方法 4
4. 質問・相談 4

大学の授業

1. 授業の期間（学年・学期） 5
2. 授業科目の履修 5
3. 授業時間 5
4. 出席 5
5. 休講・補講、教室変更 6
6. 公共交通機関が運休した場合の授業の取扱い 7

授業科目の構成

1. 授業科目の区分 8
2. 授業科目の分類 8
3. 授業科目の配当学年 8

単 位

1. 単位数 9
2. 単位の認定 9

履修計画・登録

1. 年間履修登録単位数の上限 10
2. 履修登録の決まりごと 10
3. 再履修 10

試 験

1. 定期試験 11
2. 追試験 12
3. 再試験 12
4. レポート 12

成 績

1. 成績評価 13
2. GPA制度 13
3. 成績表・卒業可否通知 13

進級と卒業

1. 進級判定 14
2. 卒業判定 16

履修に関する各種制度と諸注意

1. 振替履修 17
2. 特別履修・聴講 17
3. 受講免除 17
4. 休学者が復学した場合の履修 17

科学技術学部のカリキュラム

1. 科学技術学部の教育目的 18
2. 科学技術学部の学位 18
3. 科学技術学部科学技術学科の教育目標 18
4. 科学技術学部科学技術学科の3つのポリシー 19
5. 全学共通教育科目 20
6. 卒業要件と授業科目 20
7. 科学技術学科授業科目表 22

人文学部のカリキュラム

1. 人文学部の教育目的 24
2. 人文学部の学位 24
3. 人文学部各学科の教育目標 24
4. 人文学部の3つのポリシー 25
5. 全学共通教育科目 28
6. 卒業要件と授業科目 28
7. 人文学部授業科目表
 - 表現文化学科 30
 - 現代社会学科 32
 - 心理学科 34

大学院

1. 大学院概要 36
2. 履修要綱 40

教職課程（教員免許状の取得）

1. 学部教職課程 47
2. 大学院教職課程 60
3. 小学校教諭 2 種免許状 61

各種資格

1. 社会教育主事 63
2. 図書館司書 64
3. 学校図書館司書教諭 65
4. 学 芸 員 66
5. 社会福祉士（受験資格） 67
6. 日本語教員 70
7. 社会調査士 72
8. 環境エネルギー教育リーダー 73

学則等諸規則

1. 学則 75
2. 大学院学則 79
3. 学位規程 82
4. 研究生規程 83
5. 研究生手続要領 83
6. 科目等履修生申込手続要領 84
7. 聴講生申込手続要領 84
8. 転部・転科に関する細則 85
9. 再入学に係わる内規 85

学校法人明星学苑 個人情報保護への取組み

キャンパス案内図

大学での学修のスタート

大学での学修は、一人ひとりがそれぞれの勉学の目標を定め、入学時から卒業までの長い期間にわたって、余裕のある計画を立てることから始まります。

計画を立てた上で、自分で受講する授業科目を考えて、決めて、受講することになります。このことを「履修」といいます。

1. 履修の手引について

本書「履修の手引」は、科学技術学部と人文学部の履修のしかたについて解説したものです。熟読して、自分で履修の計画が立てられるようにして下さい。

また、大学では単位制を採用しており、本書では、進級時や卒業時に必要な単位数・科目についても解説しています。熟読して、進級や卒業の決まりについてよく理解しておいて下さい。

2. ガイダンスについて

大学では、新しい学年のはじめに「ガイダンス」を行い、科目の履修方法・登録方法・変更点などを説明します。

学生にとって、ガイダンスは必要な情報を得ることのできる重要な機会ですので、必ず出席して下さい。また、年次に応じた詳しい説明などのお知らせがありますので、毎年、出席するようにして下さい。

ガイダンスを欠席して必要な情報が得られないと、結果的に自分が不利益を被ることになりますので、注意して下さい。

3. 大学からの連絡方法について

大学では連絡事項など必要な情報は、原則として『掲示』によって行います。少なくとも1日1回は必ず掲示板を確認する習慣をつけて下さい。

掲示した内容はすべて学生に伝達されたものとして取り扱います。特に休講・補講・試験・学生呼び出しなどの連絡事項については十分に注意して下さい。

掲示を見落とししたことにより不利益を被っても、学生各自の責任となります。

4. 質問・相談について

(1) 履修相談

履修に関する質問・相談は教務グループにて行います。

○授 業 日 9：00～18：00（土曜日9：00～15：00）

○授業日以外 9：00～17：00（土曜日9：00～15：00）

進級や卒業要件等について、少しでも分からないことがある学生は必ず教務グループに来局し、相談して下さい。

(2) 教員に質問・相談をしたい場合

【専任教員】先生方の研究室を訪ねて下さい。

【非常勤講師】本館1階の講師控室を訪ねて下さい。

○前もって、教員の出講日、オフィスアワーを確認して下さい。

○研究室や出講日がわからない時は教務グループで確認して下さい。

(3) 学習相談センターの利用

科学技術学部学習相談センターを設けており、専任教員及び大学院生等の学習相談員が質問・相談に応じます。なお、詳細は掲示板にて確認して下さい。

大学の授業

1. 授業の期間（学年・学期）について

本学の「学年」は4月1日から翌年3月31日までの間とし、1年間の学修期間を2つの学期に区分しています。

前期 4月1日から9月21日まで

後期 9月22日から翌年3月31日まで

2. 授業科目の履修について

授業科目の履修方法は、すべて学則に定められています。学生のみなさんは学則に基づいて履修計画を立て、卒業に必要な単位を修得しなければなりません。

本書「履修の手引」は、学則をもとに授業科目の履修方法を解説したものですので、熟読し、計画的に履修するようにして下さい。

大学では毎年、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。履修登録とは、学則によって定められたカリキュラムに基づき、自分で履修すべき授業科目を選択し、登録・申請することです。卒業のための要件は厳格に定められていますので、1年生のときから計画的に履修する必要があります。

履修登録の方法については、本手引「P.10 履修計画・登録」を参照して下さい。

3. 授業時間について

授業時間は原則として下表のとおりです。

本学における1回の授業時間は90分を基準としています。但し、定期試験のときは時限・時間が異なることがありますので、十分に注意して下さい。

時 限	授 業 時 間
1	9：00～10：30
2	10：40～12：10
3	13：00～14：30
4	14：40～16：10
5	16：20～17：50
6	18：00～19：30

4. 出席について

カードリーダーが設置してある教室では、授業開始前に学生証を必ずかざして下さい。学生証を忘れた場合は、教員に申し出て下さい。

また、カードリーダーが設置されていない教室では、教員が出席の確認をします。

大学ホームページから各授業の出席状況を確認することができます。

<http://ams07web.iwakimu.ac.jp/syusseki/>（※ ユーザー ID、パスワードによるログイン）

カードリーダー設置教室は下表のとおりです。

建物名 (建物番号)	教 室 番 号						
	講 義 館 (2)	AV大講義室		102	105	106	
201		202	204	205	206	207	
301		302	303	304	305	306	307
人 文 系 館 (3)	101	102					
	201	202	203	204			
	301	302	303	304			
人文系館別館 (3W)	301						
図 書 館 (4)	視聴覚教室						
科学技術系館 (6N)	101	103	104	106			
	201	205					
	301	302	303	304			
	401	402	405				
薬 学 部 棟 (16)	105	106	107	108			
	201	202	203	204	205	206	207
	208	209	210	212	213		

※読み取り時間帯による出欠の扱いについて

読み取り時間帯	出欠状況	
授業開始10分前から開始まで	出席	出席扱い
授業開始時から開始後30分まで	遅刻	
授業開始後30分以降	例外	欠席扱い
読み取りが無い場合	欠席	

5. 休講・補講、教室変更について

- (1) 授業担当教員から教務グループに休講・補講、教室変更の連絡が入り次第、本館1階に設置してある電子掲示板および大学ホームページにてお知らせします。
- (2) 休講情報は、大学で発行する個人ごとのメールアドレスにも配信します（登録者のみ）。携帯電話等への転送もできます。詳細は「IMUCS7利用の手引き」を参照して下さい。
- (3) 授業開始時刻後であれば、係員が直接教室へ行き、口頭で連絡します。但し、教室の黒板を使っての休講連絡はしません。
- (4) 授業開始時刻を30分経過しても休講等の連絡がない場合は、受講している学生の代表者（誰でも構いません）が教務グループへ来て指示を受け、その指示を受講者全員に確実に伝えて下さい。
- (5) 休講となった授業は、補講期間または教員の指定する期日に補講を行いません。
- (6) 学生からの休講・補講、教室変更に関する電話、電子メールなどでの問い合わせには一切応じられません。
※当日のお知らせになる場合もありますので、各自で確認して下さい。

【大学ホームページによる確認】

- (1) いわき明星大学ホームページ (<http://www.iwakimu.ac.jp/>) から**授業情報**へ進み、**休講情報**ボタンをクリックして下さい。



- (2) 以下の、**休講情報**／**教室変更情報**をクリックして下さい。

※携帯電話で下図のQRコードを読み込み、休講情報を確認することもできます。

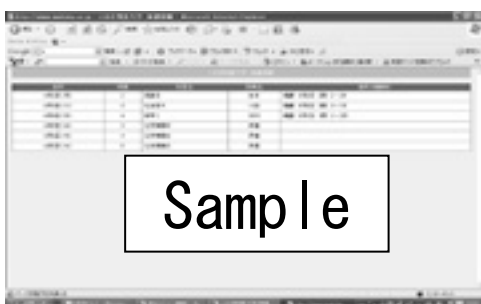


次にログイン画面にパスワードを入力し、**ログイン**をクリックします。

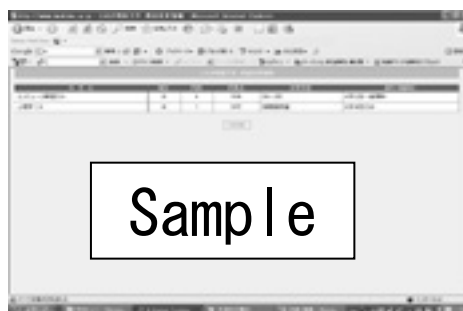
【休講、教室変更情報のパスワード（固定）】 5111

- (3) 休講情報・教室変更情報画面が表示されます。

【休講・補講情報】



【教室変更情報】



6. 公共交通機関が運休した場合の授業の取扱いについて

公共交通機関	基準時刻	運休による授業の取扱い
○電車：東日本旅客鉄道 ○バス：新常磐交通	午前7時現在（NHKニュース）	大学ホームページにて、休講情報などの確認をして下さい。

※電話もしくは電子メールなどでの問い合わせには一切応じられません。

授業科目の構成

1. 授業科目の区分について

授業科目は、その内容により、以下のように区分されています。

- 全学共通教育科目（基礎科目、教養科目、健康・スポーツ科目）
- 専門教育科目
- 教職課程科目
- 資格関連科目

また、学修期間は、以下のようになっています。

- 通年科目：1年間（30週）にわたって履修する科目
- 前期科目：前期（15週）にわたって履修する科目
- 後期科目：後期（15週）にわたって履修する科目

※なお、夏期休業中などの期間に集中して授業を行う場合があります（＝集中講義）。

2. 授業科目の分類について

必修科目	卒業資格を得るためには必ず修得しなければならない科目
選択必修科目	卒業に必要な所定の単位数を満たす上で、指定された範囲から選択し、一定の単位数以上、必ず修得しなければならない科目
選択科目	卒業に必要な所定の単位数を満たす上で選択できる科目
自由科目	卒業に必要な単位の中に含まれない科目

3. 授業科目の配当学年について

授業科目は、その開講される学年（配当学年）が定められ、順序づけられています。したがって、自分の学年に配当された授業科目および自分の学年より下の学年に配当された授業科目を履修しなければなりません（再履修を含む）。

なお、自分の学年より下の学年に配当された科目の履修については、自分の学年の必修科目と時間割上重複する可能性があることを承知しておいて下さい。

単 位

本学では単位制を採用しています。単位制とは、授業科目にそれぞれ定められた単位があり、その授業科目を履修して試験に合格すれば単位を与えられる制度をいいます。

科学技術学部および人文学部では、4年以上本学に在学して、所定の単位を修得すれば卒業と認定し、学士の学位が授与されます。

※但し、休学期間は在学年数に算入しない。

1. 単位数について

授業科目の単位数は、すべて学則で定められています。単位数とは、授業科目の学修に必要な時間量のことと、履修した授業科目の学力が一定レベルに達したときに与えられるものです。

各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする構成内容をもって1単位とすることを標準とします。

但し、単位数の算出方法は授業の種類や形態によって異なり、授業の方法に応じた教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して決められます。授業の他に、予習・復習といった教室外での学修時間も含めて成り立っています。

本学の場合、原則として次の基準により単位数を計算しています。なお、本学では1時限の授業を2時間とみなしています。

講 義 ・ 演 習	15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
卒業論文・卒業研究・卒業制作等の授業科目	これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位を定めることができる。

2. 単位の認定について

授業科目を履修し、下記の条件を満たせば、所定の単位が認定されます。

- 履修登録が確実に行われていること。
- 当該科目の授業に3分の2以上出席していること。
- 当該科目の評価が合格点（P13参照）に達していること。

履修計画・登録

それぞれの年度でどのような授業科目を履修するかという計画を「履修計画」といいます。

また、年度の初めごとに、履修の手引、シラバス、時間割表に従って、その学年に履修しようとする科目を選択し、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。

1. 年間履修登録単位数の上限について

授業科目の履修にあたっては、系統的かつ総合的な学修を考慮し、予習・復習時間を十分に確保し、計画的な履修が行えるように当該年度に登録できる単位数の上限を設けています。

年間履修登録単位数の上限：50単位

補足1：原則として卒業要件に含まれない資格取得のために開設された科目の単位は登録単位数の上限に含めません。

補足2：資格関連科目のうち、学科の専門科目として開設している科目の単位は卒業要件に含まれるため、登録単位数の上限に含まれます。

2. 履修登録の決まりごとについて

- 履修登録は「前期のみ開講」、「後期のみ開講」、「集中講義による開講」などに係らず、年間すべての科目を履修登録しなければなりません。登録漏れのないようにして下さい。
- 履修登録をしていない科目は、単位が認められません。
- 時間割表の2ヶ所以上で開講されている科目については、どこか1ヶ所で履修して下さい。
- 一度単位を修得した科目を再度履修することはできません。
- 同一時限に2科目以上を履修登録することはできません。
- 後期授業開始後の所定の期間内に限り、登録内容の変更（科目の追加・変更）を認めます。
- 前期で修得できなかった科目を削除して、後期に新たな科目を追加することはできません。
- いったん修得した単位および成績は取り消すことができませんので、慎重に計画を立てて下さい。
- 履修登録の有効期限は当該年度限りであり、履修登録は毎年度行わなければなりません。

3. 再履修について

再履修とは、前年度またはそれ以前に履修登録をして単位を修得できなかった科目を、翌年度以降に改めて履修することです。

再履修に際して注意する事項は、次のとおりです。

- 必修科目の単位を修得できなかった場合は、必ず再履修して修得する必要があります。
- その他の科目について、再履修するかどうかは、各自の意思に任せられています。
- 再履修科目と自分の学年に配当された科目の授業時間が重なる場合は、原則として、自分の学年の科目を履修して下さい。
- 再履修科目の履修登録・試験などは、新規に履修する科目の場合と同様となります。
- 再履修クラスが設けられている科目については、再履修クラスで受講しなければなりません。

試 験

本学では定期試験及び臨時試験（追試験、再試験）を次のように分類します。

1. 定期試験について

定期試験とは、「前期末、学年末に定期的に行う試験」をいいます。原則として、講義終了後に実施します。定期試験を実施する科目・時間については、掲示にてお知らせしますので、必ず確認して下さい。

定期試験の実施時間は下表のとおりです。なお、試験時間を間違えた場合は、追試験を受けることができませんので、注意して下さい。

試験時限	60分の場合	90分の場合
1	9：00～10：00	9：00～10：30
2	10：40～11：40	10：40～12：10
3	13：00～14：00	13：00～14：30
4	14：40～15：40	14：40～16：10
5	16：20～17：20	16：20～17：50
6	18：00～19：00	18：00～19：30

※チャイムは通常授業通りです。

〈試験時の注意事項〉

試験の際には、以下に示す事項を厳守して下さい。

- ① 受験できる科目は、年度初めに「履修登録」をし、許可を受けたものに限られる。
- ② 授業の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。
- ③ 授業料等未納者は、全ての科目の受験資格を失う。
- ④ 受験に際しては、次のことに留意すること。
 - 試験場は授業が行われる講義室とは異なる場合があるので注意すること。
 - 受験の際は、学生証を提示すること。学生証の提示場所は、座席の通路側の机上とする。なお、写真および契印のない学生証は無効である。
定期試験当日に学生証を忘れた者は、キャンパスライフグループ窓口で仮学生証（有料、当日限り有効）を発行してもらうこと。
 - 答案には、学部、学科、学籍番号、氏名を明瞭に記入すること。
記入していない答案は無効となる。
 - 特に許された参考資料等の他は、試験場に持ち込むことができない。
 - 不正行為をした者には、次の処分が行われる。
 - i. その時点で受験を停止する。
 - ii. それ以降の期間内の受験はできない。
 - iii. 不正行為科目および受験できない科目の成績はつけられない。
 - iv. その氏名を学内に掲示する。
 - その他、試験場ではすべて試験監督者の指示に従うこと。

2. 追試験について

追試験とは、「病気その他やむを得ない事情により、定期試験を受けられなかった学生を対象に行う試験」をいいます。但し、追試験の評価は下表のとおりです。

(1) 追試験の申込み

当該本人が、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を教務グループへ提出し、申込みを行います。審査の上、許可証を発行します。

(2) 認められる事由、必要書類、評価基準

事 由	必 要 書 類	評価基準
1. 感染症 [*]	医師の診断書	100点満点
2. 実習等（教育実習、介護体験、福祉実習、インターンシップ等）	担当部署の発行する書類	
3. 就職試験	就職試験案内等（受験票）	
4. 忌引（第一親等～第三親等）	死亡診断書の写等	
5. 交通機関の遅延	遅延証明書	
6. 交通事故	事故証明書	
7. 裁判員裁判	公的証明書	
8. その他の公的な事由	公的証明書	
9. その他の私的な事由	学生の所属する学部の学部長押印のある理由書	90点満点

※感染症は、学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症とする。

(3) 追試験料

前掲出表の「9. その他の私的な事由」のみ追試験料を徴収します。

追試験料は1科目につき1,000円です（変更のある場合は掲示によりお知らせします）。

また、追試験料は証紙により納めます。

3. 再試験について

4年生に進級合格し、次の条件をすべて満たしている者を対象として、定期試験終了後に行う試験です。ただし、再試験の評価は60点満点となります。

1. 当該期限までに必要な学費を全額納入している。
2. 前期については、定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。（科目数の制限なし）
後期については、定期試験等を受験し、卒業要件科目のうち必修科目と選択科目あわせて4科目以内が不合格となっている。
3. 該当科目の授業の出席が、3分の2を超えている。

なお、次の者は対象外になります。

1. 健康・スポーツ演習科目、実験、ゼミナールおよび学科の指定した科目の不合格者。（原則として）
2. 追試験不合格者。（再試験と追試験は同一期間に実施するため）

(1) 再試験の申込み

定期試験終了後、再試験の該当者を掲示します。提示された期間内に教務グループに申し込みます。

(2) 再試験料

再試験料は1科目につき2,000円です。また、再試験料は証紙により納めます。

4. レポートについて

授業科目の性質上、担当教員が試験よりも学習効果があると判断した場合、試験に代えてレポートを課します。

成績

1. 成績評価について

成績は、秀・優・良・可・不可の5段階に分けられます。なお、不合格の科目は成績証明書には記載されません。

点数	評価	合否
100点～90点	秀	合格
89点～80点	優	
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点以下	不可	不合格

2. GPA制度について【平成23（2011）年度以降入学者対象】

(1) GPA (Grade Point Average) とは

もともとアメリカで一般的に行われている成績評価方法で、履修科目の成績の平均を数値で表わしたものです。この数字を見ることで、自分の成績をより客観的に把握することができます。

(2) GPAの計算方法

成績評価の秀、優、良、可、不可にそれぞれ4、3、2、1、0の数値（GP）を与えます。次にそれぞれのGPに科目の単位数を乗じ、その合計を履修科目の総単位数で除して算出します。

【計算例】

「科学技術演習Ⅰ」（2単位）優 3（GP）

「基礎数学Ⅰ」（1単位）秀 4（GP）

$$((3 \times 2) + (4 \times 1)) \div (2 + 1) = 3.3$$

G	単	G	単	単	単	G
P	位	P	位	位	位	P
①	①	②	②	①	②	A

(3) 本学におけるGPAのルール

本学では、次のようなルールでGPAを計算します。

- 卒業に関わるすべての履修科目（全学共通教育科目と専門教育科目）を対象とする。
- 資格関連科目等は含めない。（但し、学科の専門教育科目になっているものは除く。）
- 認定科目は含めない。（単位互換による他大学の単位等）
- 不合格科目も計算の対象となる。（履修登録済で受講しなかった科目“放棄科目”があると、GPAは下がる。）

(4) GPAの利用

- 奨学金貸与基準
- 成績優秀者表彰基準
- 修学支援及び履修指導

GPAの詳細については、教務グループに問合せ下さい。

3. 成績表・卒業合否通知について

進級、卒業の合否は、それぞれ学年末の判定会議で決定されます。成績表は年度末に保証人宛に郵送し、学年始めのガイダンスにて学生本人に配付します。

また、卒業合格通知は、3月上旬頃に保証人宛に郵送し、学生本人には2月末に学内掲示にてお知らせします。

進級と卒業

本学には、3年生、4年生への進級および卒業の可否を判定する制度があります。休学した場合または進級判定、卒業判定で不合格となった場合は留年となります。

なお、留年となった場合、その後の進級や卒業の判定基準および卒業に必要な要件は、入学年度の「履修の手引」 とおりです。

以下に学年別に要点をまとめてありますので、よく読んで履修して下さい。

1. 進級判定

2年生から3年生、3年生から4年生への進級判定は、次の基準によります。

(1) 2年生から3年生への進級判定

3年生への進級判定基準は、次のとおりです。

1. 2年以上在学していること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません)
2. 原則として、2年生の終わりまでに、2年生までに課せられた次表の進級基準値以上の単位数を修得していること。
3. 2年生の終了までに、必要な学費を全額納入していること。

3年生への進級基準単位数

部門 学科	全学共通教育科目			専門教育科目		合計	進級 基準
	必修		選択	必修	選択		
	基礎	健康・スポーツ					
科学技術学科	4	4	16	22 ^{*1}	28	74	46
表現文化学科	7	4	13	16	32	72	50 ^{*2}
現代社会学科	7	4	19	16	28	74	50 ^{*2}
心理学科	7	4	13	24	16	64	50 ^{*2*3}

*1 2年生までの選択必修8単位は、「必修」に含める。

科学技術学科の授業科目表(P.20～P.21)のうち、★1の2科目(2単位)、★2の2科目(4単位)、★3の1科目(2単位)が対象です。

*2 人文学部共通必修科目を含むこと。

*3 心の科学ⅠまたはⅡを含むこと。心理学基礎実験ⅠまたはⅡを含むこと。

※ 3年生への進級判定不合格者は留年となり、3年生以上に配当された科目の履修はできません。

(2) 3年生から4年生への進級判定

4年生への進級判定基準は、次のとおりです。

1. 3年以上在学していること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません)
2. 原則として、3年生の終わりまでに、3年生までに課せられた次表の進級基準値以上の単位数を修得していること。
3. 3年生の終了までに、必要な学費を全額納入していること。

4年生への進級基準単位数

部門 学科	全学共通教育科目			専門教育科目		合計	進級 基準
	必修		選択	必修	選択		
	基礎	健康・スポーツ					
科学技術学科	4	4	16	26*	66	116	90
表現文化学科	7	4	27	20	54	112	90
現代社会学科	7	4	27	20	54	112	90
心理学科	7	4	27	28	46	112	90

* 3年生までの選択必修12単位は、「必修」に含める。

科学技術学科の授業科目表(P.20～P.21)のうち、★1の2科目(2単位)、★2の2科目(4単位)、★3の1科目(2単位)、★4の1科目(2単位)、★5の1科目(2単位)が対象です。

- ※1 4年生への進級判定不合格者は留年となり、4年生に配当された科目の履修はできません。
- ※2 4年生に進級合格した者は、就職活動等で必要な**卒業見込証明書**の交付が受けられます。

(3) 判定基準の計算方法

進級判定の単位数の計算方法は、次の通りです。

1. 修得した単位数を、部門(科目の種類)ごとに集計します。
2. 各部門において、修得した単位数が進級基準の単位数以上であれば、進級基準の単位数を判定単位数とします。(進級基準の単位数を満たしていればよい)
3. 各部門において、未履修、単位未修得などにより修得した単位数が進級基準の単位数に満たなければ、修得した単位数を判定単位数とします。
4. 各部門の判定単位数の合計が進級基準の単位数を満たしているかどうかにより、進級の判定を行います。

2. 卒業判定について

卒業の判定基準は、次のとおりです。

1. 4年以上8年以内在学していること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません)
2. 卒業に必要な科目をすべて修得していること。
3. 卒業に必要な次表の基準値以上の単位数を修得していること。
4. 卒業までに必要な学費を全額納入していること。

卒業基準単位数

部門 学科	全学共通教育科目			専門教育科目		合計
	必修		選択	必修	選択	
	基礎	健康・スポーツ				
科学技術学科	4	4	16	22 ^{*1}	78 ^{*1}	124
表現文化学科	7	4	27	32	54	124
現代社会学科	7	4	27	32	54	124 ^{*2}
心理学科	7	4	27	40	46	124 ^{*3}

- * 1 選択必修科目は、「選択」に含める。
- * 2 選択必修科目12単位を含むこと。
- * 3 心の科学Ⅰ及びⅡを含むこと。

- ※ 1 卒業判定基準を満たした者は卒業と認定され、学士の学位が授与されます。
- ※ 2 2月末の卒業判定会議後、卒業可否を学内に掲示します。また、保証人宛に成績表と卒業可否通知を郵送します。

履修に関する各種制度と諸注意

1. 振替履修

振替履修とは、卒業に必要な全学共通教育科目および専門教育科目の単位の一部を、当該科目が属する部門以外、または他学部・他学科の科目に振り替えて修得できる制度のことです。

科学技術学科	卒業判定および4年生への進級判定の際、専門教育選択科目においては全学共通教育選択科目・資格科目・他学部他学科科目から「16単位」、全学共通教育選択科目においては専門教育選択科目から「4単位」の範囲内で振り替えることができる。
表現文化学科	卒業判定および進級判定の際、専門教育科目および全学共通教育科目の選択科目では、専門教育選択科目・全学共通教育選択科目・資格科目・他学部他学科科目から合わせて「8単位」の範囲内で振り替えることができる。
現代社会学科	
心理学科	

2. 特別履修・聴講

他学部、他学科の専門教育科目を学びたい場合は、「特別履修」および「聴講」という制度があります。

(1) 特別履修について

特別履修では、受講した科目について単位を修得することができます。

【認可基準】

特別履修を許可するのは、下の①～⑤を満たし、かつ学長が許可した場合とします。

- ① 自分の学年または自分より下の学年に担当された科目であること。
- ② 教育設備に余裕があること。
- ③ 受講する能力があると認められること。
- ④ 当該科目担当教員が履修を認めていること。
- ⑤ 将来その科目を修得する必要があると認められること。

【受講手続】

特別履修を希望する学生は、履修登録・確認期間中に教務グループにある指定用紙に記入の上、申込みを行い、許可された者は履修登録を行います。

(2) 聴講について

聴講は単位の修得を目的とせず、講義を聴講することをいいます。したがって、履修登録は不要で、試験もありません。

聴講を希望する学生は、履修登録・確認期間中に教務グループにある指定用紙に記入し、科目担当教員の許可印をもらった上で、申込みを行います。

3. 受講免除

4年生への進級判定に合格した者（卒業見込みの者）に限って、受講免除の制度があります。

これは、未修得科目のうち、卒業に必要な必修科目（教職などは不可）の授業時間が重なる場合に、出席できない科目の受講を免除してもらうものです。

受講免除は、過去に履修したことがある科目でなければなりません。また、卒業研究と重なる必修科目の場合は認められません。

受講免除希望者は、履修登録・確認期間中に教務グループにある指定用紙に記入し、科目担当教員の許可印をもらった上で、教務グループに提出して下さい。

4. 休学者が復学した場合の履修

卒業に必要な要件は、入学した年度の「履修の手引」によります。

なお、復学する学年は、教務グループに問い合わせして下さい。

科学技術学部のカリキュラム

1. 科学技術学部の教育目的

科学技術学部は、本学の教育理念たる「和」の精神に基づく全人教育を根本に据え、豊かな教養と良識を備えたうえに、科学する心を持ち、今日の時代と社会がその解決を科学技術に託しているさまざまな課題に、真摯かつ柔軟に対応できる人材を養成することを目的としています。一人ひとりの学生を大切にす手塩にかける教育を行い、科学的な思考と手法、およびコンピュータ技術を確実に修得させるとともに、課題解決にチャレンジできる実行力や応用力を養うことを教育目標とし、地域社会の発展に貢献できる技術者を育成します。

2. 科学技術学部の学位

科学技術学部では、4年以上在学し、必要な単位数を修得した者に学士の学位を授与します。

ただし、通算在学年数（休学期間は算入しない）は8年を超過できません。

科学技術学部の卒業生に与えられる学士の学位は、下表のとおりです。

学 科 名	学 士 の 学 位
科学技術学科	学士（理工学）

3. 科学技術学部科学技術学科の教育目標

科学技術学部の教育目的の遂行に向けて、科学技術学部科学技術学科では、環境エネルギー・情報・少子高齢化・地域活性化等の現代社会における諸問題に科学技術的側面から柔軟に取り組んでいくことのできる人材を養成します。さらに、自ら積極的に学ぶ意欲を持ち、実践力、問題解決能力、コミュニケーション力等の社会で通用する力を身につけた科学技術者を養成します。学生の自主的な勉学への動機付けを大切に、目的意識を持って各自の関心や将来の方向に合わせて専門分野を学ぶために、「環境エネルギー」、「生命科学」、「電子情報」、「機械システム」の4コースを設け、以下の点に主眼を置いた教育を行います。

- ① 科学技術に関する基礎知識と所属するコースの専門分野に関する知識を用いて、現実の諸問題解決に積極的に取り組む能力を身につけます。
- ② 自ら積極的に学ぶ意欲を持ち、広い視野から総合的に考えてゆく学習態度を身につけます。
- ③ 論理的な文章表現、口頭発表力および討議等を行えるコミュニケーション能力を身につけます。
- ④ 科学技術の知識とともに豊かな教養を身につけ、幅広い視野を身につけます。

4. 科学技術学部科学技術学科の3つのポリシー

科学技術学部	
科学技術学科	
ディプロマポリシー (学位授与方針)	<p>本学の教育内容・方法に掲げられている「時代を見据え、地域に根ざし、体験を通して学ぶ専門教育」を実践し、持続可能な社会を目指し地域と連携し、文部科学省現代 GP プロジェクトの成果を具現化することと、科学技術の知識とともに教養を身につけ、幅広い視野を持った科学技術者を養成することを目的とします。この目的を達成するために、次のような学士力を持った人材を養成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境エネルギー・生命科学・電子情報・機械システムについての諸問題を認識し、これらの問題に科学技術的側面から柔軟に取り組むことができる。(関心・意欲) (2) 科学技術について、社会的視点や地域の視点から多面的に学び、地域社会の将来を担える能力を身につける。(知識・理解) (3) 科学技術分野の基礎となる数学・理科・英語・情報処理技術に関する基礎知識を持ち、これらの知識を応用する能力を身につける。(知識・理解) (4) 環境エネルギー・生命科学・情報・ものづくりに関連する幅広い技術について、基本的な知識を身につけ、科学技術全般を見渡せる能力を養う。(知識・理解) (5) 科学技術に関する演習や実習を主体的に選択し、問題解決能力やコミュニケーション能力を習得することができる。(技能・表現) (6) これまでに学んできた科学技術の基礎知識をもとに「環境エネルギー」「生命科学」「電子情報」「機械システム」の4分野から1分野のより進んだ専門知識を持ち、活用することができる。(思考・判断) (7) キャリア教育により習得した知識を公務員や理科教員あるいは高度専門職業人として、地域社会で実践することができる。(態度)
カリキュラムポリシー (教育課程の編成・実施方針)	<p>科学技術学科のカリキュラム構成において、必修科目は、一般教育・導入科目とコース別の演習とゼミナール、さらには卒業研究などの科目で合計58単位と定めており、他は選択科目としています。理工系学科では、必修科目が多くなりがちですが自然科学の幅広い教養を身につけるために選択科目を主にしながら、複数のモデルケースを作成して履修指導を行い、学生が希望する専門分野への段階的な教育を行っています。以下に本学科の教育課程の概要を示します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 1年次には導入教育として、「フレッシュャーズセミナーⅠ・Ⅱ」により大学生として学ぶ意識を持たせ、「科学技術演習Ⅰ」により科学技術学科で学ぶ目的意識づけを行います。[DP (1)・(2) に対応] (2) 1・2年次には基礎教育として、数学・理科・英語・情報基礎を少人数の習熟度別クラスで開講し、さらに科学技術専門教育の各科目の理解を深めるために物理実験・化学実験を行います。[DP (3) に対応] (3) 1・2年次には、専門分野の選定などのために「環境エネルギー」、「生命科学」、「情報」、「ものづくり」をキーワードにした選択基礎科目を開講します。[DP (4) に対応] (4) 2・3年次には、「科学技術演習Ⅱ」や各専門分野の演習を通して実践的な能力を養い、各専門分野のゼミナールⅠ・Ⅱにより問題解決能力やコミュニケーション力を身につけさせます。[DP (5) に対応] (5) 3年次には、「環境・エネルギー」、「生物・バイオテクノロジー」、「ネットワーク・コンピュータプログラミング」、「機械・ものづくり」をキーワードにしたコース別専門科目を配置し、履修に当たっては、コース科目群の履修幅を大きくとることで進路に応じ、また個に応じて柔軟性を与えています。[DP (4)・(6) に対応] (6) 1～3年次の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」によりキャリア教育を行うことで将来の目標を明確にすることができ、目標達成のために何をすべきかについて意識づけを行います。[DP (2)・(7) に対応] (7) 4年次の「卒業研究・制作・講読」により、自分の専門分野について、自信を持って説明できる教育を行います。[DP (4)・(7) に対応]
アドミッションポリシー (入学受入方針)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 【環境エネルギー】【生命科学】【情報】【ものづくり】の4つのテーマのいずれか、もしくは複数に強い興味と関心を持っている人 (2) 将来、国際的にも通用する技術者あるいは研究者になりたいという意志と目標を持った人 (3) 高校教育における数学と理科(物理、化学、生物)の学習内容について、基礎的な知識や能力を身につけている人 (4) 国際的に活躍できる能力およびコミュニケーション能力を伸ばしていくため、英語科目についても基礎力をもつ人

5. 全学共通教育科目について

全学共通教育科目は、学部学科の別によらず、大学生にふさわしい基礎力、教養、技能を幅広く身につけることを目的とする科目です。

全学共通教育科目は、その内容により、基礎科目、教養科目、健康・スポーツ科目の三つに分かれています。

科学技術学部では、必修科目である基礎科目4単位および健康・スポーツ科目4単位を含む、合計24単位以上を履修します。

(1) 全学共通教育科目の種類

① 基礎科目

科学技術学部では、1年生で英語2単位が必修となっています。また、「キャリアデザイン1」（1年生、1単位）、「キャリアデザイン2」（2年生、1単位）も必修となっています。

英語以外の外国語を履修したい学生のために、選択外国語科目として、中国語、ドイツ語、スペイン語、フランス語、コリア語が開設されています。初習の外国語は1、2の順に履修して下さい。なお、英語については中級、準上級、上級クラスも開設されています。

外国人留学生は、1年生の必修英語に替えて、日本語8単位を修得して下さい。その際、1年生の必修英語は選択科目となります。

② 教養科目

教養科目には、人間文化、生活社会、自然科学、外国語コミュニケーションの各分野にわたる科目群、並びにゼミ形式でさまざまなトピックを扱う教養ゼミがあります。教養科目は、指定がなければ全学年で履修することができます。

③ 健康・スポーツ科目

1年生では、「健康・スポーツ科学概論」（2単位）と「健康・スポーツ科学演習1、2」（各1単位）が必修となっています。

さらに健康・スポーツ科目を履修したい学生のために、多数の種目から1つを選べる「選択スポーツI、II」が選択科目として開設されています。選択科目は全学年で履修できます。

6. 卒業要件と授業科目

P.22～P.23に学科の卒業要件と専門教育科目および全学共通教育科目の一覧を掲載しています。以下の注意事項をよく読んで、自分がどの科目を履修するのか計画を立て、より幅広い知識を身につけて下さい。

注意事項

1. 各科目は、学年順に履修して下さい。自分の学年より上位に割り当てられている科目は履修できません。
2. 必修科目の単位は、必ず修得する必要があります。
3. 卒業に必要な専門教育科目および全学共通教育科目の単位を満たすために、選択必修科目・選択科目の単位を修得する必要があります。

部門	専門教育科目 (合計 100 単位以上修得しなければならない)											
	必修科目		選択科目									
卒業に必要な単位数	22 単位		78 単位以上 (※ 1)									
学年	必修科目		共通選択科目		環境エネルギーコース		生命科学コース		電子情報コース		機械システムコース	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1	フレッシュャーズセミナーⅠ	2	基礎数学Ⅰ (★1)	1	生物環境学	2	動物行動学	2	コンピュータ技術演習	2	ロボット工学	2
	フレッシュャーズセミナーⅡ	2	基礎数学Ⅱ (★1)	1	地球環境工学	2	地球化学	2	コンピュータシステム概説	2	自動車工学	2
	科学技術演習Ⅰ	2	数学Ⅰ (★1)	1								
	情報基礎演習	2	数学Ⅱ (★1)	1								
	物理実験	2	基礎物理学 (★2)	2								
	化学実験	2	基礎化学 (★2)	2								
			基礎生物学 (★2)	2								
			物理学Ⅰ (★2)	2								
			化学Ⅰ (★2)	2								
			生物学Ⅰ (★2)	2								
			物理学Ⅱ (★2)	2								
			化学Ⅱ (★2)	2								
			生物学Ⅱ (★2)	2								
			数学Ⅲ	1								
		数学Ⅳ	1									
2	科学技術演習Ⅱ	2			環境エネルギー演習(★3)	2	生命科学演習(★3)	2	電子情報演習(★3)	2	機械システム演習(★3)	2
					環境エネルギー学	2	生化学	2	Javaプログラミング	2	基礎図形科学	2
					新エネルギー学	2	動物生理学	2	コンピュータネットワーク	2	材料力学	2
					電気磁気学	2	無機化学	2	情報倫理	2	熱力学	2
					バイオエンジニアリング	2	生物有機化学	2	コンピュータハードウェア	2	流れ学	2
					計測工学	2	分析化学	2	コンピュータ基礎実験	2	機械製図基礎演習	2
					エネルギー変換学	2	細胞生物学	2	グラフィックスプログラミング	2	機械力学	2
							分子遺伝学	2	コンピュータ周辺機器	2	機械材料学	2
							物理化学	2	情報ネットワーク	2	感性工学	2
							定量分析学	2				
3			インターンシップ	2	環境エネルギーゼミナールⅠ(★4)	2	生命科学ゼミナールⅠ(★4)	2	電子情報ゼミナールⅠ(★4)	2	機械システムゼミナールⅠ(★4)	2
			キャリアデザインⅢ	2	環境エネルギーゼミナールⅡ(★5)	2	生命科学ゼミナールⅡ(★5)	2	電子情報ゼミナールⅡ(★5)	2	機械システムゼミナールⅡ(★5)	2
					半導体工学	2	生物有機合成学	2	情報技術実験	2	機械製図応用演習	2
					熱システム学	2	微生物学	2	C言語プログラミング	2	CAD/CAM	2
					電気電子材料学	2	機器分析学	2	アナログ回路	2	機械設計基礎演習	2
					エコマテリアル	2	生物学実験	2	ネットワーク設計運用	2	材料設計学	2
					自然体験プログラム	2	海洋生物学	2	Web デザイン	2	NC プログラミング	2
					環境工学特別講義	2	天然物化学	2	情報理論	2	CAD 演習	2
					電気応用学	2	電子顕微鏡実習	2	ソフトウェア工学	2	機械設計応用演習	2
					原子力安全工学	2			データベース	2	コンピュータシミュレーション	2
					エネルギー変換材料学	2			デジタル回路	2	機械加工学	2
					放射線工学	2			情報通信工学	2	制御工学	2
					環境汚染防止論	2			Web プログラミング	2		
									コンピュータアニメーション	2		
4	卒業研究・制作・講読	8	科学技術特別講義	2								
開設単位数		22		30		44		44		50	46	

☆ : 専門教育科目の必修科目 ☆ : 全学共通教育科目の必修科目
 ☆ : 専門教育科目の選択必修科目 (★1～★5) ☆ : 全学年で履修できる全学共通教育科目の選択科目

- ☆ ★1 : 4科目から「2科目 (2単位) 以上」を選択し、必ず履修しなければなりません。
- ☆ ★2 : 9科目から「2科目 (4単位) 以上」を選択し、必ず履修しなければなりません。
- ☆ ★3 : 4科目から「1科目 (2単位) 以上」を選択し、必ず履修しなければなりません。
- ☆ ★4 : 4科目から「1科目 (2単位) 以上」を選択し、必ず履修しなければなりません。
- ☆ ★5 : 4科目から「1科目 (2単位) 以上」を選択し、必ず履修しなければなりません。

☆ 選択科目は計画的に修得できるように履修計画を立てましょう。
 ☆ 在籍学年より上位学年の科目は履修できません。再履修を含め、在籍学年より下位学年の科目は履修できます。

- ※ 1 卒業判定および4年生への進級判定の際、全学共通教育選択科目・資格科目・他学部他学科科目から 16 単位の範囲内で振り替えることができます。
- ※ 2 卒業判定および4年生への進級判定の際、専門教育選択科目から 4 単位の範囲内で振り替えることができます。

科学技術学科

部門	全学共通教育科目 (合計24単位以上修得しなければならない)											合計
	必修科目				選択科目							124 単位以上
	基礎		健康・スポーツ		基礎(リメディアル)		教養			健康・スポーツ		
卒業に必要な 単位数	4単位		4単位		16単位以上(※2)							
学年	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1	英語A 1	1	健康・スポーツ科学概論	2	数学入門	1	外国語コミュニケーション	2	人間文化分野		選択スポーツ I	2
	英語A 2	1	健康・スポーツ科学演習1	1	数学基礎1	1	中国語1	2	哲学基礎論	2	選択スポーツ II	2
	キャリアデザイン1	1	健康・スポーツ科学演習2	1	数学基礎2	1	中国語2	2	現代倫理学	2		
					物理学基礎1	1	ドイツ語1	2	東洋思想	2		
					物理学基礎2	1	ドイツ語2	2	日本史概説 I	2		
					化学基礎1	1	スペイン語1	2	日本史概説 II	2		
					化学基礎2	1	スペイン語2	2	世界史 I	2		
					生物学基礎1	1	フランス語1	2	世界史 II	2		
					生物学基礎2	1	フランス語2	2	心の科学 I	2		
							コリア語1	2	心の科学 II	2		
							コリア語2	2	シネマ・リテラシー I	2		
									シネマ・リテラシー II	2		
	2	キャリアデザイン2	1					英語中級1	2	文学の世界 I	2	
							英語中級2	2	文学の世界 II	2		
							英語準上級1	2	生活社会分野			
							英語準上級2	2	憲法	2		
								教養法学	2			
								社会学	2			
								共生社会学	2			
								政治学概論 I	2			
								政治学概論 II	2			
								現代日本の国民生活と経済	2			
								経営とモチベーション	2			
								教育とは何か I	2			
								教育とは何か II	2			
3							英語上級1	2	情報化社会と知的財産	2		
							英語上級2	2	図書館の仕事	2		
								災害ボランティア演習 I	2			
								災害ボランティア演習 II	2			
								自然科学分野				
								地球の科学	2			
								自然科学概論	2			
								生命科学概論	2			
								科学技術史	2			
								工学倫理	2			
								健康と薬	2			
								現代の科学技術	2			
	4								教養ゼミ			
								教養ゼミ I	2			
								教養ゼミ II	2			
								災害からの復興	2			
開設 単位数		4		4		9		32		74	4	

進級判定基準があります。
詳細は P.14～P.16 を参照して下さい。

人文学部のカリキュラム

1. 人文学部の教育目的

人文学部は、本学の教育理念たる「和」の精神に基づく全人教育および人文科学の目的であるヒューマニズムの精神の涵養を旨とし、今日、真に求められる人間性とは何かについて、三学科が文化、社会、個人のそれぞれの観点から探究することを目的としています。一人ひとりの学生を大切にす手塩にかけける教育を行い、文化、社会、人間への洞察力を養うとともに、それらに働きかける方法と意欲を身につけること、さらに教育・福祉・心理等の専門職に必要な資格を取得させることを教育目標とし、地域社会の発展と安心に貢献できる職業人を育成します。

2. 人文学部の学位

人文学部では、4年以上在学し、必要な単位数を修得した者に学士の学位を授与します。

ただし、通算在学年数（休学期間は算入しない）は8年を超過できません。

人文学部の卒業生に与えられる学士の学位は下表のとおりです。

学 科 名	学 士 の 学 位
表現文化学科	学士（文 学）
現代社会学科	学士（社会学）
心 理 学 科	学士（心理学）

3. 人文学部各学科の教育目標

(1) 表現文化学科

表現文化学科では、多様な表現文化を学ぶことを通して、自己を確立し、積極的に発信することができる人材、すなわち、今日の地域社会の要請に適った人文系職業人を養成することを目標として、以下の点に主眼を置いた教育を行います。

- ① 各年次に少人数クラスの演習を置き、情報を的確に読み解く力および自らを進んで表現する力を、4年間を通じて育成します。
- ② 「文学・言語」「映像・表現」「英語コミュニケーション」の三つの学問分野からなる専門教育を通して、人間と文化についての教養と洞察力を身につけるとともに、時代のニーズに即した表現技術の基礎を修得します。
- ③ 4年次に実施する卒業研究により、自ら問題を設定する力や問題の解決方法を見いだす力、さらには自らを創造的に表現する力を養います。
- ④ 国語・英語の教員免許、日本語教員等の資格取得に繋がる専門科目を実施し、それらの資格によって実践躬行の精神を発揮する力を養います。

(2) 現代社会学科

現代社会学科では、現代社会の理解と地域社会への貢献を目標に掲げ、社会の変化に対応できる柔軟な思考力と行動力・実践力とを合わせ持つ、地域社会に有為な職業人を育成することを目指して、以下のような点に主眼を置いた教育を行います。

- ① 1年次、2年次には、具体的社会事象を通じて、社会学の基本的な理論と方法を学び、現代社会をグローバルな視点から読み解く力を養います。
- ② 1年次からのゼミ活動を通して、社会問題を発見しその解決方法を見いだす力を養うと同時に、企画力・実行力・自己管理能力を育てます。
- ③ 2年次、3年次、4年次に実施する実習、フィールドワーク等の体験学習によって、地域社会の人々に共感し、共生の道を探る、感性豊かなコミュニケーション能力を養います。

- ④ 各種資格の取得に繋がる専門教育を実施して、身につけた知識・技能・方法を地域社会の中で生かそうとする知行合一の精神を養います。

(3) 心理学科

心理学科では、トータルな人間理解を目標に掲げ、地域社会に貢献できる職業人の育成、ならびに臨床心理士をはじめとするより高度な専門職業人教育を受けるに足る、幅広い基礎知識を身につけた人材の育成を目指して、以下のような点に主眼を置いて教育を行います。

- ① 1年次、2年次には、心理学の基礎を広く学ぶことを通して、人間に対する多面的な見方を養います。また、自然科学的なものの見方を身につけると同時に、人間性の奥深さについても学び、人文科学的素養を養います。
- ② 主に3年次に実施する演習や応用分野を含めた専門教育を通して、社会奉仕と社会貢献の視座を養うとともに、心理面接等を通じて、対人コミュニケーション能力や共感的理解の力を養います。
- ③ 3年次までに実施する実験・実習や4年次の卒業研究を通じて、基本的なメディアリテラシーを身につけるとともに、情報の収集の仕方、生かし方について学び、情報化社会に対応してゆく能力を養います。

4. 人文学部の3つのポリシー

人文学部は、表現文化学科、現代社会学科、心理学科の3学科で構成され、ヒューマンイズムの精神、およびその原点たる「和」の精神を根本理念とし、人間性とは何か、複雑で多様化した現代を生きるとはどういうことかについて、文化、社会、心理及びそれらの隣接分野に関する専門的な知識と解釈を通して探求し、地域社会に貢献できる人材育成を目指しています。

人文学部	
(学位授与方針) デイプロマポリシー	(1) 現代におけるさまざまな物事や問題を人文学の方法論を用いて探求し、説明できる。(知識・理解) (2) 人文学の諸分野における知識に基づき、目先の物事だけにとらわれず、さまざまな思考の枠組みで広い視野に立って物事をとらえ、実践的に考えることができる。(思考・判断) (3) 実社会において、あらゆる場面に対応しうるコミュニケーション能力とさまざまな状況に応じた自己表現能力を發揮できる。(技能・表現) (4) 自ら問いを立て、それに答えていく力を有することで、自己の生き方の可能性を広げることができる。(関心・意欲・態度) (5) 教員免許(中学校:国語・英語・社会、高等学校:国語・英語・地理・歴史・公民)や図書館司書、学芸員、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格取得支援を活用してキャリア設計ができる。(技能・知識)
(教育課程の編成・実施方針) カリキュラムポリシー	(1) 1・2年次において、少人数制の基礎演習と学科基礎教育科目の学習を通して人文学全般に亘る知識と思考方法を修得します。[DP (2)・(4) に対応] (2) 専門課程では、人間性とは何かについて、三学科が文化・社会・心理のそれぞれの観点から探求し、人間や社会への洞察力を深め、他者に対し自分の考えを明確に表明するコミュニケーション能力と社会性を身につけます。[DP (1)・(3) に対応] (3) 4年間の学問成果である卒業研究を一つのプロジェクトとしてとらえ、教員による徹底した指導の下、学生自らが目標の達成に向けて意欲的に取り組みます。[DP (1)・(2)・(4) に対応] (4) 教育・福祉・心理等の専門職に必要な資格取得も視野に置き、地域社会の発展に貢献できる職業人としての資質と自覚を養います。[DP (3)・(5) に対応]
(入学者受入方針) アドミッションポリシー	(1) 高校の主要教科について基礎的な知識を有し、世界の仕組みや成り立ちを考えたい人 (2) 多面的な人間の営みについて共感を持ちつつ幅広く考察し、論理的に判断することができる人 (3) ヒューマンイズムの精神を大切にし、現代社会が抱えるさまざまな問題に対して積極的に取り組む意志を持っている人 (4) 激動する現代社会でたくましく生きていく力を、多様な学問分野を通して身につけたい人

	表現文化学科	現代社会学科	心理学科
ディプロマポリシー (学位授与方針)	<p>表現文化学科では、「表現」をキーワードとする全人教育を行います。高度の国際化、情報化の時代である現代の「表現」は、長い歴史的文脈のなかで築き上げられた文化に基づいていることをふまえ、様々な表現文化の意味を読み解くことにより自分自身を創造的に表現できる人材の養成を目的とします。この目的を達成するために、次のような学士力をもった人材を育成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本や世界の文学・文化について豊かな知識を身につけ、それらを「表現」の観点から理解することができる。(知識・理解) (2) 人間や文化について多面的、論理的に考え、自らのメッセージを発信することができる。(思考・判断) (3) 人間や文化に対して深い関心を持ち、主体的、継続的に探究しようとする意欲を持つ。(関心・意欲) (4) 大学で学んだことを活用して、地域社会に貢献しようとする態度を持つ。(態度) (5) 論述、発表、討論などにおいて、日本語を的確かつ効果的に使用することができる。(技能・表現) (6) 言語や映像を通して自分自身を表現することができる。(技能・表現) (7) 少なくとも一つの外国語で基礎的なコミュニケーションを行うことができる。(技能・表現) 	<p>現代社会学科では卒業までに次のような多様な能力を身につける人材を育成します。さらに公務員試験や社会科教員採用試験に合格できる人材の養成、社会福祉士・社会調査士などの資格の取得を支援します。この目的を達成するために、次のような学士力を持った人材を育成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域社会の問題を身近なものとして捉え、その解決に積極的に取り組む姿勢を身につける。(関心・意欲・態度) (2) 地域の人びととコミュニケーションを図りつつ率先して行動し、課題の実現に向けてたゆまず努力することができる。(態度) (3) 社会学理論の基礎知識を習得し、過去から現代までに至る社会問題について自らの見解を形成できる。(思考・判断) (4) 人びとの多様なニーズを理解し、社会や人間に関する幅広い視野からそれを満たすための方向性を示すことができる。(技能・表現) (5) 社会調査に関する基礎知識を習得し、それらを地域社会における問題の発見に応用できる。(知識・理解) 	<p>幅広い教養と、心理学に対する豊かな専門知識・技能を身につけ、社会に貢献できる人材を養成します。また、心の専門家として活躍するために大学院進学を希望する人を支援します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人間に対し豊かで幅広い見方ができる。(関心・意欲・態度) (2) 自然科学的教養と人文科学的教養の両方を身につける。(知識・理解) (3) 科学的手法に基づきデータを収集し分析できる。(技能・表現) (4) コミュニケーション能力と共感的理解の能力を身につける。(技能・表現) (5) 自立した社会人としての態度と行動力を身につける。(関心・意欲・態度)
カリキュラムポリシー (教育課程の編成・実施方針)	<p>1～4年次をとおして、「読み、考え、書く」能力を実践的に鍛錬しつつ、「文学・言語」「映像・表現」「英語コミュニケーション」の3つのコースの選択科目群からなる専門教育を実施します。</p> <p>三つの学問分野はそれぞれ、表現における発信者としての「自己」、読解対象としての「他者」、および読解に基づく発信(自己表現)の「技法」を中心的なコンセプトとして体系化されています。学生一人ひとりの関心とニーズに応じて柔軟な履修ができるよう、すべて選択科目としています。</p> <p>同時に、表現文化学科のすべての学生に必須の「読み、考え、書く」能力を実践的・段階的に鍛錬する目的で、必修科目として4年間にわたり少人数クラスの演習科目を置いていきます。</p>	<p>現代社会学科では次のような教育課程を開設しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 1年次では、地域社会で発生している問題の背景を理解し、分析する方法を学ぶ科目を開設しています。加えて、1年次前期の必修科目である「社会学基礎演習」では、少人数クラスにより、「読む、書く、話す、調べる、まとめる」などのリテラシー教育を行い、大学での学習環境への円滑な適応を応援しています。[DP(1)・(3)に対応] (2) 2・3年次では、社会調査に必要な基礎的な知識や技法を身につける科目を設定しています。2年次のフィールドワーク演習Ⅰ・Ⅱでは、専門領域の教授者の指導のもと希望する研究領域におけるフィールドワークを実践してもらい社会等の幅広い知識を習得します。 	<p>2段階で、4年間の教育を行います。多様な選択科目を用意し、学生個人の関心やニーズに応じた柔軟なカリキュラムが組めるように配慮します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 1・2年次 1年次に導入教育として「心理学基礎演習」を設置し、高校から大学へのスムーズな移行を図る。[DP(1)・(3)・(4)に対応] また、1・2年次では、各種の「心理学基礎論」、「心理学基礎実験」等を通して、心理学の諸分野をバランスよく学ぶ。[DP(1)・(2)・(3)に対応] (2) 3・4年次 3年次では、3つのコース(認知情報・教育発達・臨床福祉)に分かれ、各コースの専門性に合わせた「心理学演習」や様々な専門科目を学ぶ。

	表現文化学科	現代社会学科	心理学科
カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）	<p>(1) 1年次では、大学での学びと専門教育への導入を図り、基礎的な知識・技能を幅広く身につけます。一般的なカレッジスキルの修得をめざす演習科目「表現文化基礎演習Ⅰ」と、三つの学問分野に展開する多様な表現世界の「見取り図」を示し、学生の「選択」への指針・指標を提示する「表現の諸相」をコアとして設定しています。[DP (1)・(3)・(5)・(6)・(7) に対応]</p> <p>(2) 2年次では、専門的研究への橋渡しを図ります。「プレゼミ」と称される「表現文化基礎演習Ⅱ」により、三つの学問分野のいずれかに傾斜して、3～4年次の専門的研究のためのゼミへ導入するとともに、三つの学問分野それぞれの専門的研究への足掛かりを得させる科目を開設しています。[DP (1)・(2)・(5)・(6) に対応]</p> <p>(3) 3～4年次では、「専門ゼミ」と称される「表現文化演習Ⅰ」（3年次）と「表現文化演習Ⅱ」（4年次）、および「卒業研究」（4年次）を通して、自ら問題を設定する力や問題の解決方法を見いだす力、さらには自己表現能力の、高度の研鑽を図ります。[DP (1)・(2)・(3)・(5)・(6) に対応]</p> <p>(4) 1～3年次に、幅広い視野に立ったキャリアデザイン力と職業意識を身につけさせるため、資格取得に繋がる科目、および翻訳・編集・広告コピー・映像制作等の多様な表現の技法を修得する演習科目を開設するとともに、3年次には「インターンシップ」を置いています。[DP (1)・(4) に対応]</p>	<p>3年次の実習では、質問票調査にグループ単位で取り組み、地域社会の現状把握や問題分析の方法を実践的に習得します。[DP (5) に対応]</p> <p>(3) 3・4年次では、実習、インターンシップなどの体験学習を通じて、それまでに学んだ知識や技術の向上を図るとともに、職業人としての意識を涵養します。さらに、各自が得た知識・技術・体験を地域社会にフィードバックする具体的な活動の基礎として少人数参加型のゼミを開講します。[DP(2)・(4) に対応]</p> <p>(4) 地域社会への貢献を実践する科目も設置しています。災害被災地や豪雪地域をはじめ支援の手を必要とする中山間地域での清掃や除雪などの生活支援活動を通じ、地域支援のあり方についての理解力や行動力の向上を図ります。[DP (1)・(2) に対応]</p> <p>(5) すべての学生は、4年間の学びの集大成として卒業研究に取り組みます。各自の興味や関心のあるテーマについて、それまで学び、身につけた知識や研究方法を駆使し、学術的な論文として結実するようにゼミ担当教員が丁寧な個別指導を行います。[DP(3)・(4)・(5) に対応]</p>	<p>[DP (1)・(3)・(4)・(5) に対応]</p> <p>4年次では、自己の選んだテーマに基づいた研究（卒業研究）を行い、4年間の学習をまとめる。[DP (1)・(2)・(3)・(4)・(5) に対応]</p>
アドミッションポリシー（入学者受入方針）	<p>(1) 表現文化学科で学ぶにあたって基本となる「国語」「外国語」を履修し、それらの基礎的事項を理解している人</p> <p>(2) 物事を論理的にとらえ、判断する能力を備えている人</p> <p>(3) 日本や外国の言語・文学・文化、文章表現・映像表現に対する興味関心を持っている人</p> <p>(4) 国語・英語の教員、日本語教員、図書館司書などの仕事に就きたい人</p> <p>(5) 日本語による正確で論理的な表現技術の基礎を身につけたい人</p> <p>(6) 課外活動を通じて、広範な知識や関心などを養ってきている人</p>	<p>(1) ボランティア活動や実習などの体験型学習を通じて、他者と協力して課題に取り組むことができるコミュニケーション力の習得・向上を目指したい人</p> <p>(2) 福祉に関する専門的な知識や技術を身につけ、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に貢献したい人</p> <p>(3) 質問票調査などの社会調査の技法を学び、地域社会の変化をより広い視野から解決したい人</p> <p>(4) 地域社会の問題に関心を持ち、官庁や企業、NPO法人などで、その解決策の決定に関わる仕事につきたい人</p>	<p>(1) 国語と英語を履修し、それらの基礎的事項を理解している人</p> <p>(2) 基本的なコミュニケーション力を身につけている人</p> <p>(3) 人間や社会・文化に対する強い関心を持っている人</p> <p>(4) 思考・意欲の両面で積極的な人</p> <p>(5) 柔軟な発想ができる人</p> <p>(6) 集団の中で自己を活かすことができる人</p>

5. 全学共通教育科目について

全学共通教育科目は、学部学科の別によらず、大学生にふさわしい基礎力、教養、技能を幅広く身につけることを目的とする科目です。

全学共通教育科目は、その内容により、基礎科目、教養科目、健康・スポーツ科目の三つに分かれています。

人文学部では、必修科目である基礎科目7単位および健康・スポーツ科目4単位を含む、合計38単位以上を履修します。

(1) 全学共通教育科目の種類

① 基礎科目

人文学部では、1年生で英語4単位と「コンピュータリテラシー」1単位が必修となっています。また、「キャリアデザイン1」（1年生、1単位）、「キャリアデザイン2」（2年生、1単位）も必修となっています。

英語以外の外国語を履修したい学生のためには、選択外国語科目として、中国語、ドイツ語、スペイン語、フランス語、韓国語が開設されています。初習の外国語は1、2の順に履修して下さい。なお、英語については中級、準上級、上級クラスも開設されています。

外国人留学生は、1年生の必修外国語に替えて、日本語8単位を修得して下さい。その際、1年生の必修外国語は選択科目となります。

② 教養科目

教養科目には、人間文化、生活社会、自然科学、外国語コミュニケーションの各分野にわたる科目群、並びにゼミ形式でさまざまなトピックを扱う教養ゼミがあります。教養科目は、指定がなければ全学年で履修することができます。

③ 健康・スポーツ科目

1年生では、「健康・スポーツ科学概論」（2単位）と「健康・スポーツ科学演習1、2」（各1単位）が必修となっています。

さらに健康・スポーツ科目を履修したい学生のために、多数の種目から1つを選べる「選択スポーツI、II」が選択科目として開設されています。選択科目は全学年で履修できます。

6. 卒業要件と授業科目

P.30～P.35に、各学科の卒業要件と専門教育科目および全学共通教育科目の一覧を掲載しています。以下の注意事項をよく読んで、自分がどの科目を履修するのか計画を立て、より幅広い知識を身につけて下さい。

注意事項

1. 各科目は、学年順に履修して下さい。自分の学年より上位に割り当てられている科目は履修できません。
2. 必修科目の単位は、必ず修得する必要があります。
3. 卒業に必要な専門教育科目および全学共通教育科目の単位を満たすために、選択必修科目・選択科目の単位を修得する必要があります。

部門	専 門 教 育 科 目 (合計 86 単位以上修得しなければならない)											
	必 修 科 目		選 択 科 目									
卒業に必要な 単位数	32 単位		54 単位以上 (※)									
学年	必 修 科 目		人文学部共通科目		文学・言語コース		映像・表現コース		英語コミュニケーションコース		教職等資格関連科目・ キャリア科目	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1	人文学基礎論 (人文学部共通科目)	2	西洋哲学史	2	日本文法 I	2	デジタル表現演習	2	Oral Communication I A	1		
	表現文化概論	2	国際コミュニケーション	2	日本文法 II	2	文章技術演習 I	2	Oral Communication I B	1		
	表現文化基礎演習 I A	2	現代社会論	2	日本文学概論	2	文章技術演習 II	2	English Listening I A	2		
	表現文化基礎演習 I B	2	社会福祉原論 I	2	日本文学講読 I (古代)	2	文学表現入門	2	English Listening I B	2		
	表現の諸相 I	2			日本文学講読 II (中世)	2	神話と伝説	2	English Reading I A	2		
	表現の諸相 II	2			日本文学講読 III (近代)	2	サブカルチャー論	2	English Reading I B	2		
				中国文学講読	2			English Writing I A	2			
								English Writing I B	2			
2	表現文化基礎演習 II A	2	異文化体験	2	英米文化概論	2	映画史 I	2	英語学概論	2	漢文学 I	2
	表現文化基礎演習 II B	2	社会調査の基礎	2	英米文学概論	2	映画史 II	2	英語音声学 I	2	漢文学 II	2
			人間関係論	2	日本語学概説 I	2	映像文化研究	2	英語音声学 II	2	国語教材研究	2
					日本語学概説 II	2	映像制作演習	2	翻訳演習	2	英語教材研究	2
					日本文学の歴史 I (古典)	2	マンガとアニメ	2	English Reading II A	2	英語教育学概論	2
					日本文学の歴史 II (近代)	2	現代演劇研究	2	English Reading II B	2		
					日本文学講義 I (古代)	2	文芸創作演習	2	Oral Communication II A	1		
					日本文学講義 II (中世)	2	日本語表現法 I	2	Oral Communication II B	1		
					児童文学研究	2	日本語表現法 II	2				
					西洋古典学	2						
3	表現文化演習 I A	2	文化心理学	2	日本語学講義	2	広告コピー演習	2	Oral Communication III A	1	日本語教育法	2
	表現文化演習 I B	2	犯罪・非行心理学特講	2	日本文学講義 III (近代)	2	舞台芸術研究	2	Oral Communication III B	1	言語と心理	2
					日本文学講義 IV (近代)	2	思想と表象	2			児童英語教育論	2
					文献研究	2	編集技術演習	2			インターンシップ	2
					和歌文学講義	2	比較文化研究	2			キャリアデザイン 3	1
					英米文学研究	2	映像学概論	2				
					比較文学研究	2						
					言語学概論	2						
				社会言語学	2							
4	表現文化演習 II A	2										
	表現文化演習 II B	2										
	卒業研究	8										
開設 単位数		32		18		52		42		30	19	

- ☆ : 専門教育科目の必修科目
- ☆ : 全学共通教育科目の必修科目
- ☆ : 全学年で履修できる全学共通教育科目の選択科目

☆ 選択科目は計画的に修得できるように履修計画を立てましょう。
 ☆ 在籍学年より上位学年の科目は履修できません。再履修を含め、在籍学年より下位学年の科目は履修できます。

※卒業判定および進級判定の際に、専門教育科目および全学共通教育科目の選択科目では、専門教育選択科目・全学共通教育選択科目・資格科目・他学部他学科科目から合わせて8単位の範囲内で振り替えることができます。

表現文化学科

部門	全学共通教育科目 (合計 38 単位以上修得しなければならない)											合計
	必修科目				選択科目							124 単位以上
	基礎		健康・スポーツ		基礎(リメディアル)		教養			健康・スポーツ		
卒業に必要な 単位数	7単位		4単位		27 単位以上 (※)							
学年	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1	英語 A 1	1	健康・スポーツ科学概論	2	数学入門	1	外国語コミュニケーション	1	人間文化分野		選択スポーツ I	2
	英語 A 2	1	健康・スポーツ科学演習 1	1	数学基礎 1	1	中国語 1	2	哲学基礎論	2	選択スポーツ II	2
	英語 B 1	1	健康・スポーツ科学演習 2	1	数学基礎 2	1	中国語 2	2	現代倫理学	2		
	英語 B 2	1			物理学基礎 1	1	ドイツ語 1	2	東洋思想	2		
	コンピュータリテラシー	1			物理学基礎 2	1	ドイツ語 2	2	日本史概説 I	2		
	キャリアデザイン 1	1			化学基礎 1	1	スペイン語 1	2	日本史概説 II	2		
					化学基礎 2	1	スペイン語 2	2	世界史 I	2		
					生物学基礎 1	1	フランス語 1	2	世界史 II	2		
					生物学基礎 2	1	フランス語 2	2	心の科学 I	2		
							コリア語 1	2	心の科学 II	2		
2	キャリアデザイン 2	1					英語中級 1	2	文学の世界 I	2		
							英語中級 2	2	文学の世界 II	2		
							英語準上級 1	2	生活社会分野			
							英語準上級 2	2	憲法	2		
									教養法学	2		
									社会学	2		
									共生社会学	2		
									政治学概論 I	2		
									政治学概論 II	2		
									現代日本の国民生活と経済	2		
3							英語上級 1	2	情報化社会と知的財産	2		
							英語上級 2	2	図書館の仕事	2		
									災害ボランティア演習 I	2		
									災害ボランティア演習 II	2		
									自然科学分野			
									地球の科学	2		
									自然科学概論	2		
									生命科学概論	2		
									科学技術史	2		
									工学倫理	2		
4									健康と薬	2		
									現代の科学技術	2		
									教養ゼミ			
									教養ゼミ I	2		
									教養ゼミ II	2		
								災害からの復興	2			
開設 単位数		7		4		9		32		74	4	

進級判定基準があります。
詳細は P.14～P.16 を参照して下さい。

部門	専門教育科目 (合計 86 単位以上修得しなければならない)									
	必修科目			選択科目						
卒業に必要な単位数	32 単位			54 単位以上 (※) (選択必修科目 12 単位含むこと)						
学年	必修科目		選択必修科目		人文学部共通科目		共生社会科目		地域実践科目	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1	人文学基礎論 (人文学部共通科目) 社会学概論 現代社会論 (人文学部共通科目) 社会学基礎演習 I 社会学基礎演習 II	2 2 2 2 2	家族社会学 社会福祉原論 I (人文学部共通選択科目) 社会福祉原論 II 生涯学習論 I 生涯学習論 II	2 2 2 2 2	西洋哲学史 国際コミュニケーション	2 2	いわきの歴史と文化 ジェンダー論 比較文化論 災害と社会	2 2 2 2	医学一般 ソーシャルワーク論 I ソーシャルワーク論 II	2 2 2
2	社会調査の基礎 (人文学部共通) フィールドワーク演習 I フィールドワーク演習 II	2 2 2	調査の設計と方法 社会データ分析 質的調査の方法 社会学史 社会保障論 I 社会保障論 II 地域社会学 教育社会学	2 2 2 2 2 2 2	異文化体験 人間関係論	2 2	比較社会論 非営利組織論 中国の文化と歴史 中国社会論 社会史研究 文化人類学 人口と社会 コミュニケーション研究 宗教と社会 社会貢献論	2 2 2 2 2 2 2 2 2	高齢者福祉論 I 高齢者福祉論 II 障害者福祉論 児童福祉論 ソーシャルワーク論 III ソーシャルワーク論 IV 社会福祉行財政論と福祉計画 権利擁護と成年後見制度 更生保護制度 就労支援サービス論 生涯スポーツ論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
3	社会学演習 I 社会学演習 II	2 2	社会統計学 社会調査実習 I 社会調査実習 II インターンシップ キャリアデザイン 3 地域福祉論 I 地域福祉論 II	2 2 2 2 1 2 2	文化心理学 犯罪・非心理特講	2 2	国際社会論 歴史社会学 環境社会学 地域行政論 メディア社会論 ライフデザイン論 ボランティア社会論	2 2 2 2 2 2 2	公的扶助論 社会福祉運営管理論 保健医療福祉サービス論 ソーシャルワーク論 V ソーシャルワーク論 VI 社会教育計画 I 社会教育計画 II 社会教育課題研究 I 社会教育課題研究 II	2 2 2 2 2 2 2 2
4	社会学演習 III 社会学演習 IV 卒業研究	2 2 8								
開設 単位数		32		39		12		42		46

☆ : 専門教育科目の必修科目

☆ : 全学共通教育科目の必修科目

☆ : 専門教育科目の選択必修科目

☆ : 全学年で履修できる全学共通教育科目の選択科目

☆ 選択科目は計画的に修得できるように履修計画を立てましょう。

☆ 在籍学年より上位学年の科目は履修できません。再履修を含め、在籍学年より下位学年の科目は履修できます。

※卒業判定および進級判定の際に、専門教育科目および全学共通教育科目の選択科目では、専門教育選択科目・全学共通教育選択科目・資格科目・他学部他学科科目から合わせて8単位の範囲内で振り替えることができます。

部門	全学共通教育科目 (合計 38 単位以上修得しなければならない)										合計		
	必修科目				選択科目						124 単位以上		
	基礎		健康・スポーツ		基礎(リメディアル)		教養		健康・スポーツ				
卒業に必要な 単位数	7単位		4単位		27 単位以上 (※)								
学年	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
1	英語 A 1	1	健康・スポーツ科学概論	2	数学入門	1	外国語コミュニケーション	2	人間文化分野	2	選択スポーツ I	2	
	英語 A 2	1	健康・スポーツ科学演習 1	1	数学基礎 1	1	中国語 1	2	哲学基礎論	2	選択スポーツ II	2	
	英語 B 1	1	健康・スポーツ科学演習 2	1	数学基礎 2	1	中国語 2	2	現代倫理学	2			
	英語 B 2	1			物理学基礎 1	1	ドイツ語 1	2	東洋思想	2			
	コンピュータリテラシー	1			物理学基礎 2	1	ドイツ語 2	2	日本史概説 I	2			
	キャリアデザイン 1	1			化学基礎 1	1	スペイン語 1	2	日本史概説 II	2			
					化学基礎 2	1	スペイン語 2	2	世界史 I	2			
2	キャリアデザイン 2	1			生物学基礎 1	1	フランス語 1	2	世界史 II	2			
					生物学基礎 2	1	フランス語 2	2	心の科学 I	2			
							コリア語 1	2	心の科学 II	2			
							コリア語 2	2	シネマ・リテラシー I	2			
									シネマ・リテラシー II	2			
							英語中級 1	2	文学の世界 I	2			
							英語中級 2	2	文学の世界 II	2			
							英語準上級 1	2	生活社会分野				
							英語準上級 2	2	憲法	2			
									教養法学	2			
									社会学	2			
									共生社会学	2			
									政治学概論 I	2			
									政治学概論 II	2			
3								現代日本の国民生活と経済	2				
								経営とモチベーション	2				
								教育とは何か I	2				
								教育とは何か II	2				
								英語上級 1	2	情報化社会と知的財産	2		
								英語上級 2	2	図書館の仕事	2		
									災害ボランティア演習 I	2			
									災害ボランティア演習 II	2			
									自然科学分野				
									地球の科学	2			
4								自然科学概論	2				
								生命科学概論	2				
								科学技術史	2				
								工学倫理	2				
								健康と薬	2				
								現代の科学技術	2				
								教養ゼミ					
								教養ゼミ I	2				
							教養ゼミ II	2					
								災害からの復興	2				
開設 単位数		7				9		32		74	4		

進級判定基準があります。
詳細は P.14 ~ P.16 を参照して下さい。

部門	専 門 教 育 科 目 (合計 86 単位以上修得しなければならない)													
	必 修 科 目		選 択 科 目											
卒業に必要な 単位数	40 単位		46 単位以上 (※)											
学年	必 修 科 目		人文学部共通科目		共通選択科目		臨床福祉コース		教育発達コース		認知情報コース		キャリア科目	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1	人文学基礎論 (人文学部共通科目)	2	西洋哲学史	2										
			国際コミュニケーション	2										
	心理学科基礎演習	2	現代社会論	2										
	臨床心理学基礎論	2	社会福祉原論 I	2										
	発達心理学基礎論	2												
	社会心理学基礎論	2												
	認知心理学基礎論	2												
	精神医学基礎論	2												
心理統計基礎論 I	2													
2	心理学基礎実験 I	2	人間関係論	2	心理学英文講読 I	2								
	心理学基礎実験 II	2	異文化体験	2	心理学英文講読 II	2								
	心理統計基礎論 II	2	社会調査の基礎	2	臨床心理学特講	2								
	心理データ処理演習	2			人格心理学特講	2								
					発達心理学特講	2								
					コミュニケーションの心理学	2								
					認知心理学特講	2								
					学習心理学特講	2								
3	心理学特殊演習 I	2	文化心理学	2			心理査定法演習 I	2	発達心理学演習 I	2	心理学実験法演習 I	2	インターンシップ	2
	心理学特殊演習 II	2	犯罪・非行心理学特講	2			心理査定法演習 II	2	発達心理学演習 II	2	心理学実験法演習 II	2	キャリアデザイン 3	1
							心理カウンセリング演習 I	2	教育心理学演習 I	2	認知心理学演習 I	2		
							心理カウンセリング演習 II	2	教育心理学演習 II	2	認知心理学演習 II	2		
							家族心理学特講	2	コミュニティー心理学	2	知覚心理学特講	2		
							健康心理学特講	2	教育心理学特講	2	応用心理学特講	2		
							カウンセリング特講	2	児童心理学特講	2	神経心理学	2		
									フィールドワーク特講	2	比較心理学特講	2		
4	心理学特殊演習 III	2												
	心理学特殊演習 IV	2												
	卒業研究	8												
開設 単位数		40		18		20		14		16		16	3	

- ☆ : 専門教育科目の必修科目
- ☆ : 全学共通教育科目の必修科目
- ☆ : 全学年で履修できる全学共通教育科目の選択科目

☆ 選択科目は計画的に修得できるように履修計画を立てましょう。
 ☆ 在籍学年より上位学年の科目は履修できません。再履修を含め、在籍学年より下位学年の科目は履修できます。

※卒業判定および進級判定の際に、専門教育科目および全学共通教育科目の選択科目では、専門教育選択科目・全学共通教育選択科目・資格科目・他学部他学科科目から合わせて8単位の範囲内で振り替えることができます。

心 理 学 科

部門	全学共通教育科目 (合計38単位以上修得しなければならない)										合計		
	必修科目				選択科目						124 単位 以上		
卒業に必要な 単位数	基礎		健康・スポーツ		基礎(リメディアル)		教養		健康・スポーツ				
	7単位	4単位		27単位以上(※) (「心の科学Ⅰ」および「心の科学Ⅱ」を含むこと)									
学年	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数			
1	英語A1	1	健康・スポーツ科学概論	2	数学入門	1	外国語コミュニケーション	2	人間文化分野	2	選択スポーツⅠ	2	
	英語A2	1	健康・スポーツ科学演習1	1	数学基礎1	1	中国語1	2	哲学基礎論	2	選択スポーツⅡ	2	
	英語B1	1	健康・スポーツ科学演習2	1	数学基礎2	1	中国語2	2	現代倫理学	2			
	英語B2	1			物理学基礎1	1	ドイツ語1	2	東洋思想	2			
	コンピュータリテラシー	1			物理学基礎2	1	ドイツ語2	2	日本史概説Ⅰ	2			
	キャリアデザイン1	1			化学基礎1	1	スペイン語1	2	日本史概説Ⅱ	2			
					化学基礎2	1	スペイン語2	2	世界史Ⅰ	2			
2					化学基礎2	1	フランス語1	2	世界史Ⅱ	2			
					生物学基礎1	1	フランス語2	2	心の科学Ⅰ	2			
					生物学基礎2	1	ロシア語1	2	心の科学Ⅱ	2			
							ロシア語2	2	シネマ・リテラシーⅠ	2			
									シネマ・リテラシーⅡ	2			
									文学の世界Ⅰ	2			
									文学の世界Ⅱ	2			
									生活社会分野				
									憲法	2			
									教養法学	2			
									社会学	2			
									共生社会学	2			
									政治学概論Ⅰ	2			
									政治学概論Ⅱ	2			
3								現代日本の国民生活と経済	2				
								経営とモチベーション	2				
								教育とは何かⅠ	2				
								教育とは何かⅡ	2				
								英語上級1	2	情報化社会と知的財産	2		
								英語上級2	2	図書館の仕事	2		
									災害ボランティア演習Ⅰ	2			
									災害ボランティア演習Ⅱ	2			
									自然科学分野				
									地球の科学	2			
4									自然科学概論	2			
									生命科学概論	2			
									科学技術史	2			
									工学倫理	2			
									健康と薬	2			
									現代の科学技術	2			
									教養ゼミ				
								教養ゼミⅠ	2				
								教養ゼミⅡ	2				
								災害からの復興	2				
開設 単位数		7		4		9		32		74		4	

進級判定基準があります。
詳細は P.14～P.16 を参照して下さい。

大 学 院

1. 大学院概要

(1) いわき明星大学大学院の目的

いわき明星大学大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究してその深奥を究め、さらに独創的研究により知的、道徳的及び応用的能力の展開により全人間形成につとめ、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類文化の発展に寄与することを目的とする。

(2) 理工学研究科の教育目標

修士課程（物質理学専攻および物理工学専攻）および博士課程（物質理工学専攻）を有する大学院理工学研究科は、本学の教育理念たる「和」の精神に基づく全人教育を根本に据え、学士課程において専門分野で培った力を発揮して、より一層の深い学識さらには優れた研究開発能力を身につけ、理学と工学を統合した科学技術による先端的分野の開拓に挑戦できる、時代と地域社会の要請に対応しうる科学者・技術者を養成することを目的とする。

わが国はこれまでに先端的な基礎技術、工業技術を生み出し社会に貢献してきた。今後一層の技術進展が望まれるなか、本学学部は基礎力の充実に重点をおいてきたが、より深い学識と研究開発力をもった技術者・研究者が技術開発現場に益々必要となってきた。大学院修了者の技術社会における普遍的活動こそ今後の技術革新に不可欠な要素である。さらに最近の先端研究は、異分野間の未踏の境界領域に設定されることが多く、理学と工学それぞれのいま以上の深化と両者の融合し進展した科学技術を必要としている。本理工学研究科ではこれに応えるべく、修士課程に理学系の「物質理学専攻」と工学系の「物理工学専攻」の2専攻を設けている。

本理工学研究科には、修士課程の物質理学専攻と物理工学専攻の2専攻の上に博士課程の「物質理工学専攻」を置いている。修士課程における理学的色彩の物質理学専攻と工学的色彩の物理工学専攻の目的と志向の相関を博士課程においてはより強く求め、理学と工学の互いに啓発し合った研究を期している。理学的研究は、本来真理の探究という動機に基づくものであるが、本学の博士課程では、これによって得たものを人類の福祉に還元しようとするもうひとつの目的を極めて重要視して理学・工学の融合的専攻としているのである。

なお、本理工学研究科は平成20年度より9月入学制度を実施している。すなわち、4月入学と9月入学の受け入れ体制ができています。

物質理学専攻

物質理学専攻は、生命科学と薬学を基盤として、環境生物学から動物行動、さらに創薬を目指した分子計測と設計、薬理、化学療法まで、幅広い分野についての基礎を身につけながら、物質の分子レベルでの構造と機能に関する深い知識と研究能力を備えた科学者・技術者を養成することを目的とする。

研究分野は、分析化学から生命科学、動植物学、さらに薬理、療法まで多岐にわたるが、生命科学と薬学の視点から、地球上に生きる生物や植物の生態から生命活動に関わる因子の機能と作用、さらにそれらの制御メカニズムを分子レベルで学び、探求する。

これまでの修士課程の研究課題の一部を挙げると

- (1) 抗HIVタンパク質アクチノヒビン：成熟型アクチノヒビンとその高分子修飾体の調製
- (2) カクレクマノミの性分化機構に関する研究
- (3) 抗生物質ワタセマイシンの全合成研究
- (4) 工学活性環状ニトロンの新規合成法とその応用

などがある。

以上、本物質理学専攻では、生命科学から薬学分野まで幅広く学び、研究を通して人と自然が調和した

21世紀の社会に貢献できる科学者・技術者を養成する。

物理工学専攻

今日、ハード、ソフトウェア両面での、電子工業、機械工業の進歩は著しく、その影響は産業構造の質的な変革にまで及びつつある。この変革のための自主技術の開発は、わが国をめぐる厳しい国際環境の中でますます求められている。物理工学専攻は、電子情報科学、電子工学、および機械工学の学士課程での教育研究の基礎のもとに、より高度な理論と応用の手法を修得させ、基礎と応用の織りなす多次元的な研究に接することを通して、高度情報化社会に不可欠なエレクトロニクス、情報、生産、エネルギー技術の発展に貢献できる、基礎的思考能力と広い応用力を持つ開発者・研究者を養成することを目的とする。電子・機械分野での新素材開発やその評価、コンピュータサイエンスを機軸とした画像処理の高度化などの先端技術に係わる研究課題を扱っている。さらには電子・情報工学と機械工学の両者にまたがる研究課題にも積極的に取り組んでいる。

本専攻は広義の物理工学における基礎的思考能力と広い視野をもつ人材の養成に力を入れており、物質理学専攻と同様に平成21年度より専門的な基礎力の一層の向上をめざしてカリキュラム改革を行ったところである。

物質理工学専攻

博士課程物質理工学専攻では、物質の基礎と応用に立脚した教育・研究を行う。理学と工学の相関を最も重要視し、工学的センスを持った理学色の強い研究者、理学的素養を持った工学色の強い研究者の養成を教育目的とし、高い倫理性と豊かな創造性を兼ね備えた、学術の進展と社会の発展に貢献できる研究者および高度な専門的職業人を育成する。

物質理工学専攻には学科目は作らず、各教員固有の講義は設けていない。博士課程では学生は自己に設定された研究について指導教員および研究関連教員の研究室におけるセミナーや研究会への参加を含めた自己研鑽と研究課題の推進に専念する。以下に博士論文題目を示して参考にする。

- (1) 分数階微分を用いた非線形粘弾性有限要素解析
- (2) 飛翔昆虫におけるトンボの翅の機構・機能の特異性
- (3) 2-オキソグルタル酸脱水素酵素複合体成分のX線結晶構造解析
- (4) 熱流磁気効果を用いた熱電エネルギー変換材料の開発研究と応用研究
- (5) 制ガン剤結合によって起こるDNA二重らせん巻戻し角度の測定
- (6) ユーロピウムを主体とする人工格子と貴金属テルル化物における輸送現象と磁性

(3) 人文学研究科の教育目標

修士課程(日本文学専攻、英米文学専攻、社会学専攻および臨床心理学専攻)および博士課程(日本文学専攻)を有する大学院人文学研究科は、本学の教育理念たる「和」の精神に基づく全人教育を根本に据え、学士課程での専門教育を基盤としつつ、より高度な学術の理論および応用の方法を修得させ、地域社会はもとより、世界の平和と文化の進展に貢献できる研究者、および高度な専門的職業人を養成することを目的とする。より具体的には、人文科学に共通する人間の思想や感情につき、その背景となる社会現象や、文化全般にわたる理解を深めさせ、現代日本の進展に寄与することを使命とする。

専攻は、日本文学専攻、英米文学専攻、社会学専攻、臨床心理学専攻の4専攻で修士課程を構成し、日本文学専攻には、さらに博士課程を設置している。すでに博士(日本文学)を輩出している。また臨床心理学専攻では、臨床心理士養成を目指す、このために附属実習施設心理相談センターも開設している。

また研究資料の充実にも力を注いでいる。さらに「人文学研究科紀要」も発行し、院生や卒業生たちの研究成果の発表の場をサポートしている。

日本文学専攻・修士課程

学部における表現文化学科の学習と研究の基盤の上に、より専門的であるとともに、基礎的な面の教育にも考慮しつつ、講義を構成している。科目は「特殊講義」「特殊研究」「演習」の三種に大別し、この講義名のもとに、古代文学、中世文学、近世文学、近代文学、和歌文学、日本語学、漢文学の講義と演習を配置している。特殊講義と特殊研究は隔年開講を原則としている。教授者は専任の教授者の他に、学外からも専門性に優れた教授を招き、講義内容の充実に努めている。

院生にとって重要なことは、より専門性を高め、併せて基礎力を高めることである。このために授業科目は論文指導教授の指導のもとに選択する。また演習については、論文指導教授の担当する演習を選択する。正課外の活動として、学会活動に積極的に参加し、新しい研究課題、研究方法を身につけること、そして自己の研究計画を確立することが求められる。

日本文学専攻・博士課程

博士課程は、博士論文の作成を目的とする。このために研究テーマを明確に定め、研究方法を確立することが求められる。指導教授の指導は前提であるが、ひろく学会活動に参加し、学外にも専門の研究仲間を求め、研鑽することも重要である。

英米文学専攻

英米文学専攻は英語圏諸国の言語・文化をより深く研究しようとする者のために開設されている。大学院生が本専攻で研究し得る分野は具体的には次のとおりである。

- (1) イギリス・アメリカの文学・演劇・文化の研究
- (2) 社会的視点を備えた言語研究
- (3) 英語教育学を中心とする応用言語学
- (4) 西洋哲学に基づく英米文化

大学院生は自分の専攻領域を明確にしたうえで入学し、1年次から専門教員の個人的指導のもとで各自の研究を開始することになるが、それと同時に、専攻領域以外の様々な専門科目にも積極的に取り組むことが強く求められる。これは、本専攻の修了者が専門知識だけでなく、高い語学力と英語圏諸国に関する幅広い知識を備えた、一般社会にとっても有用な人材に成長することを私たちが期待するからにほかならない。なお、本専攻の大学院生の中には大学院修了後、英語教員になることを目指す者が少なくない。本専攻はそのような進路希望に対しても十分なカリキュラム上の配慮を払っている。

社会学専攻

社会学専攻は、学部で学んだ社会学および社会福祉学（精神保健福祉論を含む）を院生がさらに深め、高度に研究するために設置されている。院生が研究できる分野は、各教員の専門分野である下記の分野とその周辺分野である。

- 「社会学史」
- 「社会哲学」
- 「教育社会学」
- 「文化人類学」
- 「社会福祉学」
- 「精神保健福祉論」

社会学の真髄は、何を研究対象（問題）とするのかというより、いかに社会的に問題に接近できるか（C.W.ミルズ『社会学的想像力』1959年を参照せよ）である。たとえ指導教授と院生の研究分野が異なることがあっても、指導教授が許可するかぎり、院生の問題意識は尊重されるため、指導教授の指導・助言を受けながら、各院生が持っている問題意識を思い切り深めて研究してほしい。

なお、「社会学特殊演習」は、各院生の指導教授になる論文指導のための授業である。したがって、「社会学特殊演習Ⅰ」（通年2単位）は1年次に、「社会学特殊演習Ⅱ」（通年2単位）は2年次に必修科目として取得しなければならない。

臨床心理学専攻

21世紀は「このころの時代」といわれている。物質的な豊かさを追求し、高度経済成長をなすとげ、確かに物質的には豊かになり、高度情報化で生活の利便性は飛躍的に増大したが、一方それに見合ったころの豊かさは得られているのかがいま問われている。

少年犯罪をはじめとする重大事件の増大、自殺者の増加あるいは精神病理の一般化傾向が指摘され、高度産業化、高度情報化、国際化、少子高齢化などの急激な社会変化に適応できない人びとが増大している。このような社会情勢を背景に、臨床心理学に関わる高度の専門的職業人への社会的要請は強まっている。

本臨床心理学専攻は、学部における心理学的教養の上に臨床心理学に関する学識を身につけ、高度の専門的研究ならびに実践の能力を養うことを目的としている。

具体的には、臨床心理士の養成を目指して、(財)日本臨床心理士資格認定協会の基準を参照し、カリキュラムを編成した。すなわち、心理臨床の基本科目として臨床心理学特論、臨床心理面接特論、臨床心理査定演習を設定し、さらに臨床の実践的能力を訓練する科目として臨床心理基礎実習および臨床心理実習を配置して、これらを必修とした。選択必修科目においては、1年次の心理学特殊研究、2年次の臨床心理学特殊研究等により心理学研究の方法論を学ぶほか、人格、犯罪、家族、教育等心理学各領域にわたる科目をバランスよく整備し、基本的な心理学的素養の育成をはかるとともに、心理臨床の実践において重要である臨床心理実務における倫理と関連行政、精神医学、障害児（者）心理学の特論を配置し、さらに必修科目を補強する科目として投映法、心理療法、表現療法ならびに学校臨床心理学の特論を設けた。

このように臨床心理学の基礎科目と近接領域科目及び心理臨床のより特化した専門科目を重層的に配置し、特に学内に新設された附属心理相談センターならびに精神病院などの学外実習機関での実習による、臨床の実践的能力の訓練が重視されている。

以上のような教育体制によって、人間理解の広い視野と確実な学識に裏付けられた実践能力の高い心理臨床の専門家を養成する。

2. 履修要綱

(1) 修了要件

課程終了に必要な条件は、次のとおりです。

- ① 修士課程は2年以上、博士課程は3年以上在学していること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません)
なお、研究科委員会において優れた研究業績をあげたものと認められた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。
- ② 修士課程は、課程修了に必要な科目及び単位数(30単位以上)を修得していること。
- ③ 学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格していること。

(2) 学位論文の提出及び最終試験

- ① 学位論文を提出しようとする者は、あらかじめ論文の主題とその研究計画を期限までに指導教授に提出し、承認を得なければなりません。
- ② 学位論文は正副2部作成し、指導教授を通じて期限までに研究科長に提出して下さい。提出期限に遅れた論文は受理されませんので注意して下さい。
- ③ 修士課程の最終試験及び論文審査は、課程修了に必要な単位数を修得した者を対象とします。
- ④ 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある専攻の授業科目及び1か国以上の外国語について、口頭又は筆記試験によって行います。
- ⑤ 学位論文の審査にあたって、審査料を徴収することがあります。
なお、一度納入された審査料は、理由によらず返還されません。

(3) 履修方法

① 理工学研究科

- i 別表に定められた各専攻の授業科目を、論文指導教授の指導のもとに必修16単位、選択14単位以上を履修します。なお、選択科目として同じ研究科の他の専攻の選択科目も履修できます。
- ii 下記の6科目のうち2科目を必ず選択し、履修して下さい。
有機化学特論、生化学特論、化学計測学特論(物質理学専攻の科目)
電子物理学特論、数理工学特論、力学特論(物理工学専攻の科目)
- iii 論文指導は各専攻の特別研究Ⅰ・Ⅱ及び研究講読Ⅰ・Ⅱで行うので、論文指導教授が担当する科目を履修して下さい。
- iv 各専攻の特別講義は集中講義です。開講日及び内容は、その都度掲示します。
また、履修年次の指定はありません。

② 人文学研究科

- i 別表に定められた各専攻の授業科目を、論文指導教授の指導のもとに選択し、30単位以上を履修します。
- ii 論文指導教授が担当する授業科目は、すべて履修して下さい。

① 理工学研究科教育課程表

物質理学専攻（修士）

履修年次	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
1	物質理学特別研究Ⅰ	6		論文指導は特別研究Ⅰ、Ⅱ及び研究講読Ⅰ、Ⅱで行なう。 有機化学特論、生化学特論、化学計測学特論及び物理工学専攻の電子物理学特論、数理工学特論、力学特論のうち2科目を必ず選択すること。
	物質理学研究講読Ⅰ	2		
	有機化学特論		2	
	生化学特論		2	
	化学計測学特論		2	
1・2	物理化学特論		2	
	生体機能特論		2	
	生体物質特論		2	
	物質構造特論		2	
	地球環境科学特論		2	
	凝縮系物理特論		2	
	物質理学特別講義		2	
	生命科学特論Ⅰ		2	
	生命科学特論Ⅱ		2	
	天然物化学特論		2	
	行動生理学特論		2	
	構造生物学特論		2	
2	物質理学特別研究Ⅱ	6		
	物質理学研究講読Ⅱ	2		
	計	16	30	

物理工学専攻（修士）

履修年次	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
1	物理工学特別研究Ⅰ	6		論文指導は特別研究Ⅰ、Ⅱ及び研究講読Ⅰ、Ⅱで行なう。 電子物理学特論、数理工学特論、力学特論及び物質理学専攻の有機化学特論、生化学特論、化学計測学特論のうち2科目を必ず選択すること。
	物理工学研究講読Ⅰ	2		
	電子物理学特論		2	
	力学特論		2	
	数理工学特論		2	
1・2	量子工学特論		2	
	機能薄膜特論		2	
	電子材料工学特論		2	
	情報理論特論		2	
	材料強度特論		2	
	振動工学特論		2	
	エネルギー工学特論		2	
	統計システム特論		2	
	CAD/CAE/CAM特論		2	
	通信工学特論		2	
	物理工学特別講義		2	
2	物理工学特別研究Ⅱ	6		
	物理工学研究講読Ⅱ	2		
	計	16	28	

物質理工学専攻（博士） 授業科目は特設しません。

② 理工学研究科教員（専任）構成と専攻分野

物質理学専攻（修士）

分 野	研究指導および講義担当教員		
分 子 計 測	教 授	理学博士	佐 藤 健 二
生 体 物 質	准 教 授	博士（獣医学）	岩 田 惠 理
分 子 設 計	教 授	理学博士	山 浦 政 則
	教 授	理学博士	梅 村 一 之
金 属 物 性	教 授	工学博士	中 田 芳 幸
ナ ノ ス ケ ー ル 物 性	教 授	理学博士	吉 田 喜 孝
極 低 温 物 性	准 教 授	理学博士	佐 藤 直 記
薬 学	教 授	博士（薬学）	川 口 基 一 郎
分 子 薬 理 学 ・ 化 学 療 法	教 授	博士（薬学）	林 正 彦
基 礎 医 学	教 授	博士（医学）	菊 池 雄 士
基 礎 医 学	教 授	薬学博士・博士（医学）	村 田 和 子
生 物 系 薬 学	教 授	薬学博士・博士（医学）	蝦 名 敬 一
天 然 物 薬 品 化 学、 分 子 生 化 学	准 教 授	薬学博士	金 容 必
環 境 生 物 学	准 教 授	博士（理学）	佐々木 秀 明

物理工学専攻（修士）

分 野	研究指導および講義担当教員		
電 子 材 料 工 学	教 授	工学博士	竹 中 久
	教 授	工学博士	清 水 文 直
薄 膜 ・ 表 面 工 学	教 授	理学博士	井 上 知 泰
情 報 シ ス テ ム 工 学	教 授	工学博士	竹 内 良 亘
	准 教 授	工学博士	中 尾 剛
	准 教 授	工学博士	江 尻 陽 三 郎
機 械 材 料 工 学	教 授	博士（工学）	高 三 徳
機 械 シ ス テ ム 工 学	教 授	工学博士	桜 井 俊 明
熱 力 学	教 授	工学博士	東 之 弘
機 械 力 学	准 教 授	博士（工学）	高 橋 義 考

物質理工学専攻（博士）

分 野	教 員		
半導体物性工学、表面物理学	教 授	理学博士	井 上 知 泰
低次元金属物性	教 授	理学博士	吉 田 喜 孝
ミクロ組織構造科学	教 授	工学博士	中 田 芳 幸
熱力学、熱物性、電子機器冷却	教 授	工学博士	東 之 弘
電子材料工学・電子回路応用	教 授	工学博士	竹 中 久
有機化学	教 授	理学博士	山 浦 政 則
機械設計、最適設計、自動車工学	教 授	工学博士	櫻 井 俊 明
分析化学	教 授	理学博士	佐 藤 健 二
誘電体材料物性	教 授	博士（電気工学）	清 水 文 直
薬学	教 授	博士（薬学）	川 口 基 一 郎
分子薬理学・化学療法	教 授	博士（薬学）	林 正 彦
基礎医学	教 授	博士（医学）	菊 池 雄 士
分子設計	教 授	理学博士	梅 村 一 之

③ 人文学研究科教育課程表

日本文学専攻（修士）

履修年次	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
1・2	日本文学特殊講義Ⅰ		4	論文指導は日本文学演習Ⅱ、Ⅳ、Ⅵ、Ⅷ及び日本語学演習で行なう。
	日本文学特殊講義Ⅱ		4	
	日本文学特殊講義Ⅲ		4	
	日本文学特殊講義Ⅳ		4	
	日本語学特殊講義Ⅰ		4	
	日本語学特殊講義Ⅱ		4	
	漢文学特殊講義		4	
	日本文学特殊研究Ⅰ		4	
	日本文学特殊研究Ⅱ		4	
	日本文学特殊研究Ⅲ		4	
	日本文学特殊研究Ⅳ		4	
	日本文学特殊研究Ⅴ		4	
	日本語学特殊研究Ⅰ		4	
	日本語学特殊研究Ⅱ		4	
	日本文学演習Ⅰ		2	
	日本文学演習Ⅱ		2	
	日本文学演習Ⅲ		2	
	日本文学演習Ⅳ		2	
	日本文学演習Ⅴ		2	
	日本文学演習Ⅵ		2	
	日本文学演習Ⅶ		2	
	日本文学演習Ⅷ		2	
	日本語学演習Ⅰ		2	
日本語学演習Ⅱ		2		
	計		76	

日本文学専攻（博士）

授業科目は特設しません。

英米文学専攻（修士）

履修年次	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
1	英米文学演習Ⅰ		2	論文指導は演習科目にて行う。
	英語学演習Ⅰ		2	
	応用言語学演習Ⅰ		2	
	英米文化演習Ⅰ		2	
1・2	英米文学特殊講義Ⅰ		4	
	英米文学特殊講義Ⅱ		4	
	英米文学特殊講義Ⅲ		4	
	英米文学特殊研究Ⅰ		4	
	英米文学特殊研究Ⅱ		4	
	英米文学特殊研究Ⅲ		4	
	英語学特殊講義		4	
	英語学特殊研究		4	
	応用言語学特殊講義		4	
	応用言語学特殊研究		4	
	古典文学特殊講義		4	
	英米文化特殊講義		4	
	英米文化特殊研究		4	
	英語教育学特殊講義		4	
2	英米文学演習Ⅱ		2	
	英語学演習Ⅱ		2	
	応用言語学演習Ⅱ		2	
	英米文化演習Ⅱ		2	
	計		72	

社会学専攻（修士）

履修年次	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
1	社会学特殊演習Ⅰ	2		論文指導は演習科目にて行う。
2	社会学特殊演習Ⅱ	2		
1・2	社会学特殊講義		4	
	社会学特殊研究		4	
	社会学史特殊講義		4	
	社会学史特殊研究		4	
	公共哲学特殊講義		4	
	公共哲学特殊研究		4	
	地域社会学特殊講義		4	
	地域社会学特殊研究		4	
	教育社会学特殊講義		4	
	教育社会学特殊研究		4	
	文化人類学特殊講義		4	
	文化人類学特殊研究		4	
	社会福祉学特殊講義		4	
	社会福祉学特殊研究		4	
	精神保健福祉特殊講義		4	
	精神保健福祉特殊研究		4	
	家族社会学特殊講義		4	
家族社会学特殊研究		4		
	計	4	72	

臨床心理学専攻（修士）

履修年次	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
1	臨床心理学特論	4		指導教員による論文指導は、特に授業時間を設けず行う。
	臨床心理面接特論	4		
	臨床心理査定演習	4		
	臨床心理基礎実習	4		
	臨床心理学研究法特論		2	
	心理学統計法特論		2	
	発達心理学特論Ⅰ		2	
	発達心理学特論Ⅱ		2	
	犯罪心理学特論		2	
	障害者（児）心理学特論		2	
	投映法特論		2	
	心理療法特論		2	
	心理学特殊研究		2	
	表現療法特論		2	
1・2	臨床心理学関連行政論		2	
	学校臨床心理学特論		2	
	人格心理学特論		2	
	家族心理学特論		2	
	臨床精神病理学特論		2	
	リハビリテーション心理学特論		2	
	臨床催眠学特論		2	
	臨床動作法特論		2	
2	臨床心理実習	4		
	臨床心理学特殊研究		4	
	計	20	40	

④ 人文学研究科教員（専任）構成と専攻分野

日本文学専攻（修士）

分 野	研究指導及び講義担当教員	
近代文学	教 授	大 内 和 子
近代文学	准 教 授	能 地 克 宜
日本語学	准 教 授	中 山 英 治
中世文学	特任准教授	松 本 麻 子
		(着任予定)
		(着任予定)

英米文学専攻（修士）

分 野	研究指導及び講義担当教員	
英米文学（英米演劇）	教 授	小 池 久 恵
英米哲学	教 授	久 呉 高 之
英語教育学	准 教 授	菊 池 武
		(着任予定)

社会学専攻（修士）

分 野	研究指導及び講義担当教員	
社会哲学	教 授	石 丸 純 一
社会学史	教 授	茨 木 竹 二
精神保健福祉論	教 授	柳 澤 孝 主
教育社会学	教 授	神 山 敬 章
社会福祉学	教 授	鎌 田 真理子
家庭社会学	教 授	菊 池 真 弓
高齢者福祉・地域福祉	准 教 授	福 田 幸 夫
地域社会学	准 教 授	高 木 竜 輔

臨床心理学専攻（修士）

分 野	研究指導及び講義担当教員	
発達心理学	教 授	林 洋 一
臨床心理学	教 授	窪 田 文 子
心理学統計法	教 授	富 田 新
臨床心理学	准 教 授	山 本 佳 子
認知心理学	准 教 授	末 次 晃
認知心理学	准 教 授	大 原 貴 弘
発達心理学	常勤准教授	名 取 洋 典
知覚心理学	助 教	高 島 翠
社会心理学	助 教	佐 藤 拓

日本文学専攻（博士）

分 野	教 員		
近代文学	教 授	文学修士	大 内 和 子
近代文学	准 教 授	博士(学術)	能 地 克 宜
日本語学	准 教 授	博士(学術)	中 山 英 治
中世文学	特任准教授	博士(文学)	松 本 麻 子
			(着任予定)

教職課程（教員免許状の取得）

1. 学部教職課程

教員免許状の取得を希望する学生は、教職課程に関するガイダンスに必ず出席して下さい。法律で定められた履修条件や手続きもありますので、自分の判断だけで行動すると、免許状取得ができなくなる場合があります。

(1) 履修上の注意事項

- ① 教育職員（以下「教員」という。）になるためには、教育職員免許法の定める単位を修得していなければなりません。したがって、教員の資格を得ようとする人は、希望する免許状の種類に応じて、所定の単位を在学中に修得できるように履修計画をたて、年度始めの履修登録期間内に必要な科目を登録して下さい。
- ② 教員免許状を取得するには、卒業に必要な諸条件をみだし、あわせて教職課程で定められた科目及び単位を修得することが必要となります。
- ③ 教職課程で開講している専門科目は、「**教科に関する科目**」、「**その他の科目**」及び「**教職に関する科目**」に分かれ、それぞれの科目及び必要単位数が定められています。
- ④ 教科に関する科目と教職に関する科目が、自分の所属学科の卒業に必要な学科目又は諸資格関連科目と重複する場合は、卒業に必要な科目をもってかえることができます。二重に履修する必要はありません。
- ⑤ 履修年次が指定されている科目は、それに従って履修して下さい。

(2) 取得できる免許状の種類と免許教科

学 科	免許教科	免許状の種類
科 学 技 術 学 科	理 科	中学校教諭一種免許状
		高等学校教諭一種免許状
表 現 文 化 学 科	国 語	中学校教諭一種免許状
		高等学校教諭一種免許状
	英 語	中学校教諭一種免許状
		高等学校教諭一種免許状
現 代 社 会 学 科	社 会	中学校教諭一種免許状
	地 理 歴 史	高等学校教諭一種免許状
	公 民	高等学校教諭一種免許状
心 理 学 科	社 会	中学校教諭一種免許状
	公 民	高等学校教諭一種免許状

(3) 免許状を取得するための所要資格

- ① 学士の称号を有すること。
大学に4年以上在学し、自分が所属する学科の卒業に必要な科目及び単位数を修得しなければなりません。
- ② 各学科で取得できる免許状の種類と免許教科に従って、それぞれの条件をみだす科目を修得していること。
- ③ 中学校の免許状を取得するためには、介護等体験を行っていること。
特別支援学校2日間、社会福祉施設*5日間、計7日間の実習が必要です。2年次後期「介護体験（事前指導）」、3年次通年「介護体験（実習・事後指導）」の履修登録を行い、単位を修得して下さい。
*社会福祉施設の実習では、実習費として7,710円（保険代含む。平成26年3月現在の予定額）を納入しなければなりません。詳細はガイダンスで説明します。
介護等体験の実習を行うには、次の条件を満たしていなければなりません。

1. 3年生に進級していること。
2. 「教育原理」「教師論」の単位を修得していること。

この他にも、各学科で介護等体験を行うための許可認定（P.49）を設けているので、学科別ガイダンスおよび介護等体験ガイダンスには必ず出席して下さい。

④ 教育実習を行っていること。

教育実習とは、大学で修得した教育に関する知識・技術を、教育の現場で実際に行う機会です。3年次後期「教育実習指導（事前）」、4年次集中「教育実習」、4年次後期「教育実習指導（事後）」の履修登録を行い、単位を修得して下さい。

教育実習を行うには、次の条件を満たしていなければなりません。

1. 卒業見込者であること。
2. 3年生までの教科並びに教職に関する専門科目の必要単位数の合計の80%以上を修得していること。
3. 「教育原理」「教師論」「教科教育法」の単位を修得していること。

この他にも、各学科で教育実習を行うための許可認定（P.50）を設けているので、学科別ガイダンス及び教育実習ガイダンスには必ず出席して下さい。

⑤ 受講料等を納入していること。

教職課程を履修する者は、入学後最初に教職専用科目を履修する際に、受講料として10,000円を納入して下さい。また教育実習を行うときには、実習に要する実費として20,000円を負担して下さい。

なお、一度納入された受講料及び実習の実費は、理由によらず返還されません。

詳細については、教育実習の掲示板で確認、あるいは教務グループに問い合わせして下さい。

介護等体験の許可認定

学 科 共 通			
3年生に進級し、教育原理及び教師論を修得済みであること。			
科学技術学科	表現文化学科	現代社会学科	心理学科
理科	国語	社会	社会
修得済みの「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の平均点が75点以上であること。	1. 「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必修科目を12単位以上修得済みであること。 ※2年次までの必修単位の合計：中学校20単位、高等学校14単位 2. 前項の修得済み単位の平均点が75点以上であること。	1. 「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必修選択科目を32単位以上修得済みであること。 2. 前項の修得済み単位の平均点が75点以上であること。	1. 「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」を18単位以上修得済みであること。 2. 前項の修得済み単位の平均点が75点以上であること。
	英 語		
	1. 2年次終了までに①と②の中からあわせて20単位以上、③の中から6単位以上修得していること。 2. 前項の修得済み単位の平均点が75点以上であること。		
	①1年次科目 English Reading I A (2単位) English Reading I B (2単位) English Listening I A (2単位) English Listening I B (2単位) English Writing I A (2単位) English Writing I B (2単位) Oral Communication I A (1単位) Oral Communication I B (1単位)		
	②2年次科目 English Reading II A (2単位) English Reading II B (2単位) Oral Communication II A (1単位) Oral Communication II B (1単位) 英語音声学 I (2単位) 英語音声学 II (2単位)		
	③2年次および3年次科目 英米文学概論 (2単位) 英米文化概論 (2単位) 英語学概論 (2単位) 英語教育学概論 (2単位) 英語教材研究 (2単位) 翻訳演習 (2単位) Oral Communication III A (1単位) Oral Communication III B (1単位) 児童英語教育論 (2単位)		

教育実習の許可認定

学 科 共 通			
1. 卒業見込み者であること。 2. 教育原理及び教師論、教科教育法を修得済みであること。 3. 3年迄の教科並びに教職に関する専門科目の必要単位数合計の80%以上を修得済みであること。			
科学技術学科	表現文化学科	現代社会学科	心理学科
理科(中学・高校共通)	国語(中学・高校共通)	社会(中学)、地歴・公民(高校)	社会(中学)、公民(高校)
3年生までの教科に関する必修11科目24単位及び教職に関する必修10科目27単位(道德教育の研究は含まない)、合計21科目51単位のうち成績の上位30単位の平均点が75点以上であること。	1. 「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必修科目を22単位以上修得済みであること。 ※3年次までの必修単位の合計：中学校44単位、高等学校36単位 2. 前項の修得済み単位の平均点が75点以上であること。	1. 「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必修選択科目を32単位以上修得済みであること。 2. 前項の修得済み単位の平均点が75点以上であること。	1. 「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必修科目を28単位以上修得済みであること。 ※3年次までの必修単位の合計：高等学校34単位、中学校48単位 2. 前項の修得済み単位の平均点が75点以上であること。
	英 語 (中学・高校共通)		
	①1年次科目 English Reading I A (2単位) English Reading I B (2単位) English Listening I A (2単位) English Listening I B (2単位) English Writing I A (2単位) English Writing I B (2単位) Oral Communication I A (1単位)* Oral Communication I B (1単位)*		
	②2年次科目 English Reading II A (2単位) English Reading II B (2単位) Oral Communication II A (1単位)* Oral Communication II B (1単位)* 英語音声学 I (2単位)* 英語音声学 II (2単位)*		
	③2年次および3年次科目 英米文学概論 (2単位)* 英米文化概論 (2単位)* 英語学概論 (2単位)* 英語教育学概論 (2単位)* 英語教材研究 (2単位)* 英語科教育法 I (4単位)* 児童英語教育論 (2単位) 翻訳演習 (2単位) Oral Communication III A (1単位)* Oral Communication III B (1単位)*		

(4) 各教科等に関する科目

① 科学技術学科（中学校・高等学校 理科）

- i 教科に関する科目の必修及び選択36単位以上を修得のこと。
- ii その他の科目の必修8単位を修得のこと。

	科目区分	授業科目	単位数		履修学年	備考
			必修	選択		
教科 に 関 す る 科 目	物理学	物理学Ⅰ	2		1	科学技術学科
		物理学Ⅱ	2		1	
		電気磁気学		2	2	
	化学	化学Ⅰ	2		1	科学技術学科
		化学Ⅱ	2		1	
		物理化学		2	2	
		無機化学		2	2	
		生物有機化学		2	2	
		分析化学		2	2	
		定量分析学		2	2	
	生物学	生物学Ⅰ	2		1	科学技術学科
		生物学Ⅱ	2		1	
		生化学		2	2	
		細胞生物学		2	2	
		分子遺伝学		2	2	
		微生物学		2	3	
	地学	地学概論	4		2	教職専用科目
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理実験	2		1	科学技術学科
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学実験	2		1	科学技術学科
	生物実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学実験	2		3	科学技術学科
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地学実験	2		3	教職専用科目	
その 他 の 科 目	日本国憲法	憲法	2		1	教養科目
	体育	健康・スポーツ科学演習1	1		1	健康・スポーツ科目
		健康・スポーツ科学演習2	1		1	
	外国語コミュニケーション	英語A1	1		1	基礎科目
英語A2		1		1		
情報機器の操作	情報基礎演習	2		1	科学技術学科	

② 表現文化学科 (中学校・高等学校 国語)

- i 教科に関する科目の必修及び選択36単位以上を修得のこと。
- ii その他の科目の必修8単位以上を修得のこと。

	科目区分	授業科目	単位数		履修学年	備考
			必修	選択		
教科に関する科目	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学概説Ⅰ (音声言語を含む。)	2		2	表現文化学科
		日本語学概説Ⅱ	2		2	
		日本語表現法Ⅰ	2		2	
		日本文法Ⅰ		2	1	
		日本文法Ⅱ		2	1	
		日本語表現法Ⅱ		2	2	
		国語教材研究		2	2	
		日本語学講義		2	3	
		言語学概論		2	3	
	国文学 (国文学史を含む。)	日本文学概論 (国文学史を含む。)	2		1	表現文化学科
日本文学講読Ⅰ (古代)			2	1		
日本文学講読Ⅱ (中近世)			2	1		
日本文学講読Ⅲ (近代)			2	1		
日本文学の歴史Ⅰ (古典)			2	2		
日本文学の歴史Ⅱ (近代)			2	2		
日本文学講義Ⅰ (古代)			2	2		
日本文学講義Ⅱ (中世)			2	2		
日本文学講義Ⅲ (近世)			2	3		
漢文学	漢文学Ⅰ	2		2	表現文化学科	
	漢文学Ⅱ	2		2		
	中国文学講読		2	1		
書道 (書写を中心とする。)	書道	4		2	中学のみ教職専用科目	
その他の科目	日本国憲法	憲法	2		1	教養科目
	体育	健康・スポーツ科学演習Ⅰ	1		1	健康・スポーツ科目
		健康・スポーツ科学演習Ⅱ	1		1	
	外国語コミュニケーション	英語AⅠ	1		1	基礎科目
英語AⅡ		1		1		
情報機器の操作	コンピュータリテラシー	1		1	基礎科目	
	情報化社会と知的財産	2		1	教養科目	

③ 表現文化学科 (中学校・高等学校 英語)

- i 教科に関する科目の必修及び選択36単位以上を修得のこと。
- ii その他の科目の必修8単位以上を修得のこと。

	科目区分	授業科目	単位数		履修学年	備考	
			必修	選択			
教 科 に 関 す る 科 目	英語学	英語学概論	2		2	表現文化学科	
		英語音声学 I	2		2		
		英語音声学 II	2		2		
		英語教育学概論	2		2		
		英語教材研究	2		2		
		児童英語教育論		2	3		
		言語学概論		2	3		
	英米文学	英米文学概論	2		2	表現文化学科	
		現代演劇研究		2	2		
		児童文学研究		2	2		
		英米文学研究		2	3		
	英語コミュニケーション	Oral Communication I A	1		1	表現文化学科	
		Oral Communication I B	1		1		
		Oral Communication II A	1		2		
		Oral Communication II B	1		2		
		Oral Communication III A		1	3		
		Oral Communication III B		1	3		
	異文化理解	英米文化概論	2		2	表現文化学科	
		表現文化学概論		2	1		
		映画史 I		2	2		
		映画史 II		2	2		
		翻訳演習		2	2		
		異文化体験		2	2		
		比較文化研究		2	3		
	そ の 他 の 科 目	日本国憲法	憲法	2		1	教養科目
		体育	健康・スポーツ科学演習 1	1		1	健康・スポーツ科目
			健康・スポーツ科学演習 2	1		1	
		外国語コミュニケーション	英語 A 1	1		1	基礎科目
英語 A 2			1		1		
情報機器の操作		コンピュータリテラシー	1		1	基礎科目	
	情報化社会と知的財産	2		1	教養科目		

④ 現代社会学科 (中学校 社会)

- i 「教科に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の必修及び選択38単位以上を修得のこと。
 ii その他の科目の必修8単位以上修得のこと。

	科目区分	授業科目	単位数		履修学年	備考
			必修	選択		
教科に関する科目	日本史及び外国史	日本史概説Ⅰ	2		1	} 教養科目
		日本史概説Ⅱ	2		1	
		西洋史概説	4		2	教職専用科目
		歴史社会学		2	3	現代社会学科
	地理学 (地誌を含む。)	自然地理学概説	4		2	} 教職専用科目
		人文地理学概説	4		2	
		地誌学Ⅰ	2		2	
		地誌学Ⅱ	2		2	
		地域社会学		2	2	現代社会学科
	「法律学、政治学」	法律学概論	4		2	教職専用科目
政治学概論Ⅰ			2	1	} 教養科目	
政治学概論Ⅱ			2	1		
「社会学、経済学」	社会学概論	2		1	現代社会学科	
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	4		2	} 教職専用科目 (隔年開講)	
	倫理学概論		4	2		
教科又は教職に関する科目 (8単位以上修得)		社会福祉原論Ⅰ		2	1	} 現代社会学科
		社会福祉原論Ⅱ		2	1	
		家族社会学		2	1	
		社会史研究		2	2	
		社会学史		2	2	
		人口と社会		2	2	
		文化人類学		2	2	
		社会調査の基礎		2	2	
		調査の設計と方法		2	2	
		社会保障論Ⅰ		2	2	
		社会保障論Ⅱ		2	2	
		教育社会学		2	2	
		国際社会論		2	3	
		考古学		4	3	
その他の科目	日本国憲法	憲法	2		1	教養科目
	体育	健康・スポーツ科学演習Ⅰ	1		1	健康・スポーツ科目
		健康・スポーツ科学演習Ⅱ	1		1	
	外国語コミュニケーション	英語AⅠ	1		1	基礎科目
英語AⅡ		1		1		
情報機器の操作	コンピュータリテラシー	1		1	基礎科目	
	情報化社会と知的財産	2		1	教養科目	

⑤ 現代社会学科（高等学校 地理歴史）

- i 「教科に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の必修及び選択36単位以上を修得のこと。
 ii その他の科目の必修8単位以上を修得のこと。

	科目区分	授業科目	単位数		履修学年	備考
			必修	選択		
教科に関する科目	日本史	日本史概説Ⅰ	2		1	教養科目
		日本史概説Ⅱ	2		1	
	外国史	西洋史概説	4		2	教職専用科目
		歴史社会学		2	3	現代社会学科
	人文地理学及び自然地理学	自然地理学概説	4		2	} 教職専用科目
		人文地理学概説	4		2	
		人口と社会		2	2	} 現代社会学科
		地域社会学		2	2	
	地誌	地誌学Ⅰ	2		2	教職専用科目
		地誌学Ⅱ	2		2	
教科又は教職に関する科目 (16単位以上修得)		社会史研究		2	2	} 現代社会学科
		社会学史		2	2	
		文化人類学		2	2	
		比較文化論		2	2	
		比較社会論		2	2	
		国際社会論		2	3	
		考古学		4	3	資格（学芸員）科目
その他の科目	日本国憲法	憲法	2		1	教養科目
	体育	健康・スポーツ科学演習Ⅰ	1		1	健康・スポーツ科目
		健康・スポーツ科学演習Ⅱ	1		1	
	外国語コミュニケーション	英語AⅠ	1		1	基礎科目
		英語AⅡ	1		1	
	情報機器の操作	コンピュータリテラシー	1		1	基礎科目
情報化社会と知的財産		2		1	教養科目	

⑥ 現代社会学科 (高等学校 公民)

- i 「教科に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の必修及び選択36単位以上を修得のこと。
 (※)「教科に関する科目」は20単位以上修得のこと。
- ii その他の科目の必修8単位以上を修得のこと。

	科目区分	授業科目	単位数		履修学年	備考
			必修	選択		
教科に関する科目 (※)	「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	政治学概論Ⅰ	2		1	} 教養科目
		政治学概論Ⅱ	2		1	
		法律学概論	4		2	教職専用科目
	「社会学、経済学(国際政治を含む。)」	社会学概論	2		1	現代社会学科
		経済学概論		4	3	教職専用科目
	「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	哲学概論	4		2	} 教職専用科目 (隔年開講)
		倫理学概論		4	2	
		心の科学Ⅰ		2	1	} 教養科目
		心の科学Ⅱ		2	1	
	教科又は教職に関する科目 (16単位以上修得)	社会調査の基礎	2		2	現代社会学科
社会福祉原論Ⅰ			2	1		
社会福祉原論Ⅱ			2	1		
家族社会学			2	1		
ジェンダー論			2	1		
社会史研究			2	2		
社会学史			2	2		
人口と社会			2	2		
地域社会学			2	2		
調査の設計と方法			2	2		
社会保障論Ⅰ			2	2		
社会保障論Ⅱ			2	2		
教育社会学			2	2		
国際社会論			2	3		
その他の科目	日本国憲法	憲法	2		1	教養科目
	体育	健康・スポーツ科学演習Ⅰ	1		1	健康・スポーツ科目
		健康・スポーツ科学演習Ⅱ	1		1	
	外国語コミュニケーション	英語AⅠ	1		1	基礎科目
		英語AⅡ	1		1	
	情報機器の操作	コンピュータリテラシー	1		1	基礎科目
情報化社会と知的財産		2		1	教養科目	

⑦ 心理学科 (中学校 社会)

- i 教科に関する科目の必修及び選択32単位以上を修得のこと。
- ii その他の科目の必修8単位以上を修得のこと。

	科目区分	授業科目	単位数		履修学年	備考	
			必修	選択			
教 科 に 関 す る 科 目	日本史及び外国史	日本史概説 I	2		1	} 教養科目	
		日本史概説 II	2		1		
		西洋史概説	4		2	} 教職専用科目	
		東洋史概説		4	2		
		考古学		4	3	資格 (学芸員) 科目	
	地理学 (地誌を含む。)	自然地理学概説	4		2	} 教職専用科目	
		人文地理学概説	4		2		
		地誌学 I	2		2		
		地誌学 II	2		2		
	「法律学、政治学」	法律学概論	4		2	} 教職専用科目	
		政治学概論 I		2	1		} 教養科目
		政治学概論 II		2	1		
	「社会学、経済学」	社会学概論	2		1	} 現代社会学科	
		家族社会学		2	1		
		社会学史		2	2		
		現代日本の国民生活と経済		2	1	教養科目	
		人間関係論		2	2	心理学科	
		経済学概論		4	3	教職専用科目	
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	4		2	} 教職専用科目 (隔年開講)		
	倫理学概論		4	2			
そ の 他 の 科 目	日本国憲法	憲法	2		1	教養科目	
	体育	健康・スポーツ科学演習 1	1		1	} 健康・スポーツ科目	
		健康・スポーツ科学演習 2	1		1		
	外国語コミュニケーション	英語 A 1	1		1	} 基礎科目	
		英語 A 2	1		1		
	情報機器の操作	コンピュータリテラシー	1		1	基礎科目	
情報化社会と知的財産		2		1	教養科目		

⑧ 心理学科 (高等学校 公民)

- i 教科に関する科目の必修及び選択36単位以上を修得のこと。
- ii その他の科目の必修8単位以上を修得のこと。

	科目区分	授業科目	単位数		履修学年	備考
			必修	選択		
教 科 に 関 す る 科 目	「法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	法律学概論	4		2	教職専用科目 } 教養科目
		政治学概論 I		2	1	
		政治学概論 II		2	1	
	「社会学、経済学 (国際経済含む。)」	社会学概論	2		1	} 現代社会学科 } 教養科目 } 心理学科 } 教職専用科目
		家族社会学		2	1	
		社会学史		2	2	
		現代日本の国民生活と経済		2	1	
		人間関係論		2	2	
		経済学概論		4	3	
	「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	哲学概論	4		2	} 教職専用科目 (隔年開講) } 教養科目 } 心理学科
		倫理学概論		4	2	
		心の科学 I		2	1	
		心の科学 II		2	1	
		社会心理学基礎論	2		1	
		発達心理学基礎論	2		1	
		臨床心理学基礎論	2		1	
		人格心理学特講		2	2	
		発達心理学特講		2	2	
		学習心理学特講		2	2	
		心理カウンセリング演習 I		2	3	
		心理カウンセリング演習 II		2	3	
		家族心理学特講		2	3	
		健康心理学特講		2	3	
		カウンセリング特講		2	3	
		犯罪・非行心理学特講		2	3	
		児童心理学特講		2	3	
		コミュニティー心理学		2	3	
		文化心理学		2	3	
応用心理学特講			2	3		
教育心理学特講		2	3			
教育心理学演習 I		2	3			
教育心理学演習 II		2	3			
発達心理学演習 I		2	3			
発達心理学演習 II		2	3			
そ の 他 の 科 目	日本国憲法	憲法	2		1	教養科目
	体育	健康・スポーツ科学演習 1	1		1	健康・スポーツ科目
		健康・スポーツ科学演習 2	1		1	
	外国語コミュニケーション	英語 A 1	1		1	基礎科目
英語 A 2		1		1		
情報機器の操作	コンピュータリテラシー	1		1	基礎科目	
	情報化社会と知的財産	2		1	教養科目	

(5) 教職に関する専門科目

① 全学科

科目区分	授業科目	単位数		履修学年	備考	
		必修	選択			
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路の選択に資する各種機会の提供等	教師論	2		1	
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育原理	2		2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学	4		3	
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法					教育原理に含む
	・各教科の指導法	理科教育法Ⅰ	4		3	取得する免許の教科教育法を履修する
		理科教育法Ⅱ		4	4	
		国語科教育法Ⅰ	4		3	
		国語科教育法Ⅱ		4	4	
		英語科教育法Ⅰ	4		3	
		英語科教育法Ⅱ		4	4	
		社会科教育法Ⅰ	4		3	
社会科教育法Ⅱ			4	4		
公民科教育法		4		3		
地理歴史科教育法	4		3			
・道徳の指導法	道徳教育の研究		2	2	中学のみ必修	
・特別活動の指導法	特別活動研究	2		3		
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	4		3		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	生徒指導研究	2		3	進路指導を含む
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2		3	
教育実習	教育実習（事前事後の指導含む。）		5		3～4	中学の必修
	教育実習（事前事後の指導含む。）		3		3～4	高校の必修 ※中学・高校の両方 を取得する場合は、5単位必修
教職実践演習	教職実践演習（中学・高校）		2		4	

※中学校教諭免許状取得希望者は、介護等体験の修得が必要です。

2年生 後期 介護体験（事前指導）

3年生 通年 介護体験（実習・事後指導）

2. 大学院教職課程

(1) 取得免許の種類

理工学研究科	物質理学専攻	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）
人文学研究科	日本文学専攻	中学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（国語）
	英米文学専攻	中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語）
	社会学専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（公民）

(2) 免許状を取得するための所要資格

- ① 各種教諭一種免許状を取得していること。
- ② 各専攻の別表の教科に関する科目の内、24単位以上を取得していること。
- ③ 修士の学位を有すること。

(3) 各教科に関する専門科目

- ① **物質理学専攻（中学校・高等学校 理科）**
課程修了に必要な条件を満たす単位を修得のこと。（P.41参照）
- ② **日本文学専攻（中学校・高等学校 国語）**
課程修了に必要な条件を満たす単位を修得のこと。（P.44参照）
- ③ **英米文学専攻（中学校・高等学校 英語）**
課程修了に必要な条件を満たす単位を修得のこと。（P.44参照）
- ④ **社会学専攻（中学校 社会、高等学校 公民）**
課程修了に必要な条件を満たす単位を修得のこと。（P.45参照）

3. 小学校教諭2種免許状（平成26年3月1日現在）

明星大学通信教育部との提携により、本学学生が通信教育課程へ科目等履修生として在籍して提携プログラムを利用することにより、卒業時に小学校教諭2種免許状（短大卒取得免許）を取得することができます。

(1) 条件

- ① いわき明星大学2年生に在学中であること。
- ② 中学校教諭免許状希望者であること。

(2) 履修上の注意

- ① 明星大学の通信教育部の科目等履修生として明星大学通信教育部に属するため、履修上の決まりは通信教育部の規定に従って下さい。
- ② いわき明星大学において、教職以外に他の資格の取得をしないで下さい。ただし、必然的に取得できる資格は除きます。
- ③ 小学校2種免許状の単独取得はできません。中学校教諭免許状と同時に取得して下さい。
- ④ 履修開始後、2年次から3年次配当科目のうち一定基準単位数の修得ができない場合は、学籍更新や必修要件となる初等教育実習が実施できません。

(3) 手続きについて

- ① ガイダンスには、必ず出席して下さい。日程は掲示で通知します。
- ② 免許状の取得希望者に対し、手続き等について説明します。その後、希望者は出願書類を提出します。

(4) 履修について

- ① 手続き後、次頁の履修科目一覧のとおり、3年間に分けて学習していきます。
- ② おおむね1科目1冊のテキストがあり、指定の課題に沿って順次レポートをまとめ、郵送により添削指導を受けます。
- ③ 添削指導終了後、科目終了試験受験資格を得た学生は、試験を受験しこれに合格することで1科目の単位修得となります。
- ④ 試験は、年8回行っています。いわき会場もあります。
- ⑤ 初等教育実習については、通信教育部と相談の上、実習校を決定し実習します。
* 上記の方法の他、手続き後に明星大学で実施しているスクーリングに参加して取得する方法もあります。（別途費用がかかります）

(5) 学費について

- ① 通信教育部学費（3年間で29単位取得）として194,000円が必要です。学費は改訂となる場合があります。
ただし、卒業時に29単位をすべて修得して免許状を申請する者は、大学から補助金を支給します。
なお、補助金の支給は、大学卒業後になります。
- ② スクーリングを受ける場合は、上記の他に別途費用がかかります。

(6) 履修科目一覧（小学校2種免許状）

学年	科目名	単位	備考
2年	初等音楽科教育法	2	
	音楽	2	
	初等教育課程論	2	
	初等教育方法学	2	
	初等国語科教育法（書写を含む。）	2	
3年	道徳教育の指導法（小学校）	2	
	図画工作	2	
	初等図画工作科教育法	2	
	初等算数科教育法	2	
	初等社会科教育法	2	
	初等生活科教育法	2	
	初等教育実習指導	1	
4年	初等教育相談の基礎と方法	2	
	特別活動の指導法（小学校）	2	
	初等教育実習	2	事前事後指導を含む。
合計（15科目）		29	

費用 1年目 65,000円

2年目 78,000円

3年目 51,000円（教育実習費を含む）

*スクーリングを受ける場合は、別途費用がかかります。

注 意

掲載情報は、平成26年3月1日現在の内容です。

各種資格

1. 社会教育主事

「社会教育主事」とは、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必ず置かれる職員で、社会教育を行う者に専門的な助言と指導を与えることを職務とします。

ここにいう「社会教育」とは、社会教育法第2条で定められている「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」をいいます。

教育委員会において、社会教育主事補の職にあるか、これと同等の職歴を1年以上経なければなりません。

社会教育法第9条の4第3号の規定により社会教育主事の資格を得ようとする者は、社会教育主事講習等規程第11条に掲げる科目の単位を修得しなければなりません。また、資格取得希望者は、年度始めの履修登録期間内に、必要な科目を登録して下さい。

(1) 基礎資格

大学に2年以上在学（ただし、休学期間は在学年数に算入しません）して、62単位以上を修得していること。

(2) 社会教育に関する科目

法律の規定に基づく、本学における授業科目と必要単位数は、別表のとおりです。

別表の修得すべき科目のうち、すでに現代社会学科及び教職等資格課程で修得した科目の単位は、これをもって修得すべき科目の単位に替えることができます。

(3) 受講料

この課程を履修する者は、入学後最初に当該科目を履修する際に、受講料として10,000円を納入して下さい。なお、一度納入された受講料は、理由によらず返還されません。

※ 詳細については、ガイダンス時に説明します。

社会教育主事関連科目及び単位数

（社会教育主事講習等規程第11条による）

規定科目	単位	授業科目	単位数		履修学年
			必修	選択	
生涯学習概論	4	生涯学習論Ⅰ	2		1
		生涯学習論Ⅱ	2		1
社会教育計画	4	社会教育計画Ⅰ	2		3
		社会教育計画Ⅱ	2		3
社会教育課題研究	4	社会教育課題研究Ⅰ	2		3
		社会教育課題研究Ⅱ	2		3
社会教育特講Ⅰ （現代社会と社会教育）	4	比較社会論	2		2
		国際社会論	2		3
社会教育特講Ⅱ （社会教育活動・事業・施設）	8	図書館概論		2	1
		博物館学概論		2	2
		視聴覚教育メディア論		2	3
		職業指導		4	4
		社会体育		4	4
社会教育特講Ⅲ （その他必要な科目）	8	社会福祉原論Ⅰ		2	1
		社会福祉原論Ⅱ		2	1
		教師論		2	1
		教育原理		2	2
		道徳教育の研究		2	2
		メディア社会論		2	3
計	24		16	26	
備考：社会教育特講Ⅱ、Ⅲについては、その両方にわたって8単位を選択必修で修得しなければなりません。					

2. 図書館司書

「図書館司書」とは、図書館に勤務し専門的業務に従事する職員です。

図書館法第5条第1項第2号の規定により、図書館司書の資格を得ようとする者は、図書館法施行規則第5条第1項に掲げる科目の単位を修得しなければなりません。

資格取得希望者は、年度始めの履修登録期間内に必要な科目を登録して下さい。ただし、演習科目に関しては、その性質上、人数の制限があるので、希望通りに受講できない場合があります。

なお、図書館司書関連科目は卒業単位には含まれません。

(1) 図書館司書に関する科目

法律の規定に基づく、本学における授業科目と必要単位数は、別表のとおりです。

(2) 受講料

この課程を履修する者は、入学後最初に当該科目を履修する際に、受講料として10,000円を納入して下さい。

なお、一度納入された受講料は、理由によらず返還されません。

(3) 証明書の発行

受講者には、必要に応じて下記の証明書が発行されます。

- ① 司書資格証明書
- ② 司書資格に関する単位修得証明書
- ③ 司書資格取得見込証明書

※ 詳細については、ガイダンス時に説明します。

図書館司書関連科目及び単位数

(図書館法施行規則第5条第1項による)

区分	規定科目	単位	授業科目	単位数		履修学年
				必修	選択	
基礎科目	生涯学習概論	2	生涯学習論Ⅰ	2		1
			生涯学習論Ⅱ	2		1
	図書館概論	2	図書館概論	2		1
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2		3
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2		3
図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	1	図書館サービス論	2		2
	情報サービス論	1	情報サービス論	2		2
	児童サービス論	2	児童サービス論	2		2
	情報サービス演習	2	情報サービス演習	2		3
図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2		1
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2		2
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習	2		3
選択科目	図書館基礎特論	1	図書館基礎特論		2	4
	図書館サービス特論	1				
	図書館情報資源特論	1				
	図書・図書館史	1	図書・図書館史		2	2
	図書館施設論	1	図書館施設論		2	2
	図書館総合演習	1				
	図書館実習	1				
計		27		24	6	
備考：選択科目は2科目選択必修とする。						

3. 学校図書館司書教諭

小学校、中学校、高等学校に設置されている学校図書館を運営するために、学校に必ず置かれる教諭です。「学校図書館司書教諭」は、教員免許状を有し、図書館に関する専門的知識や技能を修得していることが必要です。

学校図書館法第5条第3項の規定により学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程第3条に掲げる科目の単位を修得しなければなりません。

資格取得希望者は、年度始めの履修登録期間内に必要な科目を登録して下さい。

ただし、演習科目に関しては、その性質上、人数の制限があるので、希望通りに受講できない場合があります。

なお、学校図書館司書教諭関連科目は卒業単位には含まれません。

(1) 受講資格

中学校または高等学校の教員普通免許状取得のための科目を履修中の者で、卒業時に教員普通免許状を取得見込みの者。

(2) 学校図書館司書教諭に関する科目

法律の規定に基づく、本学における授業科目と必要単位数は、別表のとおりです。

(3) 受講料

この課程を履修する者は、入学後最初に当該科目を履修する際に、受講料として10,000円を納入して下さい。なお、一度納入された受講料は、理由によらず返還されません。

(4) 学校図書館司書教諭資格の一括申請について

① 申請できる条件

- i 申請時に、中学校または高等学校の教員普通免許状を取得済みであること。
- ii 本学で学校図書館司書教諭の単位（10単位）を修得済みであること。
- iii 受講料を納入済みであること。

② 申請から修了証書の発行まで

- i 卒業した年の4月中に、教務グループに申請の申し込みをして下さい。
- ii 卒業した年の6月中に、学校図書館司書教諭の単位修得証明書及び教員免許状授与証明書を、教務グループに提出して下さい。
- iii 申請は、大学から文部科学省委託の大学に一括して申請します。
- iv 卒業した翌年の3月下旬～4月上旬に、文部科学大臣より学校図書館司書教諭修了証書が授与されます。

※ 詳細については、ガイダンス時に説明します。

学校図書館司書教諭関連科目及び単位数

(学校図書館司書教諭講習規程第3条による)

規定科目	単位	授業科目	単位数(必修)	履修学年
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	2
学校図書館メディアの構成	2	図書館情報資源概論	2	1
情報メディアの活用	2	視聴覚教育メディア論	2	3
読書と豊かな人間性	2	児童サービス論	2	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	2
計	10		10	

4. 学 芸 員

「学芸員」とは、博物館に必ず置かれる職員です。博物館事業において、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる専門職のことをいいます。

近年、特に地方公共団体によって芸術、民俗、歴史、産業等に関する博物館を設立する気運が高まり、広い意味において、社会教育の中心的機関としての博物館の機能的役割が重要視されています。

博物館法第5条第1号の規定により学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法施行規則第1条に掲げる科目の単位を修得しなければなりません。

なお、「博物館実習」の内容は、同法第2条により実施します。資格取得希望者は、年度始めの履修登録期間内に必要な科目を登録して下さい。ただし、実習科目等に関しては、その性質上、人数の制限があるので、希望通りに受講できない場合があります。

(1) 学芸員に関する科目

本学における授業科目と必要単位数は、別表のとおりです。

別表の修得すべき科目のうち、すでに現代社会学科及び教職等資格課程で修得した科目の単位は、これをもって修得すべき科目の単位に替えることができます。

(2) 受講料

この課程を履修する者は、入学後最初に当該科目を履修する際に、受講料として10,000円を納入して下さい。また、実習費として15,000円を納付して下さい。

なお、一度納入された受講料及び実習費は、理由によらず返還されません。

※ 詳細については、ガイダンス時に説明します。

学芸員関連科目及び単位数

(博物館法施行規則第1条による)

規定科目	単位	授 業 科 目	単位数		履修 学年	備 考
			必修	選択		
生涯学習概論	2	生涯学習論Ⅰ	2		1	
		生涯学習論Ⅱ	2		1	
博物館概論	2	博物館学概論	2		2	
博物館経営論	2	博物館経営論	2		2	
博物館資料論	2	博物館資料論	2		2	
博物館教育論	2	博物館教育論	2		2	
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2		3	
博物館展示論	2	博物館展示論	2		3	
博物館実習	3	博物館実習	3		4	
博物館情報・メディア論	2	視聴覚教育メディア論	2		3	
選択科目		日本史概説Ⅰ		2	1	2科目6単位 以上選択
		日本史概説Ⅱ		2	1	
		科学技術史		2	1	
		文化人類学		2	2	
		書誌学		2	2	
		考古学		4	3	
		思想と表象		2	3	
文献研究		2	3			
計	19		21	18		

5. 社会福祉士（受験資格）

社会福祉士とは「専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う」ことを業とする社会福祉の相談業務を中心としたソーシャルワークを実践していくための国家資格です。そのために「社会福祉士及び介護福祉士法」（1987年、以下「同法」という）に基づいたカリキュラム科目と実習を経て国家試験受験資格を得、国家試験に合格後に登録を行い社会福祉士の名称を用いることができます。

(1) 受験資格を得るには

国家試験受験資格は同法第7条に示されるもので、このうち、本学在学中に受験資格を得るためには、別表1に示された指定科目をすべて修得しなければなりません。また、卒業見込証明書がなければ国家試験受験資格は発生しません。

本学学生が国家試験受験資格を得て受験手続きをして翌年1月に受験をすると、年度内に官報などをつうじて合格発表が実施されます。

(2) 国家試験受験資格を希望する場合には

- 資格取得希望者には、履修登録期間内にガイダンスを実施しますので、必ず出席して下さい。
- 「福祉現場実習」を行うため、実習費として40,000円を別途納入して下さい。
なお、一度納入された実習費は、理由によらず返還されません。

(3) 卒業後に受験資格を得るには

- 同法第7条第2号に基づく別表2に示される基礎科目を取得し卒業したうえで、厚生労働大臣の指定を受けた社会福祉士短期養成施設等で6ヶ月以上、社会福祉士として必要な知識と技能を修得する。
- 一般養成施設で指定科目を修了する。
- 同法第7条第10号、第11号で示されているとおり、指定施設で相談業務4年従事後に一般養成施設を修了するか、社会福祉現場での職務経験を5年以上（公的福祉機関である福祉事務所や児童相談所での社会福祉主事）経る。

(4) 社会福祉士の主な業務

生活を送るうえで支障のある福祉課題を抱える人々の相談、助言、支援を高度の専門知識・技術・価値・倫理を持って業務にあたっています。

相談、援助業務を行う具体的な施設は、次のとおりです。

- 児童福祉法関係施設（児童相談所、養護施設、知的障害児童施設等）身体障害者福祉法関係施設（身体障害者厚生施設、身体障害者療養施設等）
- 生活保護関係施設（救護施設、厚生施設等）
- 社会福祉法関係事業所（福祉事務所、社会福祉協議会等）
- 売春防止法関係施設（婦人相談所、婦人保護施設等）
- 知的障害者福祉法関係施設（知的障害者更正施設、知的障害者授産施設等）
- 老人福祉法関係施設（特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター等）
- 母子および寡婦福祉法関係施設（母子福祉センター等）
- 医療法関係施設（病院等）
- 独立自営の社会福祉事務所等

・この国家試験受験資格を得るために

別表1 社会福祉士国家試験受験資格取得の指定科目

授 業 科 目	単 位 数		履修 学年	備 考
	必 修	選 択		
社会福祉原論Ⅰ	2		1	
社会福祉原論Ⅱ	2		1	
高齢者福祉論Ⅰ	2		2	
高齢者福祉論Ⅱ	2		2	
障害者福祉論	2		2	
児童福祉論	2		2	
社会保障論Ⅰ	2		2	
社会保障論Ⅱ	2		2	
公的扶助論	2		3	
地域福祉論Ⅰ	2		3	
地域福祉論Ⅱ	2		3	
ソーシャルワーク論Ⅰ	2		1	
ソーシャルワーク論Ⅱ	2		1	
ソーシャルワーク論Ⅲ	2		2	
ソーシャルワーク論Ⅳ	2		2	
ソーシャルワーク論Ⅴ	2		3	
ソーシャルワーク論Ⅵ	2		3	
ソーシャルワーク演習Ⅰ	2		2	各 30 時間
ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		2	
ソーシャルワーク演習Ⅲ	2		3	
ソーシャルワーク演習Ⅳ	2		3	
ソーシャルワーク演習Ⅴ	2		4	
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		3	各 30 時間
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2		3	
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2		4	
ソーシャルワーク実習	4		4	180 時間
心の科学Ⅰ		2	1	心の科学Ⅰ・Ⅱ、 社会学、医学一般 の3科目のうち1 科目を選択
心の科学Ⅱ		2	1	
社会学		2	1	
医学一般		2	1	
社会調査の基礎	2		2	
社会福祉行財政論と福祉計画	2		2	
社会福祉運営管理論	2		3	
保健医療福祉サービス論	2		3	
就労支援サービス論		2	2	就労支援サービス論、 権利擁護と成年後見 制度、更正保護制度 の3科目のうち1科目 を選択
権利擁護と成年後見制度		2	2	
更生保護制度		2	2	

別表2 社会福祉士国家試験受験資格取得の基礎科目

授 業 科 目	単 位 数		履修 学年	備 考
	必 修	選 択		
高齢者福祉論 I	2		2	
高齢者福祉論 II	2		2	
障害者福祉論	2		2	
児童福祉論	2		2	
社会保障論 I		2	2	
社会保障論 II		2	2	
公的扶助論		2	2	
心の科学 I		2	1	心の科学 I・II、社 会学、医学一般のう ち1科目を選択
心の科学 II		2	1	
社会学		2	1	
医学一般		2	1	
ソーシャルワーク論 I	2		1	
ソーシャルワーク論 II	2		1	
社会調査の基礎	2		2	
社会福祉行財政論と福祉計画	2		2	
社会福祉運営管理論	2		3	
保健医療福祉サービス論	2		3	
就労支援サービス論		2	2	就労支援サービス論、 権利擁護と成年後見 制度、更正保護制度 の3科目のうち1科目 を選択
権利擁護と成年後見制度		2	2	
更生保護制度		2	2	

6. 日本語教員

(1) 日本語教員とは何か

日本語教員とは外国人に日本語を教える専門職であり、いわゆる「国語の先生」とは異なります。

(2) 日本語教員の資格

日本語教員の資格は、公教育教員の資格と比べるときわめてゆるやかです。昭和60年に所轄官庁周辺から示された養成に関する基準は、次のとおりです。

- ① 大学で日本語教育に関する主専攻（45単位以上）を修了し、卒業した者
- ② 大学で日本語教育に関する副専攻（26単位以上）を修了し、卒業した者
- ③ 日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④、⑤省略

(3) 本学における日本語教員養成講座

平成12年に、外国語教育に関する新しい知見を盛り込んだ、改定された教育内容が所轄官庁周辺から例示されました。本学における養成講座は昭和60年の基準に基礎を置きつつ、新しい教育内容をも尊重したものであり、養成講座修了要件を34単位以上に設定しています。従来式の表現をするなら、「日本語教育副専攻」に相当します。（なお、(2)③の検定試験合格の社会的評価が高く、①、②で資格を得た者も検定試験を受験する機会が多いことを付言しておきます）

(4) 養成講座修了者の進路

養成講座修了者には、次のような進路の可能性があります。

- ① 日本語教員になる。（日本国内の日本語学校で就学生に日本語を教える／日本の企業で外国から来たビジネスマンに日本語を教える／日本の大学で留学生に日本語を教える／海外で日本語を教える／地域の外国人に日本語を教える（ボランティアなど）
 - ② 養成講座で得たスキルを自分の付加価値とし、日本語教育以外の分野で仕事をする。
- いずれにしても、養成講座修了によって、たちどころにこのような進路が開かれるわけではありません。特に①の場合、その後の相当の努力が必要であることを心に銘記しておいて下さい。

日本語教員関連科目及び単位数

科目区分	科目区分ごとの 必要単位数	授業科目	単位数		履修 学年
			必修	選択	
社会・文化・地域	10 単位	表現文化学概論		2	1
		サブカルチャー論		2	1
		現代社会論		2	1
		異文化体験		2	2
		* 日本語教育研究 II	2		3
		比較文化研究		2	3
		思想と表象		2	3
		文化心理学		2	3
言語と社会	6 単位	国際コミュニケーション		2	1
		神話と伝説		2	1
		翻訳演習		2	2
		社会言語学	2		3
言語と心理	2 単位	言語と心理	2		3
言語と教育	4 単位	日本語教育法	2		3
		* 日本語教育研究 I	2		3
		* 日本語教育実習		1	4
言語	12 単位	日本文法 I	2		1
		日本文法 II	2		1
		日本語学概説 I	2		2
		日本語学概説 II	2		2
		日本語学講義	2		3
		言語学概論	2		3
講座修了要件：34 単位（510 時間）以上の取得を要します。					

- (注) 1. 日本語教育研究 I 教材・教具論を内容とします。
 日本語教育研究 II 日本語教育事情（1 単位分）、評価法（1 単位分）を内容とします。
 2. * 印は資格等科目です。これらは、一定の制約のもとで卒業単位に算入することが可能です。
 3. 日本語教育実習に関しては、表現文化学科シラバスの同科目の項を熟読して下さい。

7. 社会調査士

「社会調査士」とは、社会調査に関する基礎的な知識・技能、相応の応用力と倫理観を身につけた、学部卒業レベルの資格です。一般社団法人社会調査協会が認定した大学等で、標準カリキュラムに対応した科目を履修して学部を卒業すると、「社会調査士」の資格を取得できます。一般社団法人社会調査協会とは、平成20年12月25日より法人格を得て、これまでの「社会調査士資格認定機構」（平成15年設立）の体制を整備し名称を新たにスタートした組織です（一般社団法人社会調査協会ホームページ<http://jasr.or.jp/>）。

社会調査は、複雑化し、変動の激しい現代社会の現実をとらえるために不可欠な方法です。

近年、社会調査の重要性は高まっていますが、その担い手となる専門的人材の育成はこれまで未整備でした。そこで、社会調査の水準向上を目的として、調査を正しく評価できる人材、調査を正しく実施できる人材の育成をめざしたものが「社会調査士」の資格です。

(1) 社会調査士の資格取得のための科目

- ① 別表1の科目をすべて履修して学部を卒業すると、「社会調査士」の資格を得ることができます。学部の3年生以上に在籍し、別表1の科目の内3科目以上の単位を修得し2科目以上を履修中であると、「社会調査士（見込み）」を取得できます。（履歴書に記入することができます）
- ② 資格取得の申し込み手続きは、現代社会学科の連絡責任者を通じて行います。詳細については、学科主任室に問い合わせして下さい。
- ③ 手続き等については、一般社団法人社会調査協会のホームページをみておいて下さい。また、申請書等もホームページからダウンロードして入手できます。
- ④ 現代社会学科では、別表1の科目について、科目の認定を受けています。
(申請書に記入する科目認定番号は、履修学年によって異なることに気を付けて下さい)

別表1

	「社会調査士資格取得のための標準カリキュラム」で定める科目	単位	授業科目	単位数(必修)	履修学年
A	社会調査の基本的事項に関する科目	2	社会調査の基礎	2	2
B	調査設計と実施方法に関する科目	2	調査の設計と方法	2	2
C	基本的な資料とデータの分析に関する科目	2	社会データ分析	2	2
D	社会調査に必要な統計学に関する科目	2	社会統計学	2	3
E	量的データ解析の方法に関する科目	2	(該当科目なし)		
F	質的な分析の方法に関する科目	2	質的調査の方法	2	2
G	社会調査の実習を中心とする科目	2	社会調査実習Ⅰ・Ⅱ	2・2	3

EとFは片方の履修で可

8. 環境エネルギー教育リーダー

(1) 環境エネルギー教育リーダーとは何か

環境問題やエネルギー問題の現状認識と将来への解決課題を学習し、最新かつ最も信頼できる情報を身に付け、さらに地域に積極的に情報を発信していくことができる人材であり、いわゆる「小・中・高校の先生」とは異なります。

(2) 環境エネルギー教育リーダーの資格と取得

環境エネルギー教育リーダーの資格は本学が独自に認定するものです。以下の所定の単位を取得した学生に対して、「環境エネルギー教育スタッフ」、「環境エネルギー教育チューター」、「環境エネルギー教育リーダー」の資格を下位資格より段階的に認定します。

① 環境エネルギー教育スタッフ (E³スタッフ)

別表に示されている科目から7科目14単位以上を取得し、資格認定を本学に申請することで授与される。

② 環境エネルギー教育チューター (E³チューター)

E³スタッフの称号を取得後に、別表に示される科目から4科目8単位以上を取得することで授与される。

③ 環境エネルギー教育リーダー (E³リーダー)

E³チューターの称号を取得後に、別表に示される科目から5科目14単位以上を取得した場合に授与される。

(3) 環境エネルギー教育リーダーの資格取得のための履修科目

環境エネルギー教育リーダー (E³スタッフ、E³チューター、E³リーダー) の資格を取得するための科目 (別表) のほとんどは、本学の科学技術学部の学生の卒業要件単位あるいは教職課程科目です。ただし、環境エネルギー教育リーダー (E³リーダー) を取得するためには、新たに「環境エネルギー教育実習指導」2単位と「環境エネルギー教育実習」4単位を修得しなければなりません。

(4) 資格認定者の想定される人物像

資格認定者は、次のような人材として活躍できるよう、継続的に学修に励まなければなりません。

① 環境エネルギー教育スタッフ (E³スタッフ)

環境教育の視点を持ち、自己啓発ができる人材

② 環境エネルギー教育チューター (E³チューター)

環境教育の現場で指導補助ができる人材、環境ボランティアなどに寄与できる人材

③ 環境エネルギー教育リーダー (E³リーダー)

環境教育の現場で指導・マネジメントができる人材、企業においては環境関連ISO取得において中心的に行動できる人材

環境エネルギー教育認定関連科目及び単位数

認定資格	認定資格 と 必要単位数	授業科目	単位数	履修 学年	
E ³ スタッフ	14単位以上	生物学Ⅰ	2	1	
		生物学Ⅱ	2	1	
		情報基礎演習	2	1	
		生物環境学	2	1	必修
		地球環境工学	2	1	必修
		動物行動学	2	1	
		化学実験	2	1	必修
		物理実験	2	1	必修
		基礎生物学	2	1	
		地球の科学	2	1	} 教養科目
		自然科学概論	2	1	
		環境エネルギー演習	2	2	
		生命科学演習	2	2	
		熱力学	2	2	
		環境エネルギー学	2	2	
新エネルギー学	2	2			
E ³ チューター	8単位以上	電気磁気学	2	2	
		動物生理学	2	2	
		エネルギー変換学	2	2	
		細胞生物学	2	2	
		バイオエンジニアリング	2	2	
		インターンシップ	2	3	
		自然体験プログラム	2	3	必修
		熱システム学	2	3	
		エコマテリアル	2	3	
		微生物学	2	3	
		環境エネルギーゼミナールⅠ	2	3	
生命科学ゼミナールⅠ	2	3			
E ³ リーダー	12単位以上	教師論	2	1	} 教職科目
		教育原理	2	2	
		理科教育法Ⅰ	2	3	
		環境工学特別講義	2	3	
		環境汚染防止論	2	3	
		電気応用学	2	3	
		原子力安全工学	2	3	
		電子顕微鏡演習	2	3	
		環境エネルギー教育実習指導	2	4	必修
		環境エネルギー教育実習	4	4	必修

各種資格

いわき明星大学学則

〔 昭62年4月1日 〕
制 定

第1章 目 的

第1条 本学は教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に則り、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与することを目的とする。

第2章 学部、学科及び付属機関

第2条 本学に次の学部を置く。

- (1) 科学技術学部
- (2) 人文学部
- (3) 薬学部

2 本学に大学院を置く。

- (1) 大学院の学則は別に定める。

第3条 本学の学部学科は次のとおりとする。

- (1) 科学技術学部
科学技術学科
- (2) 人文学部
表現文化学科
現代社会学科
心理学科
- (3) 薬学部
薬学科

第3条の2 学部学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第1に定める。

第4条 本学に図書館を置く。

2 前項のほか、本学に下記の付属教育・研究機関を置く。

- (1) 情報科学教育研究センター
- (2) 産学連携研究センター
- (3) 心理相談センター

3 図書館等付属機関の管理、運営その他必要な事項は別に定める。

第3章 修業年限及び収容定員

第5条 科学技術学部及び人文学部の修業年限は4年とする。ただし、在学する年数は8年を超えることができない。

2 薬学部の修業年数は6年とする。ただし、在学年数は12年を超えることができない。

第6条 省略

第4章 職員組織

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、研究助手、技術職員及び事務職員を置く。

2 前項のほか、必要に応じて客員教授、客員研究員、非常勤の講師、臨時職員等を置くことができる。

3 前第1項、第2項のほか、本学に学部長、学科主任、図書館長、付属教育・研究機関長、学生部長及び事務局長を置く。

4 前項のほか、必要と認めるとき、副学長、副学部長、副教育・研究機関長等を置くことができる。

第5章 大学評議会

第8条 本学に大学評議会を置く。

2 大学評議会は学長の諮問に応じて、第9条に掲げる事項を審議する。

3 大学評議会は下記に掲げる大学評議員をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 副 学 長
- (3) 各学部長
- (4) 大学院各研究科長
- (5) 図書館長
- (6) 各学部所属教授各2名

4 学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。

5 学長が必要と認めるとき、大学評議会に各種の委員会を置くことができる。各種委員会の組織、運営については別に定める。

6 大学評議会の運営については別に定める。

第9条 大学評議会は、下記に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育、研究に関する全学的重要事項
- (2) 学則その他重要な規則に関する全学的重要事項
- (3) 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項
- (4) 全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

第6章 学部教授会等

第10条 本学各学部には教授会を置く。教授会は当該学部に関わる第11条に掲げる事項を審議する。

2 教授会は、当該学部には所属する専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。但し、学則第11条第8号の審議に当たっては、別に定める。

3 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

4 教授会は、必要があると認めるとき各種の委員会を置くことができる。

5 教授会の運営については、別に定める。

第11条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育及び研究に関する事項
- (2) 教育課程、授業及び試験に関する事項
- (3) 入学・卒業等に関する事項
- (4) 教職課程に関する事項
- (5) 休学・退学に関する事項
- (6) 学生補導、賞罰に関する事項
- (7) 学則及び教則に関する事項
- (8) 教員の人事に関する事項
- (9) 学部長候補の選考に関する事項
- (10) 当該学部の教育研究予算に関する事項
- (11) その他教授会が必要と認める事項

第12条 教授会が必要と認めるとき、教授会構成員の一部をもって組織する代表委員会を置くことができる。

2 前項の場合、代表委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 代表委員会の審議事項は、教授会が定める。

4 代表委員会の組織、運営については別に定める。

第13条 本学に、大学全体の運営に関わる事項を連絡調整するため学部長会を置く。

2 学部長会は、学長、学部長、大学院研究科長、学生部長及び事務局長をもって組織する。

3 前項のほか、学長が必要と認めるとき、他の教職員を加えることができる。

4 学部に、学部全体の運営に関する事項を連絡調整するため学科主任会を置く。

5 学科主任会は、学部長及び学科主任をもって組織する。

6 学部長が必要と認めるとき、学科主任会に他の教職員を加えることができる。

7 学部長会及び学科主任会の運営については別に定める。

第13条の2 学長が必要と認めるとき、諮問委員会を置くことができる。諮問委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

第7章 学年、学期及び休業日

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第15条 学年を分けて次の二学期とする。

前学期 4月1日から 9月21日まで
後学期 9月22日から 翌年3月31日まで

第16条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 学苑創立記念日 5月20日
- (4) 春期休業日 3月23日から 3月31日まで
- (5) 夏期休業日 8月1日から 9月21日まで
- (6) 冬期休業日 12月24日から 翌年1月7日まで

2 学長は必要により前項第4号から第6号までの休業日を変更し、若しくは臨時に休業し、又は休業日に講義、実験、演習をさせることができる。

第8章 授業科目及び単位

第17条 授業科目は全学共通教育科目（教養科目、基礎科目、健康・スポーツ科目）、専門教育科目、その他資格関連科目とする。

2 前項の授業科目及び単位数は別表のとおりである。

第18条 前条の授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目とする。

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第9章 履修方法

- 第20条 全学共通教育科目（教養科目、基礎科目、健康・スポーツ科目）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第5条に定める在学年数内で履修する。ただし、全学共通教育科目以外の科目を別に定める規定により振り替えて履修することができる。
- 第21条 教養科目については、別表第2(1)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 科学技術学部においては、16単位以上修得しなければならない。
 - (2) 人文学部においては、27単位以上修得しなければならない。
 - (3) 薬学部においては、必修及び選択必修を含め29単位以上修得しなければならない。
- 2 前項の単位には、基礎科目の選択科目および健康・スポーツ科目の選択科目を含めることができる。
- 第22条 基礎科目については、別表第2(2)に開設する授業科目のうち、次に示す単位を修得しなければならない。
- (1) 科学技術学部においては、1から2年次に英語4単位修得しなければならない。
 - (2) 人文学部においては、1から2年次に7単位修得しなければならない。
 - (3) 薬学部においては、1から2年次に英語6単位修得しなければならない。
 - (4) 外国人留学生においては、英語の代わりに各学部で示された単位数分の日本語を修得しなければならない。
- 第23条 健康・スポーツ科目については、別表第2(3)に開設する授業科目のうち講義2単位及び演習2単位の合計4単位を修得しなければならない。
- 第24条 専門教育科目については、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 科学技術学部においては、別表第3科学技術学部開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合せて100単位以上を修得しなければならない。
 - (2) 人文学部においては、別表第4人文学部開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合せて86単位以上を修得しなければならない。
 - (3) 薬学部においては、別表第5薬学部開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合せて147単位以上を修得しなければならない。
- 2 別に定める規定により、一部の科目を当該学科の専門教育以外の科目で振り替えることができる。
- 第25条 教員免許状を受けようとするものは、別表第6に関する教職課程の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。本学各学部学科で授与の所要資格を得させることのできる免許状は次のとおりである。

学部	学科	免許教科	免許状の種類
科学技術学部	科学技術学科	理科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
		表現文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
人文学部	現代社会学科	国語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
		英語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
	社会	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	
	地理歴史 公民	高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	
心理学科	社会	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	
	公民	高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	

- 2 社会教育主事の資格を受けようとする者は、別表第7に関する社会教育主事関連科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 3 図書館司書の資格を受けようとする者は、別表第8に関する図書館司書関連科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 4 学校図書館司書教諭の資格を受けようとする者は、別表第9に関する学校図書館司書教諭関連科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 5 学芸員の資格を受けようとする者は、別表第10に関する学芸員関連科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 6 その他の資格を受けようとする者は、別表第10に関するその他資格関連科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 第26条 卒業研究については、予め指導教授の指示により、学科主任の承認を得て題目を決定し、最終学年次の各学科指定期日までに提出しなければならない。
- 第27条 履修しようとする授業科目は毎学年次のはじめに届出しなければならない。ただし、自由科目及び他学科、他学部専門教育科目の履修については届出に際し、許可を受けなければならない。
- 第28条 単位の認定は、試験によってこれを行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。
- 第29条 試験は定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学年末又は学期末に行う。
- 第30条 いずれの授業科目でも授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当の理由による長期欠席の場合は特に考慮されることがある。
- 第31条 病気その他やむを得ない事情で試験を受ける事ができなかった者は、追試験を受けることができる。
- 2 前項により追試験を願ひ出る学生は、指定された期間内に追試験

申請書及び必要書類を提出し、許可を得なければならない。

- 3 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は別表第13に定めるとおりとする。
- 第32条 各授業科目の試験成績は、秀、優、良、可、不可の評価で表わし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
- 第33条 別表第12の進級基準に示す通り、各年次に課せられた科目及び単位数を修得することを原則とする。

第10章 卒業の要件及び学位の授与

- 第34条 本大学を卒業するには、科学技術学部及び人文学部は4年以上、薬学部は6年以上在学し、第20条から第24条の規定に従い、所定の単位数以上を修得しなければならない。
- 2 前項の条件をみたした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。

科学技術学部	科学技術学科	学士(理工学)
人文学部	表現文化学科	学士(文学)
	現代社会学科	学士(社会学)
	心理学科	学士(心理学)
薬学部	薬学	学士(薬学)

第11章 入学、転学、転科、転部、休学、退学及び除籍

- 第35条 本学の入学の時期は、学期の始めとする。
- 第36条 本学に入学することのできる者は次の各号の1に該当するものとする。
- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 中等教育学校を卒業した者
 - (3) 通常課程による12年の学校教育を修了した者
 - (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣に指定した者
 - (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - (9) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 入学は選考の上これを許可する。
- 第37条 本学に入学しようとする者は、入学願書、写真、調査書又は認定試験合格証明書に入学検定料を添えて提出しなければならない。
- 第38条 入学の許可を得た者は別に定める様式による在学誓約証書に卒業証明書及び規定の入学金を添え保証人連署の上提出しなければならない。
- 第39条 保証人は父母その他本人につき責任を持ち得る者とし、保証人はその学生に係る一切の事項について連帯の責任を負わなければならない。
- 第40条 他大学等から本学に転学を希望する者については、欠員ある場合選考によって許可することがある。ただし、その時期は学期始めを原則とする。
- 2 転入学を許可された者の本学入学の諸手続は第38条に準じ、かつ、前学校において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。
 - 3 修得単位の認定に関する細則は、別に定める。
- 第41条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位について教育上有益と認めるときは、当該単位を本学において修得したものとして認定することができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
- 2 前項による単位の認定は、教養科目、健康・スポーツ科目又は基礎科目の単位とし、30単位を超えない範囲で行うものとする。
 - 3 この規定に定める認定に関し必要な事項は別に定める。
- 第42条 本学在学中で、他学部への転部、他学科への転科を志願する者がある時は、教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。
- 第43条 病気その他やむを得ない事由で3ヶ月以上休学できない者は医師の診断書、又は理由書を添え休学願を保証人連署の上、提出し許可を受けなければならない。
- 2 休学は当該学年限りとする。引き続き休学を要する者は許可を受けて更に1年に限り休学を延長することができる。
 - 3 休学期間は通算して修業年限を超えることができない。
 - 4 休学期間は在学年数に算入しない。
 - 5 休学した者で、休学の事由が消滅したときは保証人と連署の上、復学願を提出し、許可を受けて学期のはじめに復学することができる。
- 第44条 前条第1項により休学を許可された者は（以下「休学者」という。）は、別表第11に定める在籍料を納めなければならない。
- 第45条 病気その他の事由によって退学しようとする者は、その理由を添えて保証人と連署の上、願ひ出許可を受けなければならない。

- 第46条 欠席者はその事由を添えて届け出なければならない。病気のため欠席1週間に及ぶ場合は医師の診断書を添えなければならない。
- 第47条 次の各号の1に該当する場合は除籍する。
- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
 - (2) 授業料等の学費を滞納し催告しても納入しない者
- 2 前項2号により除籍された者が復籍を希望する場合は所定の学費を添えて当該年度末までに復籍願を提出しなければならない。

第12章 学 費

- 第48条 学費は、授業料、入学金、施設拡充費及び入学検定料等は別表第11により定める。
- 2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費及び諸会費を納めなければならない。
 - 3 授業料、施設拡充費及び諸会費は4月及び10月の2期に分けて納めることができる。
 - 4 聴講生は、別表第11による登録料及び聴講料を納入しなければならない。
 - 5 研究生は別に定める研修指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納入しなければならない。
 - 6 科目等履修生は別に定める登録料及び授業料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納入しなければならない。
 - 7 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。
- 第49条 授業料を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を受けなければならない。
- 第50条 成績優秀にして学費の支弁が困難な者には、授業料を貸与することができる。

第13章 賞 罰

- 第51条 品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行ある者は表彰することができる。
- 第52条 本学学生にして本分に悖つた行為があった場合はその軽重に従い譴責、又は停学処分が付される。
- 第53条 次の各号の1に該当する者は退学せしめる。
- (1) 品行不良で改善の見込がないと認められた者
 - (2) 学業成績劣等若しくは身体虚弱で、成業の見込がないと認められた者
 - (3) 正当な理由なく出席しない者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生として在学させることができないと認められた者

第14章 委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生

- 第54条 大学における授業科目の一部を選択履修しようとする者は選考の上、委託生、聴講生、及び科目等履修生として入学を許可することができる。
- 第55条 聴講生、及び科目等履修生として入学を志願するものは所定の出願書類に聴講又は履修しようとする授業科目を記載して学期の始めに願出するものとする。
- 第56条 聴講生は履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は本人の請求により証明書を与える。
- 2 聴講生は1年間に30単位を超えて聴講することはできない。
 - 3 科目等履修生は履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は、30単位以内において単位を認定することができる。
- 第57条 外国人で入学しようとする者は、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。
- 第58条 委託生、及び外国人学生に関する規定は別に定める。

第15章 研 究 生

- 第59条 本学において研究を志願する者があるときは選考の上、研究生として在籍を許可することができる。
- 2 研究生として在学できる期間は1年間とする。
- 第60条 研究生として在籍することのできる者は次の各号の1に該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 前号と同等以上の学力があると認められた者
- 第61条 特別の規定がない限り、本学則の規定は、研究生にこれを準用する。

第16章 公 開 講 座

- 第62条 本学に公開講座を開設することができる。
- 第63条 公開講座に関する規定は、別に定める。
- 第64条 削除

第17章 自己点検・評価等

- 第65条 本学学部に関する自己点検・評価については、本学自己評価委員会の規定の定めるところによる。
- 第65条の2 本学学部に関するファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントについては、本学FD・SD委員会の規定の定めるところによる。

第18章 補 則

- 第67条 この学則の実施に関し必要な細則は、別に定める。

- 附則 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附則 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則 本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則
- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成2年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。
 - 2 第5条の規定にかかわらず、入学定員は、平成3年度より平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
理 工 学 部	基 礎 理 学 科	60人
	物 性 学 科	60人
	電 子 工 学 科	120人
	機 械 工 学 科	120人
人 文 学 部	日 本 文 学 科	90人
	英 米 文 学 科	90人
	社 会 学 科	90人
合 計		630人

- 3 第25条第1項の人文学部社会科学の高等学校教諭1種免許状「地理歴史」及び「公民」の教科に関して、及び別表第6（教職課程授業科目及び単位数）については、平成2年度人文学部社会科学入学生に対しても適用するものとする。
- 附則 本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。また学位の授与については平成3年度卒業生に対しても適用する。
- 附則 本学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則 本学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の入学生については、第8章（授業科目及び単位）、第9章（履修方法）及び別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学生については別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、入学定員は平成12年度より平成16年度までの間は次のとおりとする。

学部学科	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	理 工 学 部	基礎理学科	60人	60人	60人	60人
	物性学科	50人	40人	40人	40人	40人
	電子工学科	119人	118人	112人	106人	100人
	機械工学科	119人	118人	112人	106人	100人
人 文 学 部	日本文学科	87人	82人	79人	76人	73人
	英米文学科	84人	80人	78人	75人	72人
	社会学科	90人	90人	86人	83人	80人
合 計		609人	588人	567人	546人	525人

- 附則
- 1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条は、平成13年度入学生より適用する。
 - 2 [基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会科学の存続に関する経過処置]
基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会科学は、学則第3条の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - 3 第6条及び平成12年附則第2項の規定にかかわらず、入学定員は平成13年度より平成15年度までの間は次のとおりとする。

学部学科	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	理 工 学 部	環 境 理 学 科	105人	98人
	電子情報学科	98人	92人	86人
	機 械 工 学 科	97人	91人	85人

学部学科		年度		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
人文学部	言語文化学科	126人	125人	123人
	現代社会学科	87人	86人	83人
	心理学科	75人	75人	75人
合 計		588人	567人	546人

附則 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第43条の復学の時期については平成15以前の入学生についても適用する。また、別表第11（学費）の入学検定料は平成15年4月1日から適用する。

附則

1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については従前の例による。

2 [環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科の存続に関する経過処置]

環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科は、学則第3条の規程にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、科学技術学部生命研究学科の選択科目「自然体験プログラム」追加は、平成17年度以降入学者にも適用する。

附則 本学則は、平成20年6月1日から施行する。

附則 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については従前の例による。

2 [生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科の存続に関する経過処置]

生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科は、学則第3条の規程にかかわらず平成22年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学生については、第32条に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項第3号、第24条第1項第3号及び別表第5については、平成25年度入学生から適用する。また、別表第13の評価基準については、平成25年度から適用する。

※別表は省略

いわき明星大学大学院学則

〔平成4年4月1日〕
制 定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本大学院は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部
に於ける一般的並びに専門的教育の基礎の上に、高度にして専門的な
学術の理論及び応用を教授研究してその深奥を究め、さらに独創的研
究により知的、道徳的及び応用的能力の展開により全人間形成につと
め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類文化の
発展に寄与することを目的とする。

(構 成)

第2条 本大学院に次の研究科を設ける。
理工学研究科
人文学研究科

(課程及び専攻)

第3条 本大学院の各研究科に次の課程及び専攻を置く。

理工学研究科	修士課程	物質理学専攻 物理工学専攻
	博士課程	物質理工学専攻
人文学研究科	修士課程	日本文学専攻 英米文学専攻 社会学専攻 臨床心理学専攻
		博士課程

第3条の2 研究科専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上
の目的は別表第1に定める。

(修業年限と在学年限)

第4条 本大学院各研究科修士課程の修業年限は2ケ年とする。
本大学院修士課程に4ケ年を超えて在学することはできない。
本大学院各研究科博士課程の修業年限は3ケ年とする。
本大学院博士課程に6ケ年を超えて在学することはできない。

(収 容 定 員)

第5条 省略

第2章 教員組織

(教 員)

第6条 本大学院各研究科に、以下の教員を置く。

- 研究科長
- 研究科専攻主任及び専攻副主任
- 研究科委員会の議を経て学長が委嘱する教授、准教授、講師、助教、客員教授

第3章 研究科委員会

(組 織)

第7条 本大学院研究科に、本則第8条に掲げる事項を審議するため研究科
委員会をおく。

- 研究科委員会は、各研究科担当の専任の教授、准教授、講師、助教を以て組織する。
- 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 研究科の運営については、別に定める。

(審 議 事 項)

第8条 研究科委員会は、下記に掲げる事項を審議する。

- 研究科の研究・教育に関する事項
- 研究科の教育課程、授業及び試験に関する事項
- 修士及び博士の学位論文の審査に関する事項
- 修士及び博士の学位の授与に関する事項
- 大学院生の入学、退学、休学に関する事項
- 大学院生の厚生補導及びその身分に関する事項
- 研究科長の選考に関する事項
- 研究科担当教員の人事に関する事項
- 大学院学則に関する事項
- その他必要と認められる事項

(連合委員会)

第9条 学長が必要と認めるとき、連合の研究科委員会を開くことができる。

第4章 自己点検・評価等

(大学院自己点検・評価等)

第10条 本大学院に関する自己点検・評価については、本学自己評価委員会
の規定の定めるところによる。

第10条の2 本大学院に関するファカルティ・ディベロップメント及びス
タッフ・ディベロップメントについては、本学F D・S D委員会の
規定の定めるところによる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第12条 学年を分けて、前学期(自4月1日、至9月21日)、後学期(自9
月22日、至翌年3月31日)とする。

(休 日)

第13条 休業日は、下記のとおり定める。

- 日曜日
 - 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 創立記念日 5月20日
 - 春期休業日 3月23日から 3月31日まで
 - 夏期休業日 7月22日から 9月21日まで
 - 冬期休業日 12月25日から 翌年1月7日まで
- 2 学長は必要により前項の休業日を変更し、学期中に臨時に休業し、又は休業日に臨時に授業を行わせることができる。

第6章 教育課程及び履修方法

(科目と単位)

第14条 本大学院の理工学研究科、人文学研究科各専攻修士課程の授業科
目、単位数及びその履修方法は別表第2のとおりとする。

(履 修 要 件)

第15条 本大学院修士課程においては専攻の授業科目について30単位以上を
履修し、学位論文を提出し、さらに最終試験を受けなければならない。

(履修科目の申告)

第16条 履修しようとする授業科目については当該指導教授の承認を経て、
所定の期日までに、大学院事務局に申告しなければならない。

(他研究科及び他大学の大学院の授業科目の履修又は留学)

第17条 指導教授が必要と認め、かつ当該研究科委員会が認める場合は、所
定の手続きを経て本大学院の他の研究科の授業科目を指定して履修さ
せることができる。

- 他大学大学院の授業科目の履修及び研究指導が教育上有益であると
当該研究科委員会が認めるときは、あらかじめ当該他の大学と協議の
上、授業科目の履修及び研究指導を受けることができる。
- 外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関において修学するこ
とが教育上有益であると当該研究科委員会が認めるときは、あらかじ
め当該外国の大学等と協議の上、留学することができる。
- 留学の期間は、一年に限り在学年数に算入することができる。
- 前項の規定により修得した単位及び修学の成果は、本大学院におい
て修得した単位及び修学の成果とみなす。
- 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことが
できる単位数は10単位までとする。

(教 職 課 程)

第18条 本大学院修士課程において、教育職員免許状(各種専修免許状)を
取得しようとする者は、各研究科担当の関係科目の中から教育職員免
許法及び同施行規則に定める必要な単位数を修得しなければならない。
ただし、各種教諭一種免許状の取得資格を有するものに限る。

(免許状の種類)

第19条 本大学院修士課程において、取得できる教育職員免許状の種類は、
次のとおりである。

- 理工学研究科
物質理学専攻 中学校教諭専修免許状(理科)
高等学校教諭専修免許状(理科)
- 物理工学専攻 高等学校教諭専修免許状(工業)
- 人文学研究科
日本文学専攻 中学校教諭専修免許状(国語)
高等学校教諭専修免許状(国語)
- 英米文学専攻 中学校教諭専修免許状(英語)
高等学校教諭専修免許状(英語)
- 社会学専攻 中学校教諭専修免許状(社会)
高等学校教諭専修免許状(公民)

第7章 単位の取得、試験及び学位論文

(単位の取得)

第20条 本大学院において所定の学科目を履修した者に対しては、毎学期あ
るいは学年末に試験を行い、合格した者に対して単位を与える。

(成績の評価)

第21条 試験の成績は、秀、優、良、可、不可の評価で表わし、秀、優、良、
可を合格とし、不可を不合格とする。

(論文提出と研究計画の承認)

第22条 修士及び博士の学位論文を提出しようとする者は、論文の主題とその
研究計画書を当該指導教授に提出し、その承認を受けなければならない。

(学位論文の提出)

第23条 修士及び博士の学位論文は、正副2部作成し、当該指導教授を通じ
て研究科長に提出するものとする。

(学位論文の提出期限)

第24条 修士及び博士の学位論文は、在学期間中に提出せしめ、又審査を終
了するものとする。

(論文の審査)

第25条 修士及び博士の学位論文の審査は、審査委員会がこれにあたる。

(審査の報告)

第26条 審査委員会は審査及び論文の評価に関する意見を記載した審査報告書を当該研究科委員会に提出しなければならない。

(最終試験)

第27条 最終試験は、審査委員が学位論文を中心として、これに関連ある科目について行う。

(論文と最終試験の判定)

第28条 学位論文及び最終試験の合格、不合格は、審査委員会の報告に基づき、当該研究科委員会が決定する。

2 研究科委員会の議を経た判定結果は、学長に報告するものとする。

第8章 課程修了の要件及び学位の授与

(課程修了要件)

第29条 修士課程を修了するためには、2年以上在学して、専攻の定める所要授業科目について30単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 博士課程を修了するためには、3年以上在学して、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものと研究科委員会において認められた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項の修士課程の修了の認定は、その研究に必要な1か国以上の外国語に通じていることを条件とする。

(学位の授与)

第30条 本大学院の学位論文審査、最終試験の方法、その他学位に関する事項は本学学位規則の定めるところによる。

第9章 入学、休学、退学

(入学の時期)

第31条 入学の時期は学期の始めとする。

(入学資格)

第32条 本大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 文部科学大臣の指定した機関によって大学卒業の学力を有すると認定された者
 - (3) 外国において通常の課程による16年の学校教育を終了した者
 - (4) 本大学において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認定した者
- 2 本大学院の博士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又はこれに相当する学位を得た者
- (3) 本大学において大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定した者

(入学志願手続)

第33条 本大学院の修士課程に入学を志望する者は、指定の期間内に、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終出身学校長の卒業又は卒業見込証明書及び成績証明書
 - (4) 最近撮影の写真
 - (5) 健康診断書
 - (6) その他大学が必要と認めた書類
- 2 本大学院の博士課程に入学を志願する者は、指定の期間内に、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 修士課程の学位取得証明書または見込証明書及び成績証明書
- (4) 最近撮影の写真
- (5) 健康診断書
- (6) その他大学が必要と認めた書類

(入学考査)

第34条 入学志願者に対しては、学力、その他について考査する。

2 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第35条 入学を許可された者は別に定める入学金及び授業料その他を添えて所定の用紙に依る保証人、副保証人連署の在学誓約書を提出しなければならない。

(保証人の変更)

第36条 転居その他の理由によって保証人を変えた場合は保証人変更届と共に新たに在学誓約書を提出しなければならない。

(休学)

第37条 病気その他、やむを得ない事由により、引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、学長の許可を得て、1ケ年以内休学することができる。ただし、特別の事由がある場合、引き続き休学を許可するが、通算して2ケ年をこえることができない。

2 休学期間中でも、その事由が終了ときは、届け出て復学することができる。

3 休学の期間は在学年数に算入しない。

(休学中の学費)

第38条 前条第1項により休学を許可された者は(以下「休学者」という)は別表第3に定める在籍料を納めなければならない。

(退学)

第39条 病気その他、やむを得ない事由のため、学業を続ける見込みがないときは願い出て退学することができる。

(除籍)

第40条 学生が、次の各号の1に該当する場合は、学長は当該研究科委員会の議を経て、当該学生を除籍することができる。

- (1) 正当な理由なく長期に亘り欠席し、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 所定の学費を納入しない者
- (3) 修士課程において、同一専攻に在学4年におよんでなお修了できない者
- (4) 博士課程において、同一専攻に在学6年におよんでなお修了できない者

(再入学)

第41条 やむを得ない事由で退学した者が、再入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。ただし、第44条に規定する罰則により退学した者については、再入学は許可しない。

第10章 学費

(学費)

第42条 学費は、入学金、授業料、施設拡充費とし、別表第3のとおりとする。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費を納めなければならない。

3 授業料、施設拡充費は、4月及び10月の2期に分けて納めることができる。

4 博士の学位論文の審査に際し、別表第3に定める博士論文審査料を納付しなければならない。

5 博士課程に3年以上在学し、学位論文を作成するために引き続き在学する者は、学位論文留年生と称し、別表第3に定める学位論文指導料を納めなければならない。

6 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者が、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。

第11章 賞罰

(表彰)

第43条 品行方正で学業優秀な者、または、他の学生の模範とすべき篤行ある者は、表彰することができる。

(罰則)

第44条 本大学院学生にして、学生の本分に悖る行為があった場合は、その軽重に従い譴責、停学または除籍処分が付される。

- 2 下記の各号の1に該当する者は退学せしめる。
 - (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学業成績劣等もしくは身体虚弱で成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由なく出席常でない者
 - (4) 大学秩序を乱し、その他本大学院学生として在学させることができないと認められた者

第12章 委託生、聴講生、外国人学生

(委託生)

第45条 他の大学院又は外国の大学院の委託により、本大学院の授業科目の履修又は研究指導を希望する場合は、当該他の大学院等と協議して定めるところにより、研究科において委託生として受け入れを許可することができる。

(聴講生)

第46条 本大学院における授業科目のうち1科目又は数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、研究科において、選考の上聴講を許可することができる。

2 聴講生の入学の時期は学年始めとする。

(外国人学生)

第47条 外国人で本大学院に入学を希望する場合は、研究科において、選考の上外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生は収容定員外とすることができる。

第48条 委託生、聴講生及び外国人学生に対しては、学生に関する規程のすべてを準用する。

附則 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附則 本学則は平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成5年度以前の入学生については、別表第3(学費)に限り従前の例による。

附則 本学則は平成7年4月1日から施行する。ただし、別表第3(学費)

に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）は平成15年度以前の入学生についても適用する。

附則 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成20年6月1日から施行する。

附則 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については、別表第3（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学生については、第21条に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

※別表は省略

いわき明星大学学位規程

（平成4年4月1日）
制 定

（趣 旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、いわき明星大学（以下「本学」という。）において授与する学位にかかわる、学位論文の審査、最終試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、次の通りとする。

（1）学士の学位

学 部	学 科	学 位
科学技術学部	科学技術学科	学士（理工学）
人文学部	表現文化学科	学士（文学）
	現代社会科学	学士（社会学）
	心理学科	学士（心理学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）

（2）修士の学位

研究科	専 攻	学 位
理工学研究科	物質理学専攻	修士（物質理学）
	物理工学専攻	修士（物理工学）
人文学研究科	日本文学専攻	修士（日本文学）
	英米文学専攻	修士（英米文学）
	社会学専攻	修士（社会学）
	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）

（3）博士の学位

研究科	専 攻	学 位
理工学研究科	物質理学専攻	博士（理工学）
人文学研究科	日本文学専攻	博士（日本文学）

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、いわき明星大学学則（昭和62年4月1日）に定めるところにより、卒業と認められた者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、いわき明星大学大学院学則（平成4年4月1日。以下「大学院学則」という。）に定めるところにより、修士課程を修了したと認められた者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、大学院学則に定めるところにより、博士課程を修了したと認められた者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

3 本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の必要な研究指導を受けて退学した者は、退学後3年以内であれば、博士論文を提出することができる。

（論文の提出）

第6条 修士及び博士の学位の論文は、論文題目、研究内容等を提出期限までに当該指導教授に届け出て、あらかじめ承認を受け、論文提出期限までに正副2部作成し、当該指導教授を通じて研究科長に提出するものとする。

2 前項の論文題目、研究内容等の提出期限及び論文提出期限に遅れた場合は、その学位論文を受理しない。

3 前条第2項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、履歴書、学位論文の要旨及び論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

4 研究科長は、第1項及び前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて研究科委員会の審査に付さなければならない。

5 学位論文のほかに、審査に必要と認められる資料等を提出させることがある。

（論文の審査）

第7条 論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員会がこれに当たる。

2 審査委員会は、学位論文に関連する学科目を担当する本学の教員3人以上の委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員は、研究科委員会の議を経て研究科長が指名するものとする。

5 審査に当たっては、第5条第2項の規定に定める者以外においても、別途定める審査手数料を徴収することができる。

6 審査にかかわる学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

（最終試験）

第8条 最終試験は、前条の審査委員会が学位論文を中心として、これに関

連ある専攻の授業科目及び1箇国以上の外国語について、口答又は筆記試験によって行う。

（審査及び最終試験期間）

第9条 修士の学位の論文審査及び最終試験は、学位論文提出期限後おおむね3箇月以内に修了するものとする。

2 第4条第2項の規定により学位論文が提出されたときは、その提出日から1年以内に学位論文の審査、試験及び学力認定を修了するものとする。

（審査の報告）

第10条 審査委員会は、学位論文の審査の結果及び最終試験の成績を記録して、研究科委員会に報告するものとする。

（判定）

第11条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文の審査及び最終試験の可否を議決する。

2 前項の議決には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

（研究科長の報告）

第12条 研究科委員会において、学位が授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨等を学長に報告しなければならない。

（学位記の授与）

第13条 学長は前条の規定による報告に基づいて、学位授与の要件を満たした者に対し、該当する学位記を授与する。

（博士論文等の公表）

第14条 研究科委員会は、博士の学位を授与した3箇月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文をインターネットにより、公表しなければならない。ただし、既に公表してあるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由により当該論文の全文を公表できないときは、研究科委員会の承認を得て、全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により、公表することができる。

4 第2項の規定により公表する場合は、当該論文に「いわき明星大学審査論文（博士）」、前項の規定により公表する場合は、当該論文に「いわき明星大学審査論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。

（報告）

第15条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3箇月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

（学位の名称）

第16条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、当該学位に大学名を付記するものとする。

（学位の取り消し）

第17条 本大学において学位の授与を受けた者が次の各号の1に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、学長は、その学位を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表するものとする。

（1）不正の方法により学位の授与を受けたことが判明した場合

（2）名誉を汚す行為を行ったものと認められた場合

（学位記の再交付）

第18条 学位記の再交付を受けようとする者は、理由を明記して、学長に申請しなければならない。

（学位記の様式）

第19条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、学士の学位については、平成3年度卒業生にも適用する。

附則（平成6年4月1日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則（平成7年4月1日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則（平成10年4月1日）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。

附則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成22年4月1日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。

附則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年11月1日）

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

※別記様式は省略

いわき明星大学研究生規程

(趣 旨)

第1条 いわき明星大学学則(昭和62年4月1日、以下「学則」という。)第60条及び61条による研究生について必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 研究生とは、専門事項の研究のため研究主題を定め、特定の教員の指導を受けて研究する者をいう。

(入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。

(出願手続及び入学許可)

第4条 研究生として入学を希望する者は、別に定める手続を経て入学願書を学長に提出するものとする。

2 研究生の入学は、学科主任、学部長を経由して主任教授会の議を経て、学長が許可する。

(入学時期)

第5条 入学の時期は、学年又は学期始めとする。ただし、特別の事情があると認められた場合は、この限りではない。

(研究期間)

第6条 研究期間は、1年以内とする。ただし、研究上の必要が認められた場合には、正規学生の研究及び指導に支障のない限り延長を許可することがある。

2 前項の期間の延長を希望する場合には、別に定める期日までに理由を付して学長に願出するものとする。

(研究報告)

第7条 研究生は、研究経過とその成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科主任、学部長を経由して、学長に提出するものとする。

(研究証明書)

第8条 研究生には、研究証明書を交付することができる。

(研究生の退学及び除籍)

第9条 研究生が中途退学しようとするときは、指導教員、学部長を経由して学長に願出しなければならない。

2 研究生で研究の実があがらないとき、又は研究生の本分に反する行為があったときは、学長は、主任教授会の議を経て除籍する。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

第11条 前各条以外の規定については、学則を準用する。

第12条 この規定の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附則 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 (平成2年4月1日)

この規程は平成2年4月1日から施行する。

附則 (平成24年4月1日)

この規程は平成24年4月1日から施行する。

いわき明星大学研究生手続要領

1. 出願資格

大学を卒業した者又はいわき明星大学(以下「本学」という。)がこれと同等以上の学力があると認める者であって、研究主題を定め、本学において特定の教員の指導のもとに研究しようとする者。

2. 出願書類

- 1) 検定料納入票(所定用紙)
- 2) いわき明星大学研究生願書(所定用紙)
- 3) 履歴書(所定用紙、写真を貼ること)
- 4) 出身学校卒業証明書(本学の卒業者は不要とする)
- 5) 可否通知送付用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用の切手を貼る)
- 6) 健康診断書
- 7) 所属長の承諾・確約書(在職中の者)
- 8) 外国人の場合は、以上のほか次の書類を必要とする。
 - ① 外国人登録書の写し(在留資格及び在留期間の記載のあるもの)
 - ② 身元保証書(日本在住者のもの)

3. 検 定 料

25,000円 願書受付日に納入すること。

4. 願書受付期間・受付場所

[通年・前学期] 各年、2月1日～2月28日

[後 学 期] 各年、7月1日～7月31日

ただし、外国人、及び研究生規程第5条により特別な事情があると認められた者が、学期の途中に入学する場合はこの限りでない。

受付は教務・学生センター教務グループで、10:00～15:00、土曜日は正午までとする。

5. 選 抜 方 法

原則として書類選考とする。ただし、必要があれば面接を行う。

6. 指導教員(専任講師以上)

指導教員は、研究内容により当該学部で定めるものとする。ただし、特定教員の指導を希望する場合は、あらかじめ当該教員の内諾を得ることが望ましい。

7. 入学の時期及び期間

入学の時期は学期の始めとする。期間は1ケ年以内とする。

[通 年] 各年、4月1日～翌年3月31日

[前学期] 各年、4月1日～ 9月30日

[後学期] 各年、10月1日～翌年3月31日

ただし、いわき明星大学研究生規程第5条により、学期の途中に入学が認められた者は、月始めの1日からとする。

8. 合 格 発 表

合格、不合格とも本人宛てに郵送で通知する。

[通年・前学期] 各年、3月中旬

[後 学 期] 各年、8月中旬

ただし、研究生規程第5条により、学期の途中に入学が認められた者は、審査が終了次第通知する。

9. 研究指導料

科学技術学部 200,000円

人文学部 150,000円

薬学部 300,000円

指定の期間に納入する。ただし、研究に要する実費(実験・実習費等)は別に追加徴収することがある。また、半期研究の場合の研修指導料は2分の1とする。なお、途中入学者については、上記金額を月割りにより計算する。

参考事項

1. 合格者の手続き

合格者は、所定の期間内に提出書類とともに研修指導料納入の手続を完了すること。指定期間内に手続しない場合は、棄権したものとみなす。

提出書類:(1) 研修指導料納入票(所定用紙)

(2) 誓約書(所定用紙、保証人連帯とする)

(3) 本人の住民票原本の写しまたは在留カード

(4) 写真2枚(タテ4cm×ヨコ3cm、裏面に氏名を記入する)

2. そ の 他

研究期間が終了したとき、研究生は、その研究成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科主任、学部長を経て学長に提出するものとする。

いわき明星大学科目等履修生 申込手続要領

1. 科目等履修生となるための資格・受講条件等

- ① 受講可否判定のための選考試験（面接や筆記等）を行う。選考試験の内容や方法等については、受講予定者が単位取得を希望する科目の担当者が決定し、実施する。なお、教職関連科目については、別途教職課程委員がその任にあたる。
- ② 正科学生に教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り認められる。
- ③ また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
- ④ 受講生は1年間に30単位を超えて受講することはできない。
- ⑤ 受講期間は1年間とする。

2. 受講志願票受付期間

受付期間

通年・前期 3月11日～3月16日

後期 8月24日～8月31日

受付時間

平日 9:00～16:00

土曜日 9:00～12:00

3. 手続方法

- ① 教務・学生センター教務グループで所定用紙を受け取る。
- ② 必要事項を記入し、受付期間内に添付書類と共に教務・学生センター教務グループに提出する。
添付書類：
(ア) 履歴書（市販の用紙使用、写真貼付のこと）1部
(イ) 健康診断書 1通
なお、教職の資格取得を目的とする場合は、希望する免許の種類により、大学（大学院）時代の成績証明書の提出が求められる場合がある。
- ③ 選考の上、通年・前期の履修を希望する者については3月末日までに、後期の履修を希望する者については9月中旬までに、その結果を教務・学生センター教務グループより連絡する。
- ④ 受講を許可されたものは、連絡後1週間以内に管理センター財務グループに登録料、受講料を納入する。
この時に誓約書および受講証用写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）を提出する。
- ⑤ 手続完了後、科目等履修生証が交付され受講することができる。

4. 登録料

10,000円

5. 受講料

（1単位につき）10,000円

※ 本学卒業生の場合は半額とする。

6. 休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として登録・受講料は返還されない。

7. その他

教職の資格取得を目的とする場合、原則として教育実習の斡旋は行わない。

- (注) 受講する際は、必ず科目等履修生証を携帯すること。期間の終了後、又は何等かの理由により受講を中止する時は、直ちに科目等履修生証を教務・学生センター教務グループに返還すること。

いわき明星大学聴講生 申込手続要領

1. 聴講生となるための資格・受講条件等

- ① 教養を深めることを目的として聴講希望する者は学歴等の資格を問わない。
但し、科目によっては受講可否判定の学力試験を課す場合がある。
- ② 正科学生に教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り聴講生として認められる。
- ③ 原則として実験・実習・実技を伴う科目の受講は認めない。
また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
- ④ 聴講生は1年間に30単位を超えて受講することはできない。
- ⑤ 聴講期間は1年間とする。

2. 聴講志願票受付期間

受付期間

通年・前期 3月11日～3月16日

後期 8月24日～8月31日

受付時間

平日 9:00～16:00

土曜日 9:00～12:00

3. 手続方法

- ① 教務・学生センター教務グループで所定用紙（聴講志願票等）を受け取る。
- ② 必要事項を記入し、受付期間内に添付書類と共に教務・学生センター教務グループに提出する。
添付書類：履歴書（市販の用紙使用、写真貼付のこと）1部
- ③ 選考の上、通年・前期の履修を希望する者については3月末日までに、後期の履修を希望する者については9月中旬までに、その結果を教務・学生センター教務グループより連絡する。
- ④ 聴講を許可されたものは、連絡後1週間以内に管理センター財務グループに登録料、聴講料を納入する。
この時に誓約書および受講証用写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）を提出する。
- ⑤ 手続完了後、受講証が交付され受講することができる。

4. 登録料

10,000円

5. 聴講料

（1単位につき）6,250円

6. 休講及びやむを得ない事由により聴講できない場合は、その責を負わず、原則として登録・受講料は返還されない。

7. 受講科目の単位の認定は行わない。

但し、希望により当該科目の試験を受けることができる。

- (注) 受講する際は、必ず受講証を携帯すること。聴講期間の終了後、又は何等かの理由により聴講を中止する時は、直ちに受講証を教務・学生センター教務グループに返還すること。

いわき明星大学転部・転科に関する細則

〔平成23年4月1日〕
制 定

(趣 旨)

第1条 この細則は、いわき明星大学学則(昭和62年4月1日)第42条第2項に基づき、他学部への転部及び他学科への転科に関し、必要な事項を定める。

(定員及び選考)

第2条 学科の定員に余裕のある場合に限り、志願先の学部は、転部・転科を認めることができる。

2 転部・転科を認める場合は、志願先の学部が選考を行う。

3 選考方法については、志願先の学部でこれを定める。

(出願資格)

第3条 転部・転科しようとする学生の転入学年及び出願資格については、志願先の学部で定める。

(出願手続)

第4条 志願者は、所定の転部・転科願及び出願書類に検定料を添え、志願する学部の学部長に提出しなければならない。

(転部・転科の許可)

第5条 転部・転科の許可は、志願先の学部教授会の議を経て学長が行う。

2 転部・転科を許可された者は、在籍学科の学科主任を通じて転部・転科届を在籍学部長に届け出なければならない。

3 転部・転科を許可された場合であっても、志願者が転部・転科する時点において出願資格を満たしていない場合は、転部・転科の許可は無効とする。

(修業年限)

第6条 志願者が転部・転科した際の修業年限は、転部・転科前に在籍した年数を通算する。

(単位の認定)

第7条 志願者が転部・転科前に修得した単位の認定は、いわき明星大学修得単位の認定に関する細則(昭和62年4月1日)を準用する。

(学 費 等)

第8条 第4条に規定する検定料は、学則別表第11に定める。

2 志願者が転部・転科した際の授業料等学納金は、志願学部又は志願学科の当該年次に定められた額とする。

(改 廃)

第9条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

※別表は省略

再入学に係わる内規

第1条 再入学とは、大学を途中でやむを得ない理由により退学した者が、再び大学に戻る場合を言う。

第2条 再入学の許可は、退学理由等を審査し、教授会の議を経て学長が行う。ただし、退学後4年を経過している者については学力検査を課すものとする。

第3条 再入学できる課程等は、当該希望者が退学時に所属していた学科等とする。ただし、退学時に所属していた学科等がない場合は、当該学科等に相当する学科等とする。

第4条 再入学できる学年は、当該希望者が退学時の学年またはそれ以下の学年とする。

第5条 再入学を許可された者の入学時期は、前期又は後期の学期の始めとする。

第6条 再入学を許可された者の、すでに修得した科目及び単位は、審査のうち、その一部又は全部を認める。

第7条 再入学を許可された者の授業料等学納金は、再入学を許可された学籍のものとし、入学金は徴収しない。

学校法人明星学苑 個人情報保護への取組みについて

個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）

1 基本方針

近年、社会の高度情報化に伴い、個人情報保護についての意識が世界的に高まってきており、わが国においても、平成17年4月1日より個人情報保護に関する法律が施行されました。学校法人明星学苑（以下「本法人」という。）では、個人情報は個人の重要な財産であり、その適切な利用と保護は極めて重要であると捉え、本法人で業務に従事するすべての者が、個人情報保護に係る法令を遵守し、児童、生徒、学生及び保護者、教職員、卒業生等の個人情報を正確かつ安全に取扱うことにより、本法人関係者の個人情報を守り、社会の信頼に応じていきます。

2 組織体制

本法人は、基本方針を具体化するため、以下の活動を行います。

1. 業務に従事するすべての者は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。
2. 個人情報統括責任者を選任し、本法人の個人情報の取扱いを統括させるとともに、運用に関する責任及び権限を与え、個人情報の適正な取扱いを確保します。
3. 個人情報管理責任者を各学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学）及び法人本部に選任し、学校及び法人本部における個人情報の適正な管理を行います。
4. 関係する個人及び企業等に対し、本基本方針の目的達成のための協力を要請します。
5. 本基本方針は、本法人のホームページ等に掲載することにより、いつでも閲覧可能な状態とします。
6. 本法人で定める個人情報保護に係る規程等を継続的に改善します。

3 個人情報の取扱い

【収集・目的】

個人情報の収集にあたり、その目的を明らかにするとともに、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な限度に限定し、適切に取扱います。

【保管管理】

収集した個人情報は、本法人で定める規程等に則して、適切に保管・管理します。

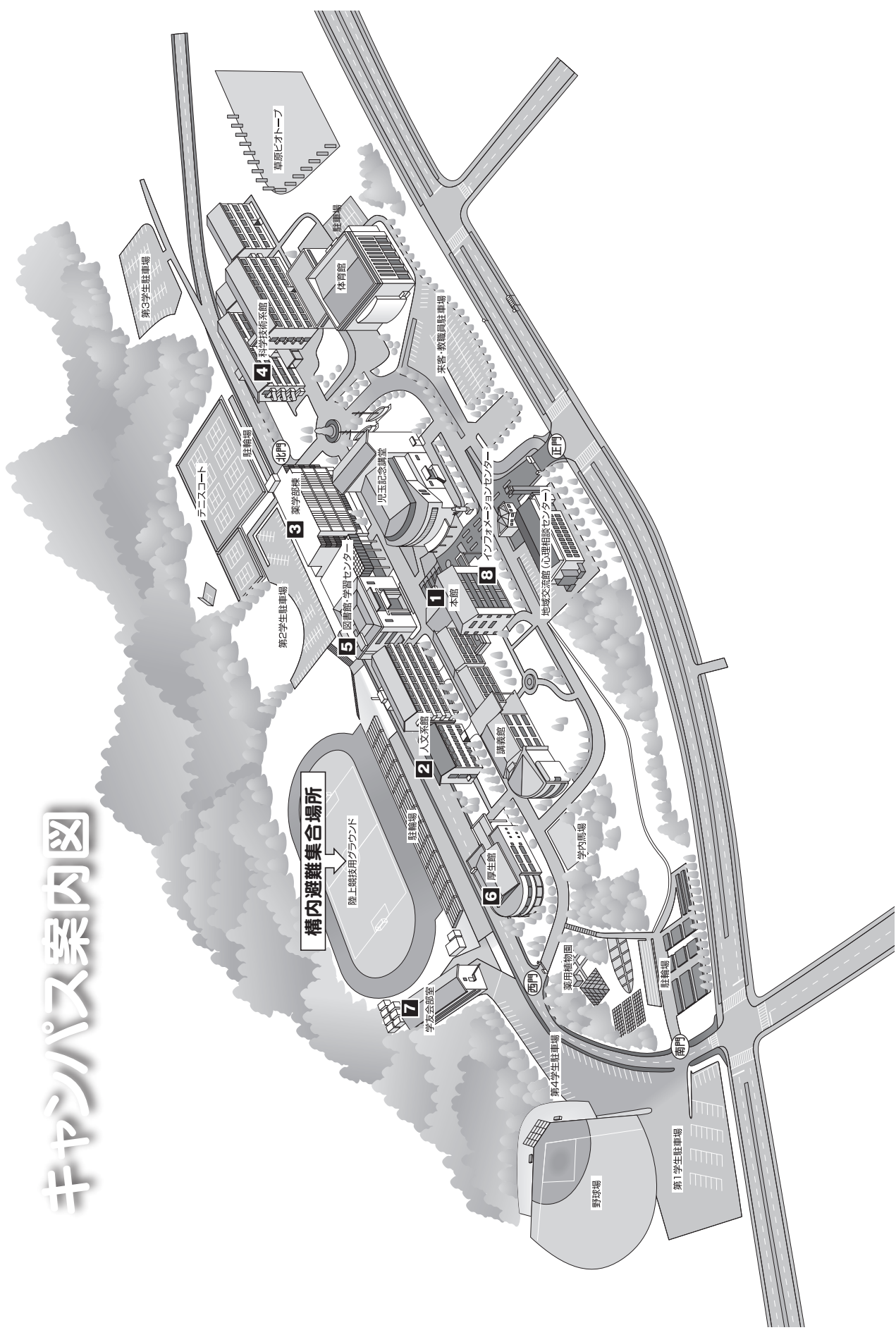
【安全対策】

個人情報の正確性及び安全性を確保するため、情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策を実施し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の予防に努めます。

以上

上記の内容を踏まえ、いわき明星大学では、学生の個人データ管理を十分に行い、学籍簿（学生登録カード）等から入手した個人情報については、本学の研究・教育以外の利用はいたしません。なお、呼出等の掲示については、学籍番号及び氏名を使用します。もし、差し支えのある場合は、管理センター総務グループ（本館事務局2階）まで申し出て下さい。

キャンパス案内図



卒業まで大切に保管しましょう!

1. 「履修の手引」は、みなさんが学業を進めていくうえで必要不可欠な履修に関する事項を収録したものです。卒業時まで使用します。
2. 「履修の手引」は、入学時にのみ配付するものです。紛失した場合の再配付はいたしませんので、卒業するまで大切に保管して下さい。
3. 「履修の手引」は、履修ガイダンスおよび教職等諸資格のガイダンス時に、必ず持参して下さい。
4. 「履修の手引」の内容の一部が変更されることがあります。その場合は、変更部分のみの資料配付、または掲示等でお知らせします。

再配付しませんので、必ず名前を書きましょう。

学籍番号	1	4			
氏名					

履修の手引（科学技術学部・人文学部）

平成26年度入学者用

平成26年(2014年)4月1日 発行

いわき明星大学

〒970-8551

福島県いわき市中央台飯野5-5-1

TEL 0246(29)5111(代)

非売品

